

第百六十九回国
参議院農林水産委員会會議録第十一号

平成二十年五月二十日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

五月十九日

辞任

亀井亜紀子君

補欠選任

亀井 郁夫君

出席者は左のとおり。

委員長

郡司 彰君

理事

主濱 了君

平野 達男君

加治屋義人君

野村 哲郎君

委員

青木 愛君

一川 保夫君

金子 恵美君

亀井 郁夫君

高橋 千秋君

藤原 良信君

舟山 康江君

米長 晴信君

市川 一朗君

岩永 浩美君

牧野たかお君

山田 俊男君

澤 雄二君

谷合 正明君

紙 智子君

国務大臣

農林水産大臣

副大臣

農林水産副大臣

若林 正俊君

岩永 浩美君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

農林水産大臣政務官

加藤 勝信君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 朝雄君

政府参考人

内閣府地方分権改革推進委員会事務局次長

外務大臣官房参事官

文部科学大臣官房審議官

文部科学大臣官房審議官

文部科学大臣官房審議官

農林水産大臣官房総括審議官

農林水産大臣官房技術総括審議官

農林水産省総合食料局長

農林水産省消費・安全局長

農林水産省生産局長

農林水産省経営局長

農林水産省農村振興局長

水産庁長官

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

資源エネルギー庁省エネルギー部

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農林水産に関する調査

(地球温暖化と食料安定供給に関する件)

(米国产牛肉輸入に関する件)

(自然体験学習の推進に関する件)

(農地の面的集積の推進に関する件)

(鳥インフルエンザ対策に関する件)

(食料価格高騰問題に関する件)

(ミニマムアクセス米に関する件)

○農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(郡司彰君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、亀井亜紀子君が委員を辞任され、その補欠として亀井郁夫君が選任されました。

○委員長(郡司彰君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、文部科学大臣官房審議官布村幸彦君外九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(郡司彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(郡司彰君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○青木愛君 おはようございます。民主党の青木愛でございます。

質疑のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、気候変動に伴う農産物などへの影響とその対策についてお伺いをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

気候変動に関する政府間パネル、IPCCの第四次評価報告書が昨年の総会で承認をされました。それにより、私たちが取り巻く気候システムの温暖化は決定的に明確であり、その原因として人間の活動が直接的に明瞭であることが断定的に示されています。また、地球温暖化は加速的に進行しており、気温や水温の変化や、また水資源、生態系などへの影響のほか、人間の社会に及ぼす被害は深刻であると警告をしております。

そこで、まず若林農水大臣にお伺いをいたします。

報告書の中で、二〇三〇年までは十年当たり〇・二度の気温上昇と予測されていますが、十年間で〇・二度の上昇、一見大したことのない小さな数値のようにも思えるのですが、このことについて大臣の所見をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(若林正俊君) 委員御承知のとおり、IPCC第四次の評価報告書で明らかにされておりますが、地球温暖化は加速的に進行をしております。そのことは農業生産にも深刻な影響を及ぼすと予測されておりますけれども、実はもう既に温暖化の傾向というのは現れているわけでありまして、日本でも、被害の形としていいますと、お米、水稲については出穂後の高温、登熟による白

未熟粒や胴割れ病が発生していると、九州地域ですけれど。それから、ミカンについては、皮と果肉というものが分離する浮き皮症というのが見られております。また、リンゴについては、成熟期が高温になるところから、赤い色が付きにくくなってきたというところから、赤い色が付きにくくなった現象が報告をされております。

農林水産省としては、平成十九年六月二十一日に農林水産省の地球温暖化対策総合戦略を策定いたしましたけれども、これに基づきまして地球温暖化にどう適応していくのか、対応していくのかということをお定めしておりますが、まず現在発生している農作物の被害状況というものを踏まえまして、当面の地球温暖化適応策の生産現場への普及及び技術指導を進めるということでございます。

そして一方で、暑さに強い品種や気象被害に対応した栽培管理技術というものを、試験場レベルであります、開発を進めるというふうにしていくところでございます。

○青木愛君 ありがとうございます。

十年間で〇・二度の上昇というのは、私は大変大きな数値だと思っておりますけれども、気候変動は、空間的あるいは時間的に変化の平均を取ればわずかな変化でありまして、局所的には劇的な変化となつて現れるものと思えます。日本の平均気温の変動は、過去百年間でおおよそ一度の上昇と云われております。しかし、ここ十年間を振り返つただけでも、日本の四季が大きく変化をしたように思えます。また、真夏日が多くなつて、しかも冬は寒く、しとしと降り続いた梅雨は集中豪雨となったように私は感じております。

気候変動で最も影響を受けやすいものの一つとしてやはり農林水産業が挙げられるかと思えますけれども、日本のこの気候変動あるいは異常気象が我が国日本の農林水産業へ与える影響、この点についてどのように認識されていらっしゃるのでしょうか。

先ほど若干お答えもいただきましたけれども、米やまた温州ミカン、リンゴなどの作物は、生産

に適した地域が北上していくと予測をされていると伺っています。しかも、ただ北上するだけではなくて、降雨量や降雨形態に変化があつて、日照時間や日照の強度にも変化が見られるそうであります。

このような変化に対してどのような認識を持ち、また対策を講じられようとしていらっしゃるのか、再度お伺いをさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(内藤邦男君) ただいま御質問ございました。特に地球温暖化の進展が我が国の農業生産にどのような影響を与えるかということにつきましては、研究機関が研究成果を出しております。

その前提としまして、例えば二〇六〇年代に約三度気温が上昇するという前提の下で、例えば一部地域における水稲の潜在的収量の減少、温州ミカン、リンゴの栽培適地の移動が起こり得るという予測モデルが示されているわけでございます。

このモデルにつきましては、今後より精度の高い将来予測とすべく更に研究を深めていく予定と聞いております。こういった研究の進展を踏まえながら、産地における品目転換など適切な対策を検討してまいりたいと考えております。

また、当面の対策でございますが、先ほど大臣から答弁がございましたように、いろんな被害が報告されております。例えば水稲作とししましては、田植を遅くすることによりまして登熟初期に高温を回避するという栽培方法の改善、あるいは「にこまる」など高温耐性品種への転換、それからリンゴの着色不良に対しましては反射シートを園地に敷設すること、あるいは秋映などといった高温でも着色する品種の導入、それから温州ミカンにつきましては炭酸カルシウム剤の施用など、こういったものを主要品目ごとに品目別適応策レポートとして昨年六月に取りまとめております。

これも各都道府県の担当部局に提示しているところでございます。さらに、二十年度予算といたしましては、高温でも着色するリンゴの優良品種の

導入など、地球温暖化に対応し得る技術の導入・実証に対する支援措置も盛り込んだところでございます。

今後とも、都道府県と連携しまして、地球温暖化に伴う農業生産への影響の実態把握、それからその適応技術の普及を図つてまいりたいと考えております。

○青木愛君 ありがとうございます。

そのときになってからだと、やっぱり現場は大変混乱すると思うんで、今から積極的な対応策の方をよろしくお願いいたします。

農産物だけではなくて、海洋の方でも温暖化やエルニーニョなどによりまして魚介類の生息に変化が見られております。現に、沖縄周辺海域では海水温の上昇によりましてサンゴが白くなつて死滅する白化現象が広範囲に確認をされております。また、反対に、私の地元であります南房総の館山周辺の海ではサンゴの生息が認められるようになりまして、また、オニヒトデや巨大クラゲの異常発生が魚介類を食いあさるという現象も増大しております。このような海洋での異常現象に対して政府はどのような対策を講じていらっしゃるか、民間、漁民に任せたままなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山田修路君) 大型クラゲ等の異常発生についての御質問でございます。

大型クラゲやオニヒトデなどの異常発生の原因でございますが、海水温の上昇などの海洋環境の変動や富栄養化などの人為的な環境の改変によるのではないかと云われております。しかしながら、そのメカニズムは必ずしも明らかにになっていない現状でございます。

このため、独立行政法人水産総合研究センターなどにおいて、発生や分布域の拡大のメカニズムの解明等に取り組んでいるところでございます。農林水産省といたしましては、有害生物の異常発生メカニズムの解明に取り組むことがまず重要と考えております。今後とも、研究の促進について必要な支援をしていきたいと思ひております。

また、被害の防止あるいは抑制対策といたしまして、大型クラゲのように広域的に出現して漁業被害を及ぼす有害生物につきましては広域的な対策が効果的であるということから、国などが出現、発生の予報を出すということのほか、駆除等の事業を支援しております。また、都道府県や漁業団体に対して対処方法等につきまして技術的な助言を行うなど、関係都道府県等と連携を取つて被害の防止あるいは抑制に努めてまいりたいと考えております。

○青木愛君 ありがとうございます。

農業にしましては水産業にいたしましては大きくこの前提条件が変わるわけですので、本当に抜本的な改革が必要であると思ひております。また、今、世界はこうした食料をめぐつて大変な事態となっております。最近では、地球温暖化の危機そのものよりも、それがもたらす食料危機の方が直接的なものであるとして深刻に論じ始められております。食料自給率三九%と先進国で最も低い日本としては、世界の食料事情の変化に無関心であつてはならないと考えます。

食料危機の状況を一番よく示しているのが国際米価の動きでございますが、ここ三か月ほどで国際米価がほぼ二倍となりました。四月十八日には東南アジア産の米輸出価格が一トン一千ドルを超えたと同いました。米や小麦は日常生活で不可欠な物資であります。価格の上昇が特に発展途上国で深刻な事態を引き起こしております。フィリピンではお米を取り扱っているお店の車両がゲリラに襲撃されました。エジプトでは政府支援のパンをもちょう列で死傷者が出ております。中米のハイチでは価格の鎮静化に対処できなかつたとして、首相を議会が解任する政情不安にまで発展をしております。

このような世界の食料危機をめぐる政情不安、社会暴動に対して農水大臣はどのような御認識をお持ちか、お聞かせをください。

○国務大臣(若林正俊君) 世界の食料需給が急激に変わつてきているわけでありまして、その要素

は大きく三つ分けて考えております。

一つは、中国やインドなどの途上国の経済発展、大変著しいわけでございます。その経済発展に伴いまして消費の構造が変わってきている。所得水準が高くなれば、たんばく質でありますとか油脂類とか、そういうものの嗜好が強まってくるわけでございます。そうしますと、畜産物消費が増えればそのえさ需要が高まるといったような形の構造変化を伴いながら、量的拡大が進んでいるというのが一点目でありまして。

二点目は、世界的なバイオ燃料の原料という食料以外の需要が増大しています。化石燃料である石炭とかあるいはまた石油でありますとか、特に運輸関係のエネルギーにつきまして、これをCO₂を抑制するために抑制するという大きな流れが出てまいりました。そのために、トウモロコシなどの農産物を原料としますエタノールを生産をして石油に代替するということが強く出てきておりまして、そのことによる穀物の需要の増大、作付けの変更というようなことが発生してきていることが二番目だと思っております。

三番目は、これは地球温暖化のかわりだというふうにも思われるわけですが、豪州が二年連続して干ばつなどが起こっております。そして、地球温暖化などの、世界的な地球規模での気候変動が各地で発生してきたといったような影響がありまして、逼迫の度合いを強めていると、このように考えております。

こういうような需給要素、要因に加えて、最近では投機資金の流入、あるいはまた輸出国による輸出規制の広がりといったことが見られまして、穀物の国際価格が高騰をするという現象になっていっていると思えます。委員がお米の例で挙げられましたけれども、本年二月小麦が、そして三月には大豆が、五月にはトウモロコシ、そして米もそれぞれ史上最高の価格を更新しているという状況になっております。このような状況の下で、アフリカあるいはアジアの一部の国では食料をめぐって暴動とか抗議行動が発生して、国によっ

ては死者を出すといったような事態も起こっているというふうになっております。

このような世界の食料事情というのは、基本的には需給の構造が大きく変化しつつあるということに加えて、今の投機資金の流入、輸出規制といったようなことも加わって、これはこういう状況が続きますと更に逼迫の度合いを強める可能性があるというふうに見えております。

○青木愛君　ありがとうございます。

やはり食料というのは人の生き死にかかわることですので、やはりこうした大変な事態を引き起こす結果になるんだらうと思えます。お金があれば何でも買えるという考え方はこの食料に関しては適用されないのであらうと思われまして。

この国民の食料を安定的に確保するため、日本としての策としてどのような対応策を講じられているかを改めて伺いたいと思うんですが、自給率を四五%にするという数値目標だけがスローガンとして掲げられているだけで、その具体策がなかなか見えてこないのではありませんけれども、今、日本で、国内のどこで何をどれだけ増やすのか、不足分をどこからどれだけ補えるのか、また備蓄は十分なのか、それらについて具体的にお示しをいただきたいと思っております。

○国務大臣(若林正俊君)　まずは国民に対して食料を安定して供給するというのが国家の責任である、これはもう世界どの国も皆同じでございますし、国内生産で対応をすることができない場合には、そういう事情のある国では輸入を安定的に確保する、そしてまた短期的変動に対しては備蓄を適切に組み合わせで行っていくということが必要だというふうな思っています。我が国においてもそのような事情は同じでございます。今委員がお話しになりましたように、この二十七年度までの生産努力目標として、カロリーベースの食料自給率は四五%を目標にするというふうな設定しているわけでございます。でありますから、当然輸入も安定した輸入を確保していかなきゃいけませんし、短期変動に備えた備蓄もしていかなければい

けない、こういうことになるわけでございます。

そこで、この国内生産の増大につきましては、食料・農業・農村基本計画というのを定めておりますが、そこに品目ごとに平成二十七年に定める生産努力目標を掲げております。品目ごとに一つ一つ御説明をしますと時間が掛かりますので、ひとつその基本計画を参考にさせていただきたいと思っております。まず第一は、経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進、つまり需要に合ったものを作っていくということがまず第一であると思えます。二番目は、食品産業と農業と連携を強化いたします。いわゆる農商工連携と言われるのもその大きな有力な手段であります。いづれにしても、加工度の高いものを次第に求めるようになってきた国民の消費動向に合わせまして、食品産業と現場農業の生産との連携を強めていくということが大事だというふうな考えております。そして、何よりも効率的な農地利用を促進をする、つまりその単位当たりの生産量あるいは生産効率、こういったことで農地利用を有効に進めていくということが重点の事項だと、こう考えて取り組んでいるところでございます。

輸入につきましては、その安定を図る角度から、そういう観点から、平素から国内外の需給動向に関する情報の収集、分析、そしてまた主要の輸出国との安定的な貿易関係の形成、緊密な情報交換といったようなことを行っているところでございまして、先ほど豪州が二年連続で干ばつ、大変な被害を受けたわけですが、豪州はかねてから日本との小麦での取引を重視しておりまして、そのような被害がありましても日本に対する輸出、日本が期待している輸入に対しては責任を持って対応するという姿勢で豪州側がこれに今のところ対応してきているわけでございます。そういう意味では今のところ不安はないんですけれども、将来のいろいろなことを考えながら、輸入先はやはり多元化をする。と同時に、国際貿易ルールとして、輸出規制、輸出税といったような貿易を阻

害する要因を除去していく、そんなことにこれから努めていかなければならないと思っております。

また、備蓄につきましては、主食である米と供給の多くを輸入に依存している小麦、大豆、そして飼料穀物につきまして、これまでの需給が逼迫したときの事例を勘案しまして必要な量の備蓄を実施しているところでございます。現在のところ、穀物などの主要な供給国からの輸入についての量的な確保に支障を来す見通しはありませんことから直ちにこの備蓄水準を引き上げる状況にはないと考えておりますけれども、食料の需給や価格の動向の収集、分析をこれまで以上に強化をいたしまして、今年度から農林水産省本省官房に食料安全保障課というものを新設いたしました。そこで集中的に情報を収集、分析をするという体制を整えたところであります。今後の動向をよく見極めていく必要があると考えているところでございます。

○青木愛君　ありがとうございます。

こうした気候の変化ですとか世界の様々な情勢を考えたときに、やはり人ごとではなくて、いつ輸入できなくなるか分からないという事態も想定されるわけでありまして、やはり日本の国民の食糧は日本国で自給していくべきだと私は考えるんですけれども。

二〇〇三年におけるフィンランドの例ですけれども、穀物自給率が一一四%と高いようでありますが、食料安全保障の観点から一年分の食料の備蓄を行っていると同っています。我が日本の備蓄は米がわずかに一・四か月分と伺っています。小麦が二・三か月分だということでもあります。私は、もともとと危機管理体制というか、危機管理の意識をまず高めていかなければならないと考えております。

最後の質問になりますけれども、今、他国への食料支援として日本の備蓄米、古米が利用されておりますけれども、この際、古米ではなくて新米で支援したらいかがかと思っております。今の減

反政策ではなくて、耕作放棄地をすべて生かして、大豆、小麦がなかなか生産に難しいのであれば、米をどんだんどん作って、日本の米は世界一おいしいと自負しておりますので、援助を受けた国の人たちがおいしい日本米に理解をいただければ、将来的には日本米のファンが世界じゅうに広がって、米の輸出拡大にも結び付くのではないかと思います。この点についていかがお考えでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) 日本の短粒種の評判はアジア地域においてかなり上がってきております。しかし、何としても高いんですね。もつと規模を大きくして生産性を上げるような形の経営が支配的になってきますと、競争力の付くような価格水準でも日本の米作経営がやっていけるようになるかもしれません、今のところそういう展望は持ち合わせておりません。

そういうおいしいものというよりも、援助という点を委員がおっしゃるのであれば、今、実は援助が必要な国は、アジアについて言えば、長粒種に食習慣が慣れているんですね。長粒種なんです。それはまた大変安いお米になっているんですね。どちらかというと喜ばれるのは、まずは、すきつ腹ですから、質より量と。量がいっぱい出されれば、それが一番喜ばれるというのが現実なんです。価格で言えば、もう三倍も四倍も違うわけですから、逆に言えば、同じ援助の金額で言えば、三倍も四倍も量が確保できるということが言えるでしょう。

ただ、今日のような逼迫した事情になってから、さあいざということになりましたら、全体が非常に値上がりしてきます。それでも日本米よりも半分ぐらい、半分以下ですけれどもね。それにしても上がってきますから大変なんですけれども、これはやはり日本のお米を提供するとすればMAM米を、加工用あるいはえさ用などでMAM米を消費していますけれども、それはコストが低いのですからね、そういう援助にMAM米を使っていくということも大きな選択肢の一つだと考えていると

ところでございます。財政負担なども留意しながら、古米中心で対応しているという現状はやむを得ないことではないかと思っております。

○青木愛君 ありがとうございます。高いということだそうでございますが、やはり日本の米は味も良いですし、何とかブランド化でもして、まずはお金持ちの方々から日本米を好むようにできないものかなと、ちょっと希望の観測を持っております。

いずれにしても、食料の安心及び安定的な供給の確保というのは、政府が国民に対して果たすべき、国防と同列に最も重要な基本的な課題だと考えます。まして、先進国で最も今自給率の低い日本にとっては深刻な課題であると考えます。若林大臣にはこのことをしっかりと御認識をいただくことをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○米長晴信君 民主党の米長晴信です。本日は質問の機会をいただきました。ありがとうございます。三十分と限られた時間ですので、テンポ良く行ってまいりたいと思います。

冒頭、短くBSEの問題についておさらいをしたいんですけれども、これ、この前の吉野家のところで背骨が見付かったというところ以降、再三再四我々議員側から質問がありましたけれども、全面輸入ストップを含めて毅然として対応すべきだという問いに対して、個別事例であるということと輸入停止までには至らないと、サンプル数、抽出数を上げることで対処するということでしたけれども。

これなぜ我々の意識が、こんなにしつこくこの問題について追及しているかという部分なんですけれども、ちょっとおさらいしますけれども、資料を何枚か配らせていただいているうちのまず二枚目をちょっと見ていただきたいと思いますけれども、これよく出てくる表なんですけれども、確かにBSE発生件数というのはいっときに比べて激

減していますが、アメリカは昔からほぼゼロとか一なんです。この理由なんですから、これ決してアメリカで完全にはないからというわけでも必ずしもないように思っています。

そこで、一枚目の表なんですけど、これアメリカのホームページから取ったんですけれども、農水当局の。アメリカは年間三千万頭が屠殺されているというふう聞いております。その三千万頭のうちアメリカが実際に検査しているのは、この表だとちょっと分かりにくいんですけれども、簡単に言うと年間四万頭と。その四万頭も、幅広く統計学に基づいて全国的に検査するといふものではなくて、実際に病気がかかっている牛だとか明らかに怪しいものに絞って検査をしていると。つまり、一般の食卓に行くような、食べることと目的として屠殺して売っている牛についてはこの検査対象にむしろ入っていないといふことなんです。逆に言えば、日本に来るやつはサンプル調査すらされていないものが入ってきていると。

このBSE、まだ未知の部分もあるし、だんだん実態が解明されてきて、危険部位を取り除いた月齢を若くすれば限りなくリスクはゼロに近づいていくことではありますけれども、そういう中で日本は、我が国は全頭検査をして、日本人の食の安全を確保しているわけですから、アメリカとはやはり余りにもこのBSEの危機管理の仕組みが違うわけですから、だからこそ一つでも入ってきたらやつぱりそれは大きな問題であると思っております。

このBSEですけれども、異常プリオン、これ煮ても焼いても、一度肉に入っていればこれ消えないんです。灰にしないとくならないんです。それを万一食べて、摂取しなければ大丈夫というところなんですけれども、一度摂取してそれが体内に入ると、発症すると致死率が一〇〇%と。やつぱり万一というときには恐ろしいものでありますから、だから我々議員がこれもとちゃんとストップをしてくれというお願いを申し上げてい

るわけでございます。恐らくそういうことについて質問しても前回と答え自体は変わらないと思うんですけれども、ただ、覚悟といいますか、これ命にかかわる問題ですので、万一、この期間の緩い対応で万一入ってきて、それが将来何かの事件につながったような場合に、今の時期の、今大臣の席に座っていると責任から、将来万一被害の問題のようなものに発展した場合にこの責任についてどう思っておられるかという覚悟だけお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(若林正俊君) まず、この度の脊柱が混載されたことが発生したということについてはもう極めて遺憾だと、大変遺憾だとまず考えているということを申し上げた上でお話ししたいと思っております。

委員が資料をお配りをいたしました二ページのところで、アメリカの方のBSE牛の発生が極めて少ないと、日本と比べてみましても非常に少ないですね。そういう少ない理由は、高リスク牛をサンプルとして選んでやっているからではないかと、こういう御見解を申し上げられたわけでございます。

このことについては、実は専門家として食品安全委員会というのを我々は持っているわけがございます。食品安全委員会ですね、内閣に。その食品安全委員会が平成十七年十二月にリスク評価をいたしております。米国におけるBSEの有病率は百万頭分の一頭以下であるというふうな推定をしておりまして、そして現在、米国が実施しているサーベイランスについては、神経症状を示す牛などの高リスク牛を対象にしているということの評価した上で、この検査水準については、安全委員会が平成十八年十二月に、米国の現在のサーベイランスについては高リスク牛により重点を置いたサーベイランスであり、その考え方自体は理解できるものであると、そして、サンプル数そのものは少ないからといって一概に問題であるとは言えないと考えるということを公式に表明してお

ります。

この米国BSEサーベイランス見直しに対する見解というのを、政府として安全委員会が見解を示しているということをまず私から申し上げておきたいと思っています。私自身は専門的な知識をこれ持っているわけじゃありませんので、これは食品安全委員会がこういう見解を示したということと申し上げて、言わば日本の国会で、アメリカの発牛がどうも危ないぞと、この数字はそのまま評価できないんじゃないかというようなことであつては、ちよつとそれはそれとして一つの問題になりますから、政府としてはこの安全委員会の見解を持つていふことをまず申し上げておきたいと思っています。

そこで、本事業についてでございますが、これが、米国外務省からの我々への説明として第一報は、日本向けの輸出品でないものを誤って積載したものであるというふうな説明が行われたわけでございます。

この前に、十八年一月の事例との比較をしたわけでございますけれども、十八年一月の事例の場合は全面輸入停止措置を掛けました。これは、実際には不適格品であるにもかかわらず、米農務省が日本向けの輸出品に適合しているという証明をしてたんですね。だから、これは、米政府が適格品だという証明をした製品が日本向けに輸出された、日本が輸入してきたということでございますので、そういう意味では今回の場合とは違つていふわけでございます。

また、他の施設からは、昨年七月の輸入手続を再開以来、これまで十八年一月の事例と類似の問題は発生していないといったことを踏まえまして、まずはこの発生した誤った施設からの輸入手続を止めて、これを保留することとして、そして詳細な調査をアメリカ政府に求めているわけでございます。それまでの間は、厚生労働省と農林省におきまして、輸入時の検査段階の抽出率を上げてチェック機能の強化措置を講じているところでございます。

米政府に対して徹底した原因究明と改善措置の実施を含め、詳細な調査結果の報告を求めているところでありまして、まだ米国外務省から調査結果の報告が来ておりませんが、これが提出された場合には、その報告を踏まえて、厚生労働省と連携して、この調査結果をしつかり検証をいたしまして、今後どうするか対応をしていきたいと、このように考えているところでございます。

○米長晴信君 私質問、端的に、万一のときの覚悟はという部分だったんですけれども、それを逆にお答えにならなかった部分も議事録に残つておりますのでこれぐらいにしたいと思いますが、ただ、やはり感覚的に、リスクが百万分の一以下ということですから、百万分の一だったとしても、三千三百万頭いるわけですから三十三件ある可能性はあるんですよ。だから、母数が全然違つて、安全に関する意識も違ひますので、食品安全委員会とかアメリカ側の説明もあるでしょうけれども、やはりより毅然とした対応、万が一のことも考えて慎重にこれを扱つていただくことが国民の信頼と安心につながるかというふうな申し述べまして、次に移りたいと思います。

同じ食の安全ということでは、前の委員会でも、ギョーザの問題、これ自体は事件として捜査中ということでございますけれども、国民の意識の方は間違ひなく食の安全ということに物すごく関心が高まつて、とりわけ中国産の野菜についての疑念といひますか、そういうものも生じたように思ふんです。

資料の三番なんですけれども、これは意識調査なんですけれども、このワーストスリー、三つ目、一般国民がこれは悪いというものに食糧、これ去年の一三%から一気に四一%ぐらいになって三位に浮上したと、急浮上した。これはBSEですとかギョーザ問題、こういうものが少なからず私影響していると思ふんですけれども、実際に輸入の数値ですけれども、これも中国産のものが輸入が減つていふというふうな聞いていますけれども、今年一月にギョーザ問題発生しまして、それ

以降の中国産野菜の輸入の現状をお答えいただきたいと思ふんですけれども。

○政府参考人内藤邦男君 まず中国からの野菜の輸入量、十七年から見ますと、貿易統計でございますが、十七年が百五十四万トンでありましたが、十九年は前年比八七%の百三十二万トンとなつております。これを二十年の一月から三月の輸入量で見ますと、前年同期比七八%となつております。その背景を輸入商社等から聴き取つたところ、薬物中毒事案の発生による輸入商社等の買い控え、それから中国側の輸出検査強化が強化されたことによるといふことでございました。

また、これを四月下旬の植物検疫統計で中国からの輸入量を見ますと、回復基調に転じた感の見えるシウガなどの品目がある一方、ニンジンなど依然として輸入量が少ない品目もございまして、ばらつきがあるという状況でございます。

○米長晴信君 事前の説明では、去年の一月一三ヶ月に比べて平均で三割弱ぐらい減つていふというふうな聞いております。資料四、これ民間の新聞の報道ではそれ以上に、四割ぐらい減つていふという調査もあるようなんですけれども、この中国産の野菜に対して消費者がちよつと離れていふという中で、これは我が国の生産の野菜を一気に増やすチャンスでもあると思ふんですけれども、一方で、農家の人はこれで一斉に生産量を増やすというのにやや足踏みしている部分もあると。

つまり、この中国離れというのが一過性のものであつて、また元に戻つてしまふのではないかと、うような不安もあるように思ふんですけれども、この辺の現状を農水省としてどのように評価して、今後どのようにされていくか、ちよつとお伺いしたいんですけれども。

○国務大臣(若林正俊君) 今局長が答弁いたしましたけれども、この中国産の野菜の輸入の激減といふのは品目によつて非常に違います。それぞれ、もう十何%台まで落ちたものもありますし、四〇%のものもあります。六五%ぐらいでど

まつているものもあります。それぞれで違ふんですけれども、これは輸入に当たつて、輸入の商社が国内の不安感が背景にございましてから輸入を控えた、あるいはまた中国側が輸出の検査を強化したんですね。何重にもチェックの体制を取つて強化したといふようなことから、今度中国側の方、供給自身の方も抑制されたといふような事情もございました。

しかし、いずれにしてもそういう中国産の野菜に対する不安が、不信が非常に根深くあるという事情があるわけですから、私は、こういうような中国産の野菜に、冷凍も含めてですが、大きく依存してきた理由に、私は国内の農業者が生産をする際にそれぞれ自分の生産物を一度に大量に作つて生産性を上げて、それをどういふふう利用者に、需要者に結び付けていくかということが難しい。

今までの例ですと、卸売市場に出して、市場がその分配機能を持つてわけですね。しかし、実は食料品の消費の形は外食が非常に多くなつてきた、それから中食などのお弁当類、この中食需要が非常に多くなつてきておりまして、そういうような消費が全体の四割から五割を占めるようになってくる。一方また、スーパーなどでもそうなんです、やっぱり食の外食化が進んでいきますから、うちで全部初めから調理するといふ形よりもある程度の加工をされた状態のものを望むようになってきていふ。そういう需要の変化にうまく供給を安定させる、安定的に供給させる。特に、加工品については品質、商品としての弁当弁当、日替わり弁当といふものもありますけど、大体安定した素材を入れて安定した値段で供給するといふ営業パターンになつていふわけですね、外食なんかもそういうのが多いんですけれども。

そうすると、時期によつて振れがないようにきちんと納入されるということ、そして品質上も安定をしていく、そういう事業者が発達が遅れてきたということが非常に大きな原因だったと私は思つていふんです。言わばコーディネートする

コーディネーター産業というものが足りなくなっていた。商社の方は、そういう意味では中国で産地を押さえて中国の方と組んだ方が同じものをそろえてやりやすい、例えば冷凍にしても人件費安いというようなことで中国物にシフトしていったんじゃないか。

こういう不自信、不安感によって中国産がブレイクが掛かっているときに、新しいビジネスとしてそういうコーディネーターするようなビジネスというものを、生産者という外食、中食あるいは加工の原材料とを結ぶような、情報を集約して安定して結ぶリスクを負う、そういう事業者が生まれてきつつあるんです。急速に生まれてきていますが、そういう事業者が活躍をしていくような場をつくっていくということは私は非常に大きなことじゃないかと思っています。実は、そういう事業者を対象として表彰制度を設けて、この間農林大臣表彰を第一回やっただけですけども、なかなかこれから、今のところ少ないですね、対象が。だから、そういうような事業者が心掛けて増やしていくということは大事なんじゃないか。

農林水産省でも、加工・業務用需要向けの国産野菜の供給体制の整備を進めるために、仮称、こういう言い方をしているんですけども、加工・業務用需要対応プランというようなものを作っていくと、そういうプランを進めて、それに基づいて生産に取り組む産地、農業経営というものはこれから重点的に支援をしていくということが大事ではないかと。先般決定した新農政二〇〇八の中にも、その趣旨を実は盛り込ませていたところがございます。

○米長晴信君 いろいろ取組が進んでいるということですけども、ある程度ブームというのは一過性の部分もありますので、今進めているプランというのは、仮に急いでも来年度予算からということではなくて、できるものはもう予算措置緊急的にとつてすぐにでも始めていたきたいというふうに思っています。

安定的に地域の食料を供給するというのは、給食もそのうちのひとつだと思うんですけども、今日は文科省の方から参考人の方も御足労いただいていますけれども、文科省では二十二年度に地場産物の使用割合を三〇％にまで上げるという目標を定められているということですけども、この食の安全に関する意識が急激に日本人変化する中で、この目標というのは、よりもっと進めるとか、これ見通しはいいかがでしょうか。

○政府参考人(田中敏君) お答え申し上げます。平成十八年三月に政府が策定いたしました食育推進基本計画におきまして、先生御指摘のとおり、学校給食における地場産物を使用する割合を食材ベースで平成二十二年度までに三〇％とするということを目指してございます。現在、約二三％ということまで至っている状況でございます。

文部科学省としては、これを更に目標に近づけていくということのために、学校給食において地場産物を活用することは、地域の自然、環境、食文化、産業について子供たちが理解を深めるということに役立つと、あるいは生産者、生産過程を理解して食べ物への感謝の気持ちを抱くということなど、教育的意義を極めて重大なものだということに認識をしております。

このため、従来から文部科学省としては、食に関する指導の手引というふうなことで、地場産物や郷土食の導入について工夫をするようにというふうな指導をするのと同時に、地場産物活用事例集というふうなものを作って各学校等に配付しているところがございます。

さらに、地場産物を活用した魅力ある献立作りの推進について実践的な調査研究を行うためのモデル事業というふうなことを実施をしておりますところでございますし、平成二十年度からは新たに地場産物の活用方策に関する調査研究として、例えばどんな流通体制が整っていったらいいのかなというふうなことについての検討を進めていることとしてございます。

さらに、地場産物の活用の推進を図るため、学校と生産者の交流をどうやったら促進していったらいいのかというふうなことについての検討についても、専門家による検討会議を早々立ち上げまして教育的観点から踏まえた検討を進めるということとしてございます。

文部科学省としては、今後とも地域の特性に十分配慮しながら、学校給食における地場産物の活用の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○米長晴信君 ありがとうございます。

十八年度に決められた目標に向かって、今二三％まで上がっているということですけども、先ほど言ったように、これ国民世論がわくと動いているときに一気に進めてしまおうという柔軟性も必要だと思っております。是非、農水省、文科省、タッグ組んで、この部分、より動きのある形で取り組んでいただきたいと思っております。

急いで行きますけれども、子供について関連で、子供にそういった農業に携わってもらおうというところで、子ども農山漁村交流プロジェクトというのが今年度予算から付けまして、全国で二百三十五校を対象に、田舎に行つて共同生活をして農業を現場で勉強するということが進められておりまして、私も先日、うちの県の山梨でも一つモデル地区がありまして、道志村というところなんですけれども、そこで現場を視察してまいりました。

本間に、受入れ側は、子供が来たときにこういうことをやろうということで非常に積極的に取り組んでいて、一刻も早く子供が来てほしいというところなんですけれども、ただ、現場で受入れをするに当たって、その村自体は毎年二十組前後、二百程度の規模で子供受入れの実績はあるそうなんですけれども、一週間というところになると、かつ、それが二百三十五校ということでは、平均で大体四組ぐらい受け入れるということなんですけれども、そういう規模になりますと、なかなか今の体制では難しいと、非常に、そういう指導をす

る人とか担当者の育成にもうちよつと予算が必要だということをおっしゃられたんですけども、そういう現場の声があるんですけども、その辺、五年後に全国一斉で二万三千校を対象にやるということであれば、なおさらその辺にはもうちよつと力を入れなきゃいけないと思うんですけども、大臣の御所見をお伺いします。

○国務大臣(若林正俊君) これは大変重要なことだということに認識いたしております。私も、かねて自然体験学習、山村留学制度の推進にずっと取り組んできたところでございます。そういう流れの中から、この度、子ども農山漁村交流プロジェクトというのを立ち上げることができたわけでございます。

これは委員も御承知のとおりでございますが、全国すべての小学校で、一応五年生というのを念頭に置いていられるんですけども、すべての学年が農山漁村で一週間程度宿泊体験を行うということを目指して、文部科学省、総務省と連携して今年からその取組を開始し、まず、その受入れの方のモデル村、委員がおつしやられた山梨県の道志村もその一つですけれども、やはり今まで受け入れてきた経験のある自治体をモデル地域として、そこでまずはモデル的に、今度は出す学校の側、これは文部省の方が選定をして希望を募って出していただくわけですけども、そこで体験を、経験を積み重ねながらそれを全国に逐次広げていって、五年後全体に広げよう、こういう構想を持っています。

そして、昨日、オリンピックの記念会場で全国のその指導者の、七百人ぐらい集まっていますかね、キックオフ大会というのがありまして、私もそこで出かけていって、皆さん方に、このことを大事にしながら制度としてこれを推進していこうということをお呼びかけたところでございます。

御指摘のように、このプロジェクトを広く実施していくためには、様々な体験学習をしていくための体制整備というのが大事なんです。多分、一週間通じて民宿するというのではないのが多

いんじゃないかなと、こう思います。一週間のうち二日とか、場合によっては一日だけといったケースも、弾力的に受入れ体制に従ってやればいいと、こう考えているんですけれども、大事なものは、やっぱり指導者だと思ふんですね。そういうインストラクターなどの子供たちの活動を支援をする人材というものがなくて教育効果も出てこないし、村の中のいろんなトラブルが予想されますから、そういう意味でこの受入れのモデル地区というものは大事だと思います。

そこで、今年度は、こういう広域連携の共生・対流等対策交付金というのがございますが、そこで支援策を用意しまして、受入れモデル地区を中心に指導員などの人材の育成、確保に活用をすることができるといふふうにしておりますし、ソフトの関係、あるいは施設の改修などに使う改修費やなんかも予算上の措置を講ずることにいたしまして、これを進めていきたいと、こう考えております。

それで、これ全部で実施しますと年間百二十万人になるんですよ、子供たち。五年生を一応念頭に置いていますがね。卒業までに一回は行ったことがあるという子供たちを、いっばい体験をしてもらいたいというこの大きな構想のスタートですから、委員が御指摘になりましたような種々の問題については、このことは一つ一つ大切にしながら、間違いが起きないように進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○米長晴信君 これについては文科省の方にも一つ質問を用意していただんですけども、ちょっと時間がないので。

意見として、もう本当にその方向で進めていただいたいですけれども、ただ、無理して百二十万人の全国の子を一斉に対象にするというよりは、私が視察した道志村自体は、村全部を合わせても一学年二十人いないような小さな村で、毎日が共同生活で毎日が農村生活であって、そういう子供たちが無理してほかのところに行くというよりも、やはりこれはグリーンツーリズム的に、都市

部の子供をしつかりと田舎が受け止めると。必ずしも全国一斉にという数だけのことでなくて、そういう一個一個モデル地区を増やして育てながら確実にやっていった方がいいんじゃないかなと。これまた四年間の猶予がございまして、私はそういう方向で進めていただきたいという希望を申し上げまして、最後一つだけ。

先ほど中国の輸入のお話をしましたけれども、今度、輸出の方なんですけれども、これ幾つかの質問をまとめて一つにしてお伺いしますけれども、中国への輸出では、現状では植物検疫の規制が厳しくて、果実ですとリンゴとかナシに限られているということなんですけれども、この部分の中国との協議がどうなっているのかということと、あと台湾向けの桃やブドウの輸出、これを私の出身の山梨県では十八億円から三十八億円に五年間で増やしたいというようなプランを出しているんですけれども、やはり検疫等の規制が厳しくてなかなか明かれないということなんですけれども、我が国産の高品質の果樹を中心とした作物の輸出について、現状と所感をお願いしたいんですけれども。

○政府参考人(佐藤正典君) 御説明を申し上げます。委員お尋ねの中国との植物検疫の協議の現状につきまして御説明いたします。

日中間の植物検疫分野におきましては、日中間国それぞれが輸出を希望する品目につきまして、病害虫の侵入を防止するための検疫条件につきまして技術的協議を行っているところでございます。我が国からは精米、桃、ブドウ等の農産物の解禁を要請してきたところでございます。このうち、日本産の精米の中国向け輸出につきましては今般恒常的な輸出条件が確立したところでございまして、その他の品目につきましては、現在、我が国の提出した要請内容につきまして中国側で技術的検討が行われているところでございます。

我が国として、引き続き中国側に対して速やかな検討を促すなど、技術的協議の促進に努めてま

いりたいというふうに考えているところでござい

○米長晴信君 今、中国の富裕層はもういいものだったから高いものでも買うという方向がありますんで、いろいろ工夫をして輸出に取り組んでいただきたいとお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○牧野たかお君 自民党の牧野たかおでございます。

今日は、まずは農地の面的集積化について伺いたいと思っております。国の農政の大きな指針の一つに農地の面的集積化も入っていると思えますけれども、平成十八年度の統計でいきますと、国土の一三％、四百六十七万ヘクタールが農地でありまして、これはすべての農家二百八十五万戸で割ると、一戸当たり一・七六ヘクタールになると言われております。

ずっともう何年も前というよりか、もう何十年も前から農地の集積化というのはこれは進められてきたと思えますけれども、それで、そういう集積が進んでいるかどうかとは思いますが、実際にどの程度進んでいるかということ資料というデータをもたろうと思ひまして農水省に求めましたけれども、それを全国ベースで表す資料が出てこなかったものですから、これは意外だったんですが、その予算を使った集積化政策の成果というのを検証、今のままじゃできないと思ひますが、この点についていかがでしょうか。

○政府参考人(高橋博君) 農地の集積状況に關します御指摘でございますけれども、私も従来から把握しておりますのは、いわゆる農家一戸当たりの経営耕地面積あるいはこの階層規模別の面積ということでございますけれども、御指摘のとおり、これはあくまでも数値的な情報でございます。平均レベルの数値ということ。じゃ具体的に面的にどの程度集積をしているのかということになりますと、個々一筆ごとの農地と実際に経営している農地との間でのどのような関係になるかと

いうことで、サンプル的にはたしか御説明をさせていただいたとは思っておりますけれども、そういった個々の農地すべてについて一筆ごとに把握をしているものではないと思ひました。これは当然のことながら技術的な問題等もあったわけでありまして、やはり今後、面的集積をきちんと推進していく際の基礎資料にもなるわけでございます。

従来から、農地情報につきましては、地図情報とそれから数値情報、これをきちんと結び付けていくということでGISシステムの活用等行っているわけでありまして、今回、本格的にこういうような形、更にきちんとした面的な面集積を行うためにもこれを強力に推進していくということで、本年度から、この農地情報の確な把握を中心とするということで全市町村を対象にGIS化の取組を集中的に行うということに取り組んでいるところでございます。

○牧野たかお君 データベースを今年からやるということは何だったわけでありまして、是非、それが無いと本当に予算を使つてそういう政策を進めていて、効果はもたらんあるんでしようけれども、それを検証しなきゃいけないというのが私はやっぱり大切なことだと思ひますので、その農地のデータベース化を早く進めていただきたいと思います。

それで、これ、今度は、私が現場で聞いた話なんですけれども、面的整備をする。農家の場合は、前に森林のときも申し上げましたけれども、それと同じように、まとまって農地を持つていらっしゃる農家というのはなかなか少なくなくて、こっちに何反、こっちに何反とか、そういう感じで分散している農家が多いと思ひますけれども、そういう中で農家として自助努力で農地を集積しようとしている方たちもいっぱいいます。そういうときに問題になってくるのが、何ったところ、農地の登記費用と測量費用というのが今すくかさんでいるらしいんですが、現在は、その該当する農地を例えば農家同士が交換分合しよ

うとしたときには、該当する土地だけじゃなくて隣接する土地まで測量しなければならぬということ、これは筆の大きさ、面積とか地目にかかわらず、大体一回当たり数十万の費用が掛かるそうなんです。それで、それについての今のところの制度でも支援策がないんですが、私は、やっぱり農地を面的に集約していくためには、こういったところにもちょっと配慮をしていかないとかなかなか面的な集約というのは進んでいかないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(高橋博君) 面的集積につきまして様々な政策的な推進策を講じております。これのやはり一番大きなものは多分二点ほどあるかと思っております。

一つは、二つほど大きな推進方策ございます。一つは、現状の土地の状態のまま、いわゆる土地を貸し借りしていく。担い手に対して周辺の農家、様々な事情であるわけでありまして、土地を貸していくということが、まず第一点。それから、もう一つは圃場整備。いわゆる土地の区画形質を、水田なら水田で一定の区画にして大規模な機械化耕作ができるように土地基盤を整備をしていく。その際、当然土地をいじりますものですが、当然のことながら新たな区画に応じた筆の設定を行って、そこを例えば換地処分を通じて担い手に周知をしていくというようなことだろうと思います。

委員御指摘の、例えば測量等の場合でございますけれども、通常の貸し借りの場合であれば、大体一筆の土地の面積分かっておりますので、これについて測量を新たにしないという貸し借りが行われないということではないと思います。一方、土地改良事業、これはもう当然工事が伴いますので、区画形質あるいは面積自体も変わります。したがって、そういった場合には測量経費も必要になります。また、当然のことながら登記も新たに設定をし直さなきゃいかぬということになります。その場合には、基本的には、この土地改良の事業に対します補助の対象という中で、補助対象経費

の中で、この測量経費でございますとか、あるいは登記等の費用についても見るということとしております。

ただ、例えば、本当に自主的に交換分合ということも事実上ないわけではございませんけれども、ただ、その場合に、あえて、よっぽど測量等どうしても必要な場合であれば、これはすべてではございませんけれども、プロジェクト交付金等の中で、どうしてもそういう場合、必要であれば見るといようなこともさせていただくような方式もございます。

いずれにいたしましても、集積に対しては生産現場の様々な課題を踏まえて、いろいろこれまでもやっていましたけれども、その助成についてより効率的に進めたいというふうに思っております。

○牧野たかお君 おっしゃることは分かりますが、要するに、結局すべての農家を対象にとかすべての農地を対象に圃場整備ができるわけじゃないし、また、要するに、農家の場合は、前にも申し上げましたけれども、なかなか土地に対する所有意識というのがすごい強くて、だからなかなか貸し借りというのでも、やっぱり貸すのは、確かに今制度的には要は相手のものにならないというふうにはなっておりますけれども、それでも意識の問題でいくと、なかなかそれがどうしても、自分の農地は自分で持ちたい、農家も新しく農地を増やすにしても、できることならば自分の農地としてまとめた一つの、水田にしても畑にしても、自分のものとして使い勝手がいいようにしたいというの、これは農家の意識として私は潜在的にあると思うんですね。

だから、そういった部分も全く無視は私ではできないと思いますし、大きな事業をやるのと同時に、それとは別に、そこに当てはまらないような農地についても何らかの支援策を考えていかないと、日本全体の農地の集積というのはなかなか進んでいかないんじゃないかなというふうに思います。これは意見で言っておきます。

それで、時間がどんどんなくなっていくますので、石油高騰対策はちよつとやめます。

鳥インフルエンザに参りますけれども、これは、今強い毒性の鳥インフルエンザの感染した野鳥が最近また国内でも確認されましたけれども、これは野鳥から鶏、またペット、そういったものの感染が心配をされますけれども、最終的に一番心配されるのは人体への感染というふうに考えるよりも、やっぱりこれは私たち人間に対する大きな脅威と考えるべきだと私は思っておりますが、

ところが、現状の対策というところはまだ十分ではないなというふうに感じるところもござります。まず、養鶏農家が要するにそういう野鳥の侵入防止ネットを整備しようというのを考えたときに、現在の制度ですと、組合だつたり集団だつたりということであれば助成制度が適用されるんですけども、個々の養鶏農家がそういう感染を防ぐための防衛ネットを張ろうとしても、今対象になっていないんですね。それで、私の静岡県の中で見ると、やっぱりそういう養鶏場というのはふんが臭いから、だんだんだんだん山の奥の方にいうか、人里離れたところに移っていくもので、隣、隣の養鶏場といつてもかなり何キロもあって、なかなか一緒に共同でネットを張るとか物理的に一緒に張るとかということもできないでしょうし、また、やっぱり養鶏農家はなかなか個々で営農している方が多いかと思っておりますけれども、そういうこれは養鶏農家の、何というんでしょう、その事業を助成するというよりも、本当に防がなきゃいけない第一歩としてここで止めなきゃいけない重要な私はポイントだと思っております。ですので、ほかのものとちよつと違って、この鳥インフルエンザの対策として私は個々の養鶏農家の防衛ネットを助成対象にしても私はいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐藤正典君) 御説明を申し上げます。昨年末でございすけれども、農林水産省から

都道府県に對しまして、全国の一千万羽以上を飼養する養鶏場につきまして、飼養衛生管理状況の立入調査を行うように要請したところでございす。その結果によりますと、既にほとんどの養鶏場で適切な飼養衛生管理が行われていることが確認されたところでございす。残りの養鶏場につきまして、農林水産省から都道府県に對しまして、先ほど委員から御指摘ありましたような防衛ネット、これの整備等の改善を指導するなどの要請をしたところでございす。

防衛ネットの整備につきましては、国から引き続き、食の安全・安心確保交付金ということで、農場三戸以上から形成されます生産者集団に對して支援を行っているところでございす。個別の農場、先ほど申しました集団というのは距離的な制限というのはないんですけれども、個別の農場が購入する等の際に必要となる資金につきまして、これは農業近代化資金とかあるいは農林公庫資金などの低利の融資の枠を用意しております。こういったものも利用して整備を進めてもらいたいということで都道府県を通じて指導しているところでございす。

いずれにしても、本病の侵入防止、大変大切でございすので、万全を期して対応してまいりたいというふうに考えているところでございす。

○牧野たかお君 私の申し上げたことを今おっしゃっていただきましたけれども、私が指摘しているのは、ほかのものと違って、これは本当に、最終的には私たち人間に感染するのが一番恐れられる、言うならば人間の伝染病と同じふうにかえ

た方が私はいいと思うんですね。ですので、これを一番最初の段階で、養鶏場で防ぐというのは、養鶏場のためにやるというよりも私たち日本人のため、またまと言えは日本の社会のためにやることでありますんで、私はそこはもう、そういう集団じゃなきゃいけないというのはもう撤廃しちゃって、事業への助成じゃなくて、これは本当に感染を防ぐための予防策として、これはもうすべての養鶏場、その一戸一戸や

ることを認めちゃった方が、認めちゃった方がいいというよりも、認めないといざというときにまじいんじゃないかなと思つて今私は申し上げているところでございます。

それと、次に関係するんですが、前にやっぱ京都で鳥インフルエンザが発生したときに、その養鶏農家が、養鶏農家というより大きな会社でしたけれども、浅田農産だったかな、要するに、それが発生したことが分かつちゃうと全部鶏を処分して多大な損失を受けるということで隠しちゃつて、それが感染原因になったんですが、これは確かにやつてはいけないことでありますけれども、ただ、養鶏農家、養鶏の会社でもいいですが、そういうところからすると、やっぱこれは、鳥インフルエンザというのは自然災害でもあるし、また、その感染をそこで食い止めるということとは、今申し上げたみたいに社会に対して公共的な、要するに自分が犠牲になつてもやるということであります。

私は、もし発生した場合の、今あるのが、鶏舎の固定費とか経営再開までの、一部だと思つていただいても、そういう経費が家畜防疫互助基金というところから支払われているみたいなんです、どうもいろいろ聞いてみると、休業補償全部が賄えるわけじゃないみたいで、例えば、今の養鶏場なんかでも、単位が大きい、何百万というところもあるんですが、飼っている鶏が、そういうところというのは従業員の方もかなりいるところなんです、発生してから再開できるまでの間のそういうすべての休業補償というのは今のところまだ整備をされていないというふうに向つていられるんですけれども、私は、感染を食い止める、これも一つの方法でありますけれども、やっぱそういうところの体制をちゃんとしないと、人間の良心を疑つてはいけませんけれども、前と同じようなケースが出ないとも限らないものですから、そういうところは、私は、くどいですけれども、これは単なる家畜の伝染病と考えずに万全の体制をやつぱり考えるべきじゃないかと思つてます。

も、いかがでしょう。

○政府参考人(佐藤正典君) 御説明を申し上げます。

家畜伝染病ということで、発生農家に対しまして、鳥インフルエンザ、高病原性の鳥インフルエンザの発生の場合も含まれているわけでございますが、殺処分した家畜への家畜伝染病予防法に基づく手当金の交付ということがまず行われるわけでございます。患者に対しましては評価額の三分の一、それから疑似患者に対しましては評価額の五分の四が手当金として交付されます。それから、経営の再開に必要な家畜の導入あるいは飼料の購入等に要します資金の低利融資というものが家畜疾病経営維持資金ということで用意されているところでございます。

また、委員の説明にもあつたところでございますが、経営を再開するために新たな鶏の導入等を支援する家畜防疫互助基金ということでございまして、国から二分の一の助成を措置しているところでございます。この互助基金におきましては、農家の経営再開を支援するというところで、経営再開されるまでの間の家族労賃、それから雇用労賃、これは雇用労賃の二分の一でありますけれども、などの一定の経費を含め、その経済的な損失を経営支援互助資金として交付をしているところでございます。

万 一、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、こうした家畜防疫互助金あるいは家畜伝染病予防法の手当金あるいは融資といった、こうした経営支援措置を適切に運用いたしまして発生農場の経営再開が円滑に行われるよう対応をしてみたいというふうに向つていられるところでございます。

○牧野たかお君 そうやって何分の一、二分の一とか三分の一とか五分の四とかあるんですが、早い話が、何回も言うようにすけれども、この鳥インフルエンザの感染というのをどういうふうに見るかなんですけれども、これは私は自然災害の被害者だというふうに向つては思つた方

がいいと思つてますよね。その上で、さらに自分のところだけで被害を食い止めて、外に感染を広げないということとでその養鶏農家は犠牲になるわけですから、私はほかのものとちよつと扱いが違うべきじゃないかなと思つていられるんですよ。だから、これは極論で言へば、その損失というのは国が一〇〇%全部補てんしてもいいと私は思つています。それぐらいやらないと、いざというときに、私はこの被害の拡大が防げないんじゃないかなと、そういう心配をしているところでです。

それで、最後、この件について大臣に伺いたいんですが、実はこの件を調べていたら、発生をした鶏は直ちに処分をしなきゃいけないんですが、それが過去の例を見たり、また今現在の制度を見てもみますと、結局は各市町村とか市町村の広域の事務組合なんかでやつている一般廃棄物の焼却場、そこで処分するのが一番早く処理できて、しかも感染を防げるということなんです。

実は、何回も自分の県のことを言つて申し訳ないんですが、静岡県で、もし発生した場合、大変なことになりますので、各市町村に、そのときには市町村の焼却場を優先的に貸していただけたらんかというんで全部回つたそうなんです。ところが、必ずしもいいですと言つた市町村ばかりじゃなくて、そういう感染した鶏を自分の市や町の焼却場で処分するのはやっぱ市民感情として余りいいとしないだろうという、そういう予測の下に、そのときまでは返事ができないとかそういった答えが結構多かつたらしんですけれども、私は、こういう鳥インフルエンザのような、家畜であり、またそれから更に毒性が強いインフルエンザになつて人間に感染するおそれがある伝染病というのは、これは法律で、発生したときには市町村が処理をするというようにすることを私は義務付けたいと、そういうときにトラブルが起きたり、また、そのときに適切に処理できなかったために被害が拡大したりということがあつてはならないと思つております。

です、発生時のまずは即応体制として、家畜伝染病の予防法で義務付けられるようなことが可能かどうか私も分かりませんが、そういうことも検討なさつた方がいいんじゃないかなという気がいたしますが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(若林正俊君) 高病原性鳥インフルエンザに感染した鶏の処理の問題でございます。このことについては、国が防疫指針、家畜伝染病予防法に基づくものですが、防疫指針というのを決めておりまして、家畜防疫員の指示の下で、原則として、その処分すべき鶏の所有者が焼却又は埋却、埋めるといふことで、これを行うことを原則とし、これが困難なときには発酵という方法による消毒、これは発酵による消毒というのは、堆肥を作る過程でふんの中で熱が出ますが、その熱の発酵によつて六十度ないし八十度の熱を利用して消毒をするというような発酵による消毒方法を行うことができるというふうに向つていられるところでございます。

これ、移動させることをできるだけ少なくした方がいいですね。だから、焼却場に持つていくのも、もちろん焼却場で焼却してもいいんですが、受け入れてもらつたら焼却してもらつていいんですけれども、できるだけ移動を少なくして、その病気がかかった鶏のその近くで穴を掘つて埋めるとか焼却するとか、そういうことの方が広がりを防ぐという意味で非常に有効だというふうに向つていられるところでございます。

今、静岡県下の一般廃棄物処理場の処理の受入れ状況のことをお話ございました。私の方も聞いてみましたら、受入れ可能だと言つたのが富士宮市始め六市町、焼却炉の構造上これは受け入れられないと言つていられるところが二市町、それから、受け入れできないと、まあいろんな事情があるんでしよう、受け入れられないと言つていられるところが五つの市であると聞いております。

ですから、確かにそういういろんな事情の下で受け入れられないということがあられるんですけれども、原則は、今申し上げましたような処理方法が最も望ましいということで対処しております。

この防疫指針では、埋める、埋却又は焼却を行う場合のその場所の選定に当たっては、所有者として関係者が事前に協議をするという仕組みにしてありまして、具体的な処理方法について、一義的にもう義務付けてどこへ持っていくというよりも迅速にその近くで処理をすることの方が適当だというふうに考えておりまして、そういう意味では、しかしそれは言っても、大量に出てきた場合には大変なことになりますから、移動可能な形の組立て式の焼却炉の開発とかその整備ということをやめることにしております、処分する鶏を円滑に処分場に輸送するために必要な今度は密閉容器なども整備して備蓄しておいて、ほかに散らないような形で輸送できる体制もその中の選択肢の一つとしては検討をしていくことにしております。

どうも、一般焼却施設、まあ大体自治体が経営しているんですが、そこに義務付けるといのは、今、私はいかがなものかという意味で考えておりません。

○牧野たかお君 義務付けというのが本当に適切かどうか私はまだ分かりませんが、ただ、本当にいざというときのための、私は何を申し上げたいかというのは、あの防衛ネットから今の処理のことについてもですが、要は本当に万全な体制を取っていただけないと、本当に発生したときに、それが更に被害が拡大して、鶏だけじゃなくて人体にもし感染するようなことになったらこれは本当に大変なことだと思っております、そういう意識で、厚生労働省と共同しながらその体制をとにかく検討していただきたいということでございます。

それでは、時間がなくなりましたので最後の質問にさせていただきますが、最後は永年作物の話をしていただきます。

永年作物といってもお茶とミカンの話ですけれども、お茶がおいしい、ちょうど一番茶が出ているところでございます、早く委員会でもそこにお茶を置いてくれないかなと思っておりますけれども。

も。

そのお茶の中の話でいうと、実は国の方の交付金の制度であります、お茶というのミカンというの植えてから大体五年ぐらいは収穫ができない。それから大体三十年から四十年、収穫があるわけですが、だんだんこれがやっぱり、今、各産地、これは静岡だけじゃないと思いますけれども、木がどんどん老齢化していきまして、要は、取れるものがなかなかその新しい木から取れるものと比べればやっぱり味も落ちてくるし、収穫量も減ってくるということで、ちょうど改植の時期になっていくところも多いかと思えます、静岡県は特にそうなんですけれども。

それで、今の強い農業、つまり交付金制度というのは、お茶にしても、同じ品種に植え替えるとしたら、鹿兒島のお二人もいらつしやいますけれども、「やぶきた」という品種が九二%を占めています。これは静岡県のお茶のブランドとして本当にその柱の部分として「やぶきた」がそれを担っているわけですが、同じ品種から、四十年たつたりしたその茶樹をまた「やぶきた」に変えようとしても今はその対象に、同一品種は対象にならないというのがこの強い農業、つまり交付金制度なんですけれども、私は物によつては、幾ら新しい品種を普及させようということも分かるんですが、物によつてはもうそれしかないというものも私はあるかと思えます。ですので、この同一品種が駄目という、もう静岡県でいえばお茶の振興というのはほとんど不可能になりますので、私は、農家として次の世代につなげていくためには同一品種の要するにそういう植え替えなんかもこういう交付金制度の対象とすべきだと思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(内藤邦男君) 済みません。強い農業、つまり交付金の話でございますので、私の方から答えさせていただきます。

これは委員御指摘のように、今、交付金の対象にしておりますのは、産地ぐるみで行います茶や

ミカンの優良品種への導入に対する改植費用等の支援でございます。

品種の転換を伴わない同一品種への改植は、果樹の矮化栽培の導入、これが例外でございますが、それを除きまして交付金の対象としてはいたしません。これは、優良な新品種に転換をしていくというのはリスクが伴います。他方、消費ニーズに対応したお茶やミカンの供給体制を構築する、あるいは産地全体として優良な品種をバランス良く組み込むということによりまして、まず気象災害に対するリスクの軽減が図られます。それから、荒茶加工場等の共同利用施設の稼働率も向上することが期待できます。それから、収穫期の分散などによる規模拡大にもつながります。こういった産地の体質強化が図られるということから、国としても交付金の対象としていくところがございます。

なお、委員御指摘のように、静岡県のお茶の振興につきましましては、私ども、静岡県の茶業振興基金計画というのでも確認してみたいけれども、県の方も「やぶきた」の導入率が九〇%以上であつて、今後、わせ品種あるいはおくと品種というものを積極的に導入して、これをバランス良く組み合わせることで茶工場の稼働率を向上させるという振興計画も立てておりますので、こういった形で、私ども、県の計画に沿ったような支援を行っていくことがいいのではないかと考えております。

他方、御指摘のように、申し訳ございません、ちよつと繰り返しになるようで、同一品種への改植というのは品種の転換を行う場合に比べましてリスクは小さいわけでございます。それから、収穫等の作業、それから共同利用施設の稼働のピーク改善も結び付きにくい、あるいは、いわゆる施設の更新については補助対象としていないという施設整備の考え方は整合性などから、私ども交付金の対象とするのは困難であると思っております、その点御理解いただきたいと思っております。

○牧野たかお君 もう時間ですので終わりますが、正直言つて、今のお答え、全然お茶のことを分かっていないと思います。

お茶というのはいろんな品種を混ぜて最終的に商品にするわけですが、その一番のメインが静岡県の場合はこの「やぶきた」なんです。たとえほかの品種を入れていくにしても、静岡県のお茶の中で「やぶきた」品種がこれから、じゃ九二%から五〇%になることは絶対ありません。

ですので、下がっているような品種がこれから加わるに当たつて、あくまでも幹の部分には絶対「やぶきた」なんです。そういうところをちゃんと振興していかなければ、そういう農業というのは続けられなくなってしまう。だから、私は一回、担当者も、事前に話をしたときに、正直言つて、全然お茶のことを分かっていなかったですよ。

○委員長(郡司彰君) まとめてください。

○牧野たかお君 だから、もうちよつとそこら辺は現実的なところの部分を見ていただきたいというふうに申し上げて、また次の機会に質問させていただきますかと思ひます。

ありがとうございます。

○谷合正明君 公明党の谷合です。

先週に引き続きまして、食料価格高騰問題の関連質問をさせていただきます。

この食料価格高騰問題につきましては、我が国としてもこれは当然国益にかなう取組課題でございます。また、国際社会の中でも先頭に立つて取り組むべき課題であります。しかしながら、国内を見てみると、いろいろな意味で矛盾に近いような問題がございます。その一つが深刻な食糧残りの問題であります。

日本国内の食糧廃棄物が約一千九百万トンでございます。年間の米消費量が八百万トンぐらいでございます。年間の米消費量が八百万トンぐらいでございます。この一千九百万トンというのは、二〇〇四年、世界で食料援助をした、その食料援助量の重量ベースでいいますと三倍にも上る大量の廃棄物が出たということでありまして、熱量ベースで

は国内では供給された量の約七割ぐらいいしか実際口にしていないと、あとは廃棄されているという計算になっているのであります。

その一方で、食べ残している割にはその一方で国内でメタボが進行しているという、何かよく分からない矛盾が生じております。今は地球温暖化対策ということで省エネということが盛んに言われておりますけれども、昨日の読売新聞なんかにはもう省フードといったことも考えなきゃいけないんじゃないかというふうに指摘されておりました。

例えば、食品加工、いわゆる業界から出る産業ごみについては肥料、飼料としてしっかりとエコフィードみたいな形でリサイクルしていくという、有効に活用していくということをまずもって進めていくことが大事だと思います。

一方、家庭から出るごみというのが腐敗とか異物混入がありますので、なかなかそれを再利用していくというのは難しいということになってきますと、先ほどやはり食べ残しのそもそもの問題としては、食の何というんですか、生活というか、食生活の見直しもそうですし、そもそも世界を見渡したときに、食料危機で困っている人たちがたくさんいる中でこういう食生活でいいのかどうかということとを真摯に反省する必要があるかと思ひます。

この食料の残渣の問題についてどう取り組んでいかれるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○大臣政務官(澤雄二君) 御質問の趣旨が二つあったと思います。エコフィードの取組とそれから食生活の見直し、無駄な食料を残さない、この二つだと思います。

最初のエコフィードの取組についてお答えをしたいと思っておりますが、エコフィードは、言うまでもなく、食料自給率の向上のみならず、最近、配合飼料価格高騰しております。この対応の上でも重要な課題だと思つて、農水省ではその推進に努めているところでございます。

現状でありますけれども、農水省の調査により

ますと、平成十八年度に食品産業から排出された食品残渣千三百三十五万トンのうち、二二%の二百四十八万トンが飼料向けに現在利用されております。委員が挙げられました千九百万トン、それは委員自らもおっしゃっていましたが、これは家庭用の生ごみもこの中には入っております。そして、この家庭用の生ごみは残念ながら現状では多くの異物が混入しているためにエコフィードの対象とはなっておりません。したがって、この家庭用の生ごみを将来どのようにエコフィードに活用していくかということは今後の大きな課題であらうというふうに思っております。

そして、昨年十二月に施行されました改正食品リサイクル法に基づく基本方針で、再生利用においては飼料化を最優先するということが決められております。これまでどういうことをしてきたかという、食品関連事業者と畜産農家等のマッチングをしてまいりました。それから、食品残渣飼料化施設のモデル整備等をやつてまいりました。

これに加えて、今年度予算では、配合飼料メーカーと食品残渣飼料化業者が連携してエコフィードを生産、拡大する取組にも支援をするということを決めたところでございます。現在、飼料化でいいますと先ほど申しました二二%でございしますが、五年後の二十七年にはこれを四五%に引き上げていきたいと、このように考えております。

二つ目の御質問の食生活の見直しに向けた取組でございますが、もう委員御指摘のように、日本では食料が豊富に存在して、もったいないという、食べ物に大事にする気持ちが薄れてきております。このため、農水省では、国民の食に関する感謝の念や理解が深まり、食品を大切にすることを高まるよう、食育を推進する中で様々な施策を実施しております。

具体的に申し上げますと、食生活の改善などを図るための指針として食生活指針が平成十二年に定められましたけれども、これに基づいて、これまでも、買い過ぎ、作り過ぎに注意して食べ残し

のない適量を心掛けること、賞味期限や消費期限を考慮して利用することなど幅広く広報普及活動を積極的に現在行っているところでございます。

また、命の大切さ、自然の恩恵、食にかかわる人々の様々な活動について理解を深めるための生産者と消費者との交流、教育ファーム、つまり農林漁業体験でございますが、先ほど話がございましたが、これも、大人も子供も農林漁業体験ができるという教育ファームを進めております。同時に、先ほど議論されておりました、一年間で百二十万の子供たちを農林漁業体験をさせるというプロジェクトも進めさせていただいております。

以上です。

○谷合正明君 もう一つ、国内問題として、特異な事情というのが、実は米が余っている日本が米を輸入して、一方で今世界で食料、米不足の危機になっているという問題がございます。

国内問題としては、我が国は言うまでもなく今農業者の減少であるとか耕作放棄地の増大、米の生産過剰といった問題もあります。消費の減少といった問題もあります。これは政策的に対応することが重要であります。米はそういう状態で、じゃ、麦が国際価格が高騰しているの、農家が潤っているかという、国内生産者の収入が増加しているわけではないということでありまして。

一方で、国際的な主要な食料である米、麦の需給が逼迫して、麦、米の価格が急騰していると。現時点で、国内での農業問題と国際的な食料価格高騰問題というのは、ある意味別の観点からしっかりと取り組んでいく必要もあると思ひます。しかし、別の観点といひましても、日本の農業をしっかりと支え安定した営農が続けられるような施策と、現在直面している国際的な問題との整合性というものもしっかりとこれ図っていくことが重要でございします。

例えば、何が言いたいのかというと、もう少し米を作りながら世界的な問題にも対応していけるといふようなメッセージを発信できないだろうか。もちろん生産調整という具体的、現実的な課

題はございます。しかし、例えば今年は胡錦濤さんが来られまして、中国への米輸出解禁という話がありました。米については一般の主食とは別の用途として、米の輸出促進をすることでこの世界的な問題にも、米不足の解消にもつながっていく、行く行くは、というふうに考えております。こうした日本の国益と世界的な問題への対応について、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(若林正俊君) 日本のお米は本当に高いんですよ。なぜ高いかというと、技術は優れているんです。水田の基盤もかなりもう整つてきておりますから、機械も入りやすくなつてきています。非常に省力経営ができるようになっておりますが、何としても、経営単位当たりの面積が小さいから、そしてまた圃場が分散錯雑でフルに機械が使えないというような状況の中で、私はコストが高くなつていくというふうに思ひます。

ちなみに、もう委員も御承知のことです。去年十一月、国がいろいろお米を買いましたね、備蓄用に。そのときがトン二十三万八千円なんですよ。しかし、実は、例えば台湾には輸出いろいろしています。台湾産の在来種はトン九万から十二万円ぐらいなんです。台湾で。だから、台湾に輸出する、一番いっぱい実は輸出している先なんですけどね、台湾に輸出するといつても、台湾が今のようなことであります。それで、台湾産の日本品種の場合、中には日本品種を作っています、三十万ないし四十万トンでいっていますから、輸送費を入れて何とか台湾には出せるのかなというようにあるんじゃないかと思ひます。

中国は、十倍ぐらいの値段で売れているというふうに言われます。実は、私は昨年一年掛かって中国と民米ベースの輸出ができるように努力をしてきました。温家宝首相ともそのことでお会いしましたし、向こうの植物検疫の担当の大臣とも非常に難しい交渉をしてきました。ようやく先般、胡錦濤さん来られるときに決着しようという

ことで実務的な詰めをやつて民米ベースの輸出ができるようになります。

しかし、これは、輸出しているという部分は自給率の計算上はそれだけプラスに作用しますからおっしゃるとおりなんですけれども、中国側も見ておられますが、私もそう思っていますけれども、これは期待しながら売り込んでいますが、富裕層の主として贈答用米に使われているんですね。一般にはとても、もしこれが民米ベースでいっぱい輸出するようなことになると、自給が下がって今のような価格じゃなくなると思いますが、けれども、しかし、どうでしょうかね、半分まで下がったとしてもなお日本のお米のベースでは難しいんじゃないかというふうに思います。

ですから、これからの日本食ブームがあります。そして、日本食ブームの基礎はやはり食材が日本のものであるということをレストランのシェフなどが言っておりますから、徐々に日本のお米というものがなじんでくるとそれなりの価格に見合った評価が得られるように徐々になっていくんじゃないかということを期待していますが、富裕層とか高級レストラン向けに今販売されるということからスタートをして、徐々に拡大していくことになるのではないかなというふうに思っています。ですが、これらは今後とも普及の推進に努めてまいりたいと思っております。

民間ベースにおける米の貿易輸出というのは、台湾が一番多いんですけども、次は香港、そしてシンガポールなどがございます。そういう意味で、これからの努力はいたしますが、世界的な今の穀物需給の逼迫と価格の高騰に何らかのお役に立つほどの量に行くには程遠い状況にあると、残念ながらそう言わざるを得ないと思っております。

国内の水田を有効に活用していくということについて言えば、米がなじみやすいという意味でいけば、これから生産性上げながら、えさ用の米でありますとか、あるいはパン用の米粉によるパンだとかあるいはめんだとか、そういったような新

規需要の方を開発をしていくことに力を入れたいと、こう思っております。

○谷合正明君 大臣の言わんとすることもよく分かります。その上で質問させていただきます。

来週は横浜でTICAADIVが、アフリカ開発会議でございます。そして、八月の洞爺湖サミットもこの食料問題が議題に上ろうかと言われているんです。六月上旬にはローマの食料サミットもございます。

先週は、私、同じ参議院のODA特別委員会の中で、参考人に来られたアフリカの大使であるとか、あるいはJICAの理事長の緒方さんから、いわゆるアフリカの農業問題についての話を聞く機会がございました。もちろん緊急支援的な対応ということはあるんですけども、それ以上に、いわゆる中長期的な観点でアフリカの農業開発を支援していくということが大事ではないかという話もございました。

例えばネリカ米、これはニュー・ライス・フォー・アフリカですけれども、こういったネリカ米の品種改良であるとか、そのためにネリカ米だけやってもしょうがないです、インフラ、かんがいだとか流通とかあるいは、食料を運ぶための道路も実際アフリカも整備しないと効率のいい流通ができないわけでありまして、ところで、農水省で約五十億円、ODA予算を持っております。ODAは外務省とかJICAが基本的にやっております。ODAは外務省とかJICAが基本的にやっております。ODAは外務省とかJICAが基本的にやっております。

私は、今回質問させていただきませんが、実際に農水省のODAのメニューの中にも農業、農村、貧困問題への対応というのがあろうかと思っております。農水省として一体何を今後されていきたいのか、この対応についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(吉村馨君) 委員御指摘のとおり、今年TICAADIV、それからFAO、サミット

と、そういった重要な会議がありまして、アフリカの農業開発という問題は非常に重要なテーマになつてくるというふうに考えております。そういう中で、アフリカを始めとする多くの開発途上国においては農林水産業が基幹産業になっておりますので、農村の開発や貧困の削減を図っていく上で農林水産業の振興が極めて重要であるというふうに考えております。

農林水産省といたしましては、先ほど委員が御指摘になりましたネリカの開発、こういったものの、それから、そういった品種の普及、それから、かんがい整備、流通や水管理のための農民の組織化、人材育成等の取組、こういったことをこれまでやってきております。今後とも、こういったことを通じて農業の生産性向上、生産拡大を支援していくことが重要であるというふうに考えております。

もちろん、これは私どもだけではできませんので、今後とも外務省やJICAなどの関係機関と連携しながら、我が国が有する技術を活用した協力を通じて途上国の発展に貢献していきたいというふうに考えております。

○谷合正明君 もう時間でございますので、最後、このODAの問題は、農水省だけじゃなく、ほかの省庁もたくさんありまして、もっと効率よく、連携すればもっともっと食料・農業問題に対応できると私は考えております。この点については、しっかりとまたこれからも、どういう使い道をするのか等、この委員会でもしっかりと質問、追及していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。今日は、ミニマムアクセス米の問題についてお聞きします。

平成十九年度の第十回MA一般輸入米の入札で、入札予定数量六万二千五百二トンのうち、四万一千五百二トンについては入札がなく不成立、二万一千二トンについては価格が高騰しているために価格が折り合わず不落札になったわけですね。要するに、これは日本に米を売る国がなく、また売りたい国も価格が高過ぎて日本も買えない事態のためにミニマムアクセス米の輸入ができなかったわけですが、その点、まず間違いがないかということ、この事態を政府としてはどのように見て受け止めているのか、見解についてお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(若林正俊君) ちょうど政府がミニマムアクセス米で国際的な日本としての輸入義務を負っているものの義務を果たすための量を確保すると、それには輸入機会を提供するということがございます。その輸入機会の提供ということで、長粒種をベースにした、タイの米の価格をベースにしたお米を買入れしようということが入札に入らなかったところ、今おっしゃられたような形でこれが落札できなかったと。

率直に言つて、世界中ではほかのお米がないかという、私はないとは断言できないんですけど、しかし、我々は、今入れたMA米を国内で消費することが前提ですから、入れたものを飼料用の米だとかあるいはその他の加工用に回すということとを前提にすると、そういう長粒種の安いお米を入れたという意味でそういう入札を掛けたわけでありまして、ちょうどアジアの方が二倍、三倍と高騰しているときでありますので応札が得られなかったということでございます。

そういう意味で、なかなかデリケートな話になるんですけど、全く世界で今、本当に日本が欲しいという逼迫した状況の中で米の買入れが難しくなっているというわけでも実はないと私は思っております。

○紙智子君 この事態というのは、現在の穀物価格の高騰、また世界的な食料危機問題の中で起こっている問題なわけですね。

それで、世界的な米の価格は、麦や大豆、小麦や大豆、トウモロコシの価格の高騰のレベルを超えるほど米について言いますと高騰しているわけですね。

先ごろのミャンマーでサイクロンがありましたけど、この被害でミャンマーの米の主産地が甚大な被害を受けるということになっていますし、そういう中で一層価格高騰を招こうとしているということですね。それから、アメリカでも、スーパーなどで米の販売制限を行う事態になっているわけですね。フィリピンでは、米が庶民の間に手に入らなくなっている。そういう中で米不足が深刻な事態になっているわけですね。

こういうときに日本がミニマムアクセス米は義務輸入なんだとして輸入を続けるということになりますと、更なる価格の高騰を招くとともに、世界的な米の需給を逼迫させることになるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) 米の市場というのは特殊性がありまして、麦や大豆などに比べまして、まずは生産量に比して貿易量が非常に少ないという特徴があるんですね。そういう意味で、少しの変動によって価格変動が起きやすいという状況がございます。

そういう状況の中で、今回、どうも投機的資金が大分入ったというふうに着目する向きもあるんですけれども、異常な高騰ぶりを示しております。このアジアにおける米価格の今の状態の高騰ぶりというのが、他の小麦や大豆などと同じように少し高止まりをするのかどうかということについては、まだはっきりした見通しを私たちは持つておりません。どのような状況になるか、しばらく様子を見てみなければ分らないと思います。

しかし、いづれにいたしましても、そのことによって大変途上国で貧困層の人たちが困っているという事情にあるわけでございます。そういう中で日本があえてここでそういう地域の米を買うということは価格を更に上げるといいう、そういう弊害を生むわけでございますから、そういう国際的な米需給に悪影響を与えることがないように留意しなければいけないと思うのです。

だからといって、今後ともこれを中止せざるを得ない、中止しなければならなくなるとは思っています。

おりません。

○紙智子君 本来、このミニマムアクセスというのは輸入機会の提供ということなんです。輸入義務ではないというふうな思っています。政府は、国家貿易だから輸入義務なんだと、義務だ、義務だということを言ってきたわけなんですけれども、そういう規定はそもそもWTO協定の中にはどこを見ても書いていないんですね。あくまでもやつぱり輸入機会の提供なわけです。だから、欧米などは未消化が多いわけですね。こういう、だから根拠のない輸入義務に基づいてミニマムアクセス米の輸入を強行して、この世界的な米需給を更に逼迫させてアジアの諸国民に被害を与えるようなことは、これは中止することはしないと云うんですけれども、やつぱりやめるべきじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(若林正俊君) 今当面は見送っているわけでございます。今のような価格高騰を招いている国際的な需給事情というのは十分留意しながら運用していくことだと思っております。

だからといって、新年度始まってありますけれども、二十年度におきますミニマムアクセス米の我が国が国際的に約束をした輸入というものにつきましまして、これを履行しなければならぬという義務は一方で負っていることは事実でございます。これら、これらの国際的に約束をして負っている義務をいづれの機会かにこれを履行しなければならぬ状況というのは引き続きあるわけでございます。それで、国際市場の状況を慎重に見極めながら対処してまいりたい、このように考えております。

○紙智子君 国際的に負っている約束はやらなきゃいけないというお話されるんですけど、しかし、この状況がやつぱりこれからどうなるかというところについてはそう簡単にもう来年から、再来年から収まるというわけではないわけで、非常にそういう意味では不安定な中で、例えば、国際的な約束だということけれども、これは十八日の日経新聞ですけれども、EUなどはそういう大きな変化を踏まえて食料高騰に対応して減反政策を撤廃する

というのを今これ、これは小麦ですけれども、そういう対応なんかも出てきているわけですから、今のやつぱり状況をとらえて考え直すべきではないかと思うんです。

それから、ミニマムアクセス米は、これ一九九五年の四月から二〇〇六年の三月末までの十一年間に全部で七百二十三万トン輸入されました。その在庫の経費には一千七百二十六億円です。援助用の仕向けのための国の負担としては九百十五億円ということですから、合わせますと二千六百四十一億円の税金が投入されたわけです。これが根拠のない義務輸入ということ、その結果、国民が負担しなければならなかったものなわけです。こういうミニマムアクセス米の在り方というのはやつぱり見直すべきではないかと思うんです。

我が党は農業再生プランの中でこの義務的な輸入の中止を求めているわけですが、是非検討すべきではないでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) これは国際協定に基づいて国際約束として日本が負っている義務でありまして、検討して日本がいろいろな事情があるからやめたと日本が言ってやめられるような性質のものではないかと思っております。

○紙智子君 このことは我が党だけが言っているわけじゃないんですね。先日、五月十二日の日本農業新聞ですけれども、ここでは、MA米異変と、日本の輸入、時代に逆行というふうに書いていて、焦って調達するのは禁物なんだと。しょうちゅうだとかみそだとか使われるMA米だけ、国内ではそもそも不人気で、在庫が百五十二万トンあって、一トンの保管に年間一億円掛かるので、保管料だけで百五十億円だ。これ以上無駄なお金を掛けてはならないんだ。国際的な批判も呼ぶ可能性もあるんだということを日本農業新聞でも言っているわけです。

多くの生産者の中でもやつぱりそういう声が上がっている中で、絶対変えられないということじゃなくて、やつぱり協定そのものの見直しが必要

要になってくるところでは必要な見直しをすべきだということを申し上げまして、時間になったかなと思うので、終わらせていただきます。

○委員長(郡司彰君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(郡司彰君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案の審査のため、本日、の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府地方分権改革推進委員会事務局次長坂本森男君外九名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(郡司彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(郡司彰君) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高橋千秋君 民主党の高橋千秋でございます。一時間お時間をいただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

このバイオ燃料の問題は、いろいろ調べさせていただくと、技術的にはかなり歴史のあるもので、そう急に出てきたものではないなというのが改めて分かりました。随分前からブラジルの話やらいろいろな話を聞かせていただいております。これについては、基本的には賛成の法案でございます。

ますし、前向きに農業の分野で考えればやるべきことがたくさんあるなというの理解ができますので、その視点で質問をさせていただきたいと思っています。

土曜日に私の地元で我々民主党の政治スクールというのをやっています。土曜日に、私が塾長なんです。農業問題、環境問題で平日、スクールをやったんですね。私もしゃべれということ、この農業問題全般にわたっている話をして、その後意見交換をしたら、かなり多くの方からバイオ燃料に対するいろんな意見が出ました。多くは、非常に、日本とすれば、ほとんどの燃料を輸入している我が国とすればやらなきゃいけない。ただ、疑問もあるという声が非常にありまして、その点をやっぱり留意していかないといけないというふうに思っています。

冒頭に大臣にお伺いをしたいのは、この法案の目的、それから国としてこのバイオ燃料をどうしていくのかという姿勢ですね。このときに、バイオ燃料を主目的にしていくのか。要は、京都議定書の問題だとかいろいろあります。それから、これだけ燃料が、ガソリン等も高くなっている中で、バイオ燃料という道もやっぱり探らなきゃいけないという、そういうバイオ燃料をどうやって使っていくかという問題と、もう一方で農業の振興という問題、この両方の視点でやっぱり考えなきゃいけないと思うんですが。

この法律そのものは、農水省という立場でいえば農業の振興ということが、両方だと言われるかも知れませんが、農業の振興ということ、がやっぱり中心になっていくのかなと思うんですが、大臣として、そして国としてこの法律を出すに当たっての一番の主眼となるところはどこなのかということをお聞きをしたいと思っています。

○国務大臣(若林正俊君) 農林漁業に由来するバイオマスはバイオ燃料の原材料として活用するということは、委員が冒頭おっしゃいましたように、実はもう昔からの検討課題でありまして、こ

のバイオマスはバイオエタノールに限らないわけですね。そういう意味では古くから取組が行われてきたものでございます。

そういうものをこの機会に一つの法律案として御審議をお願いをいたしておりますのは、まず第一は、農林水産物の新たな需要の開拓ということを目指しております。そして、農林漁業における資源の有効な利用を確保すると、そしてそれからバイオ燃料の生産拡大によるエネルギー資源の確保に直接的につながると、こういうことを目的にしているわけでございます。このために、この法律案にありますように、直接的な目的を農林漁業の持続的かつ健全な発展というものとエネルギーの供給源の多様化というふうにしていくところでございます。

しかしながら、このバイオ燃料というのは地球温暖化の防止にも資するという位置付けでありまして、本法に基づいてバイオ燃料の生産拡大が図られることによりまして結果として地球温暖化の防止にも寄与するというふうに考えているわけでございまして、このため本法案では、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画と調和した基本方針を策定すると。つまり、地球温暖化の防止を図るための施策というのがございまして、この法律に基づいて定めます基本方針を策定するときはそれと調和を図っていくと、こういうふうに定めまして、地球温暖化防止対策と整合性を持つてこの法律の施策を推進していくつもりでございまして。

○高橋千秋君 バイオ燃料ってどういうことなのかと改めて見ますと、いろいろあるのはもう皆さん御存じのことと、さっき話出ましたバイオエタノールとかバイオメタノール、バイオディーゼル、バイオガス、それから、まきというのもそもバイオ燃料ですね。

先ほど、地球温暖化防止に、抑制に資するということお話がありました。京都議定書が結ばれて、それを基にいろいろ世界中が動いているわけですから、いろいろ調べていくと、果たして

バイオ燃料を普及させることが本場に地球温暖化抑制につながるのかどうかという疑問もあるという論文もかなり出ております。特にここ半年ぐらいのいろいろなニュースを検索していくと、それに対する疑問というのがかなり出てくるのも、これは当然大臣も御存じのことだろうと思います。

その中で、先ほど申しましたように、このバイオ燃料、特にバイオエタノール等は、ブラジルでも随分前からこのバイオエタノールで走っているんだという話は随分聞いていまして、歴史を見ると、早くから、燃料が高騰し始めたところにそのバイオエタノールというのできて、サトウキビ等、あの辺はそういう普及が出てきているわけなんですけれども、燃料が数年前までは、数年前というかも知れませんが、オイルもバレル二十五ドルとか三十ドルとかそういう時代には、まあこのまま、またブラジルも元に戻ろうかなという動きもあったようにも聞いておりますけれども。

非常に長い歴史の中で、このバイオ燃料というのはずうっとつながってきておりますけれども、日本は意外とこのことに対して冷淡というか、冷淡と言うと語弊があるかも知れませんが、余りにブラジルなんてなかったように思っています。特にブラジルなんかでは、どの燃料でも走れる、いわゆるバイオエタノールでも走れる、ガソリンでも走れるというふうな、そういう車がもうほとんど、七割から八割がそういう車だというふうに聞いていますけれども、遠い、何か本場、異国は当たり前ですが、遠い地の話という感じで、非常に関心が私は日本というのは低かったんだろうと思うんですね。

そういう中で今回こういう法案を出して、普及を、多分普及をしていこうということだろうと思うんですが、この法案をその中でどういうふうに位置付けていけるのか。これを整備することによってどんなバイオ燃料をこの国の中の基軸としていくんだというふうなお考えなのか、やっぱり京都議定書の中で日本としてもどうしても整備

をしなければいけない、そういうレベルの問題なのか、その辺のお考えはいかがなんでしょうかということをお聞きをさせていただきたいと思っています。

○国務大臣(若林正俊君) これはまさに、先ほど私が申し上げましたように、我々としては、農林水産物の新たな需要を開拓すると、新規分野の開拓だという、そういう認識がベースでございます。

そして、農林水産業における資源、資源は農場残渣でありますとか、あるいは規格外の通常商品にならないような、そういう低質の規格外の農産物でありますとか、そういうようなもののほか、森林、林地資源としていけば間伐あるいは林地残材といったような、そういうものでありますとか、そんなもの、地方にあります農林水産資源、水産関係でいえば藻などが、海藻類なんかもそうなんですけれども、そういうようなものを有効に活用をして、それに価値を付けて地域の資源として積極的に使っていくと、こういうことでございまして。

それと、そのことが、これはエタノールだけじゃありません。委員もおっしゃられましたように、例えば畜産廃棄物なんかをメタンとして、そしてメタンガスを基にして発電をするとか、あるいはメタンガスをそのまま熱源として家庭、事業に使っていくとか、まだまだ有効に使える資源がある。

それから、木についていえば、間伐材などで、材木として使いきれなくてもベレットにして使えたりするような場合はベレットにして、しかもそれが燃えやすく利用しやすいというふうに加工作ることによって、今ベレット発電というふうなものも実験的に出てきておりますし、ディーゼルなんかは昔からある話です。

そういう意味で、やっぱり農山漁村にある農林水産関係資源というものを有効に活用するということが基本のベースでございます。そこに視点が置かれていて、その中で、地球温暖化に資することが、温暖化防止に寄与するというような結果

が出てくるということが期待されているというふうに位置付けております。

京都議定書の方はCO₂、化石燃料の部分置き換えていくということで目標を決めておりますから、そういうエタノールによって石油資源を置き換えていくという、そつちはそつちの目標であります。それに合わせてこちらで、農山漁村で作る新しい資源活用による燃料がそういう輸送燃料に代替可能であるという意味でそれなりの効果が出てくると、こういうふうな位置付けているつもりでございます。

○高橋千秋君 その環境面については後ほどまた詳しく質問したいと思うんですが、今はまだ技術がそれほど成熟していないということもあって、現状では一リッターのバイオエタノール作るのに二リッターぐらい石油が要するというような現実もあったりとか、果たして本当にそれでいいのかわからないところもあるんですが、当面、この中で目標とされている生産量というのが示されております。二〇一〇年に五十万キロリットル、二〇三〇年に六百万キロリットルという目標値が定められていて、六百万キロリットルという大体日本が今使う石油の約十分の一、一〇％ぐらいになるわけですね。かなりの量になっている。本当にそれだけのものが国産でできるのかどうかというのは大変難しいのかなという気もしいでもないんですが、この五十万キロリットルの方は、当面国産は五万キロリットルで、残りの四十五万キロリットルは輸入で取りあえずやると。それはまあ致し方ないところあると思うんですが、本当にこの最終、最終になるのかどうか分かりませんけれども、二〇三〇年の六百万キロリットル、これが果たしてできるのかどうかちよっと疑問もあるんですが、この目標達成に対して、この法律をやることによって、それが本当に可能なのかどうか、それにどういうふうな寄与していくのか、その辺を簡単に結構ですので教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(若林正俊君) 二〇三〇年におきます

六百万キロリットルというのは、革新的技術開発が行われ、そしてそれによってセルロース系の新たな資源というものがエタノール原料としてうまく使われていくというような事態を想定して、そういう状況をつくり上げていけばこまで行く可能性はあるという意味で、そういう意味での目標といえます。か、めどを農林水産省として定めたもので、これを政府としてそういう目標を定めたというふうな性格のものではないのです。

昨日、私は、政府の中にあります総合科学技術会議というのがございまして、通常、私は委員じゃないんですが、特別委員として出席を求められてそこに出席んですが、その中に、脱石油社会の実現に向けた微生物の貢献について農林水産省の方が研究課題として提案をしているものを取り上げられてまして、この革新的環境に資する、環境エネルギー技術革新計画というふうなものがあるんですが、その中の環境エネルギー技術としてこの技術を位置付けるということで、大変革新的な技術として可能性が高いと。セルロースからすべてを発酵させるようなそういう酵母を開発して、そして糖分とセルロース系へ分解してすべてをエタノール化するというような技術の可能性が、先端の技術者全部集まった代表の人たちの中で紹介をされてまして、これは地球規模での新たな技術開発分野だというふうな紹介がございました。

だから、そこは経済計算でいきますと、今の時点の価格でいうとリッター当たり百円ぐらいでできなければガソリン代替、経済的にできない。これは補助金付けたらなんかなければ別ですけど、リッター当たり百円ということなんです。今とても実験段階でセルロース系のもを見ますとリッター当たり百円にはなりませんから、それにはまだまだ技術開発の課題というのはいっぱいあるんです。

そこに到達するには、まず糖分、セルロース系に行く前に糖分からエタノールを作るといふそのシステムをしつかりとして、それをシステム開発

する中で次に連続的にセルロースに入っていくというふうな研究過程が実証的に必要なんだというふうに言われております。

○高橋千秋君 まさに大臣が今言われたセルロース系がどこまで普及するかが大きな私は課題だろ

うと思うんですね。バイオ燃料の本とかそれから論文とかいろいろありまして、私も幾つか見てみますと、ここにも本屋さんで見つけてきたのは、「バイオ燃料で、パンが消える」という本が出ています。このサブタイトルで「食べ物を暖炉にくべる時代が幕を開ける」と書いてある。まさにパンを何か暖炉にくべているような、これはちよつと極端かも分かりませんが、果たしてそれでいいんでしょうか。

今、後で自給率の話も聞きたいなと思うんですが、農業がこういう状況になってきて、今日の午前中の質疑にもありました、米の価格の問題、それからトウモロコシ、小麦、それぞれ暴騰しているのは御存じのとおりです。午前中の青木さんの質問の中でも暴騰が起きているという話もありました。

私はこの連休中にボルネオ島へ行つたんですが、その地元の新聞で毎日のように一面、二面に出てくる記事が米の価格、それから小麦等のそういう食品の価格暴騰の話が連日出ておりました。多くインターネット等を見ると指摘されているのは、このバイオエネルギーの普及というのは、確かに環境の問題を考えれば一面いいの

かなと。ただ、果たして、このまま食べ物をそういうことに回すということを普及してしまうということになる、これだけ人口がこれから増え続ける、二〇三〇年には八十億人を超えるという、八十五億人ぐらいになるといふに言われてい

ますけれども、こういう中で本当にこのままで普及させてしまつていいんだろかという、そういう声もあります。

ではないかという、そういう声がたくさん出てくるようです。今日の新聞にも幾つかそういう指摘も出ておりました。そのことについて、大臣、どういうふうにお考えでございますか。

○国務大臣(若林正俊君) 国際的に、特にアメリカがトウモロコシを原料としてエタノールを生産するということを政策的にも進めたということ

で、急速にトウモロコシがえさとか食料に回るのはなくてバイオの原料として使われるようになったということが引き金になっているというふうに言う議論がございます。それは承知いたしております。カナダなんかでは小麦を使っているんです。ブラジルは、委員が御指摘になったように、砂糖を使っております。

私も、連休を活用して、お許しいただいてブラジル行つてきましたけれども、非常に気合が入つていました。向こうの農牧大臣は、ブラジルの場合は、あそこは無限と言っているけれどもまだ農用地、可耕地、いっぱい持っているということもありまして、大豆の生産も拡大しているんだと、サトウキビの方も拡大していると。お互いにそれが競合して消し合っているような関係はないと。そういう意味では、食料問題に関しては、ブラジルの砂糖から作るエタノールは無罪であるというふうなことをしきりと強調していただ

ただ、そのときにブラジルの大臣も、今は砂糖から作っているんですが、日本は御承知のように宮古で実験していますのは砂糖を搾った後の糖みつから作っているんですね。さらに言えば、その糖みつを搾った後、またそのバカス、かすが出ているわけですね、それはセルロースを含んでいる。そういうようなものを原料にしてエタノールを作っていくということについて、日本は大変高い技術水準があるので、そういう共同研究をできないだろうかといったような話も出ておりました。

どこまで日本の技術がそういう国際的評価を受けているのかというのはこれからの課題なんです

けれども、先ほどもお話ししたように、総合科学技術会議においても革新的な新しい技術として日本がかなりこの研究に力を入れていこうという意気込みがございまして、そういうことがあるのかなというふうに思ったところでございます。

そして、私は日本型のバイオ燃料生産拡大対策と、こう位置付けているんですけれども、少なくとも我々日本は御承知のように食料と同じ原料からバイオエタノールを生産していく、これが食料の安定供給に影響を与えるというようなことは避けていかなきゃいかぬということでございまして、そういう意味で間伐材でありますとかあるいは稲わら、農場残渣、そういったようなものを食料と競合しない形のセルロース系原料を活用したバイオ燃料を生産すると。これを日本型のバイオ燃料生産拡大対策なんだということでアピールして、これを推進していきたいと、このように思っているところでございます。

○高橋千秋君 まさに、先ほど大臣も言われましたけれども、いわゆる食料以外の部分、いわゆるセルロース系をなるべく使えるような開発を進めていくというのがやはり日本にとっては大きな課題だろうと思います。

ただ、思惑がいじやないですけども、石油があれだけ価格高騰してバレル百三十ドル近くなっていると、やはりそういうバイオ燃料の価格もそれに釣られて上がっていく。先ほどのブラジルが悪くないんだというお話があるかも分かりませんが、みんな思惑でどんだん動いていく経済の中で、やはり日本が余りそれに軽々に同じような調子で乗っってしまうというのは、大変危険ではないかなという指摘もあります。

私の知り合いが私の地元の三重県の亀山というところでセルロース系のバイオエタノールの実証プラントをこれからやりたいということで、今実は市に申請を出させていただいています。岐阜大学の応用生物科学部の高見澤一裕さんという教授がお見えになるんですが、この方の指導を受けながら、小さなプラントをあちこちに造っていく技

術をもう既に開発をされていまして、実証プラントをこれからやるということなんです。問題は、そういうセルロース系の方に對する、この法律はいわゆる農水省が出しているわけですから、やはり農業に資するということは当然一番の主眼のところがありますから、なかなか、農業以外と言ったちよつと語弊があるかも分かりませんが、農業としてやっていくんだけれども、農業以外の分野からその原料となるものを入れようとするといういろいろ支障が出てくるというようなところもあつて、農水省、経済産業省、環境省、それぞれの分野がそれぞれにいろんな研究もされていまして、いろんな法案を作ったり対策をされているということもあります。

私は、是非、これ協力をするっていうことになつていくんですけども、やはり日本の今のいわゆる燃料の、エネルギーのことを考えれば、これは政府一体となつてやるべきじゃないかなと。ここは農水省じゃないからこれは除外しますよとか、これは経済産業省のメニューに載つたから農業の分野は駄目ですよとかいうんではなくて、やつぱりいろんなことを包含して一体となつてやっていくべきではないかなというふうに思ふんです。是非そのことを農水大臣としてリーダーシップを取っていただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) 委員のおっしゃるとおりだと思います。

このバイオ燃料の推進に当たりましては、関係省庁が連携をして、平成十八年三月に閣議決定したんですけれども、バイオマス・ニッポン総合戦略というものを決めております。それに基づいて着実に推進すると。このために各府省が一層の連携と機動的な対応を図ることが必要になつてまいります。農林水産省が事務局となりまして、関係省庁、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省と、これらを構成員といたしますバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議というものをこの下に置いております。

そのバイオマス総合戦略推進会議を設置し、ここで総合的な調整を図りながら進めていくということを目指して、今後とも現場での円滑な取組が行われますように、各種補助事業などの関係施策についても関係省庁や関連の民間事業も一緒に入っていただくというのはこれから推進する上に必要になつてまいります。そういうことの連携を取りながら、バイオ燃料を始めとするバイオマスの利活用を進めていくべきだと考えております。

私、環境大臣のときに、大阪の、委員も御承知かもしませんが、堺市で、廃木材、建築廃材、廃木材からエタノールを作るといふ実証、小規模ですけれども、これがもう竣工して稼働をしたんです。テープカットに行つてきたんですが、これは生木よりもちよつと難しいところあるんですけども、この建築廃材のリサイクルというのが義務付けられているわけですね。あるいは、建築廃材の適正な処理、その適正処理の中で燃やしちゃうというんじやなくて、できるだけ活用できないかということで、廃材を集めてくる業者と組みまして、廃材を硫酸でまず加工して、その後糖分を取り出してエタノール作つて、それで車を動かすというそういう事業でございました。我々いろいろ考へているのも、今のこれも建築廃材ですから、国土交通省の言わば建築行政の川下の方の問題になつてくるわけですね。

あと、これはエタノールではありませんけれども、廃棄物ですね、一般の、この廃棄物を活用したバイオマス利用の燃料化というものもあるんですね。そういう研究開発というものをお互いに連絡を環境省と取りながら進めるとか、まさに各省庁の連携がしっかりといかなければこれはうまくいかないというふうに思つております。

○高橋千秋君 是非農水大臣としてリーダーシップ取つていただきたいと思ふんですが、実際、私の地元で見させていただいたセルロース系のところは、雑草とかそういうものからバイオエタノールを作るといふ技術なんです。かなりレベルの高

いものだそうで、なるべく小さなプラントを幾つか造つていけば、例えばゴルフ場に一個ずつ置けば日本中のゴルフ場が油田になるといふ発想なんです。

それだとか、私、昔、木曾川の堤防の草を刈る仕事をしてたことがあるんですが、一級河川です、あそここの川の雑草を全部刈るんですよ。当時は野焼きできたんです。刈つてそのまま火付けて、いつときその中にいた木造船が燃えて大騒ぎになつたことがあるんですが、野焼きをしていました。ただ、今はもうそういうことも当然できません。

そうすると、今、例えば堤防の雑草を刈つたときのそういう草だとか、それからゴルフ場の芝、これ刈ると年間何トンつて出るんですね。こういうものもそのままにしておくわけにいかないの、産廃として処分を、お金を払つて処分をしてもらつていくんです。こういうものを集めて例えばバイオエタノールにするという技術が十分できていくようなんです。そういうことにやっていきたい。

ところが、これは農水省のメニューでいくと、そういう例えばゴルフ場の雑草だとか堤防の雑草というのはその農水省のメニューにはちよつと入れづらいという状況があるらしいんですね。これは農業に資するかというと、ちよつとなかなか難しいところもある。だけど、コスト面とか考えて、なるべく田んぼのできた稲わらやらそういうものを使つていくことになると、それだけではコストは合いませんから、そういうものも使えるようにしていつてはどうかというふうな意見もあります。

ですので、先ほども申しましたように、一つのところに限らず、やはりコストということも考えていかなきゃなりませんから、各省庁連携を組んでいただいて、やはり日本のバイオエタノールをどういうふうにするかを、食料に影響の出ないためにそのことを是非考へていただきたいなと、そのこ

とは要望としてお願いをしておきたいなと思ひます。

ただ、問題は、これ先ほど申しましたように、草は産廃になつてしまふと。それから、先日私は一般質疑のときに、鶏ふんの発電、鶏ふんから出るガスの発電のことをちよつと聞かせていただいたんですが、これ鶏ふんも、鶏ふんのままだとごみになる、産廃になつてしまふ。ところが、それを発電に使うということになると、先ほどの草と一緒に、草も鶏ふんもこれ燃料になるんですね。

それでいくと燃料になるんですが、ただ、その申請を、そういうプラントを造ろうと思うと産廃業者の資格を取らないといけない。確かに、それはみんな燃料に使うかどうか分からないからそういう資格を取らないといけないのかも分からないんだけれども、こういう分野に限ってはやはりある程度、燃料に使うということが分かるのであればもう少し大目に見てやっても構はないのかなというふうに思ふんですね。これは質問通告していないので答えられないかも知れないんですけど、そういうことの特別枠みたいなものも考えていただくことによつてもっとフレキシブルないろんな応用ができると思ひますので、是非考えていただきたいと思います。大臣、何かコメントございますでしょうか。どなたでも結構です。

○政府参考人(由田秀人君) 今御指摘のような農林漁業有機物資源のほか様々なものが廃棄物に該当いたします場合に、この当該廃棄物がごんざいに扱われるという可能性もございまして、生活環境の保全の立場から、廃棄物処理法では生活環境を保全するための必要な基準を定めておるところであります。

廃棄物を原料としたバイオエネルギーの生産施設を設置する際に、施設の種類や規模によりましては廃棄物処理施設として設置の許可の手続が必要となるわけですが、こうした手続を経ることは生活環境の保全の堅持とそれから当該施設の地域住民等からの信頼性の確保のために必

要なものとは考えておりますが、御指摘のような点も踏まえまして、これらの手続につきましてはよりスムーズに進むように、制度の運用をする自治体にまた要請をしてみたいというふうに考えております。

○国務大臣(若林正俊君) 実は、バイオマス三三三、全国で三百地区を募集しまして、今言いたいような使い方があつたわけですね、バイオマス。バイオマスという形でディーゼル話もそうですけれども、メタンの燃料、家庭などでの、何といひますか、ガスとして使うということもありますね。そこで、今全国で手を挙げてもらつて、幾つか手を挙げてきているんですね。地域としてそれほど大型の装置産業のようなものでなくてもできる、ある程度の小型のものでも対応できる、そして、地域住民がそれにかかわつて廃棄物や何かもそこでバイオマス活用していくというふうな、そんな総合的なバイオマス活用構想で地域資源使つていくということも始めているところでございます。

それから、先ほど六百万キロリットルの話ですが、我々が想定しておるものを申し上げますと、まず糖とかでん粉質、今そこら手をつけているわけですが、食料の生産過程の副産物、今の宮古の場合もそうですし北海道で考えているのもそうですが、そういう副産物であるとか、あるいは規格外の農産物なんかのものというの、そこから技術を蓄積するという意味でやりますけれども、これは全体の中で五百万キロリットルという小さいことを想定しております。

しかし、今委員が言われた草なんかも含めて、草木類、草木系のものです、これは稲わらとか間伐、林地残材なんかも、草木系の方で百八十万から二百万キロリットルという規模のものを想定をいたしております。あと、木質系、間伐材とか、先ほど建築廃材、そういう間伐材の部分で二百から二百二十万キロリットルを想定しています。それで、廃食、食物の残渣、あるいは油、家庭用の油の後処理、そういうような廃油などの処理でバ

イオディーゼル燃料部分で十から二十万キロリットル。新たな遊休地、遊休地というのか、耕作放棄地や何かに新しい作物を、非常に簡易で生育のいいもの、そういうようなものの新品種の開発などで、資源作物といひますけれども、その資源作物について二百から二百二十万キロリットルどうだろうか。そういうことで合わせまして六百万キロリットルという構想を持っています。

これを進めようと思つたと、どうしても関係省庁、由来はみんな、原料のほとんどは農林漁業由来なんですけれども、それを複合、総合してまとめていくには関係省庁との協力体制がなければできない、こんなふうには認識しております。

○高橋千秋君 是非農水省中心で頑張つていただきたいと思ふんですが、いろいろ資料を調べると、例えばホンダなんかも、ホンダがそういうのをやっているというのは意外な感じがしましたけれども、そういうのをやったりとか、キリンだとか、そういういわゆる大手企業も今そういうことを研究をしているようです。

先日、私、都内である企業の社長さんというか、若い方だったんですけども、食社会でお会いしたときに、職業は何ですかと聞いたら、いや、都内で油田を掘つていますと言ふんです。何のことでですかと聞いたら、さつき大臣が言われたてんぷら油等を回収する仕事をしていふと。まあ確かに油田といふば油田かも知れませんが、そのようなことをやっているベンチャービジネスの方もお見えになったり、それから、私

が先ほど紹介しました地元の亀山でやろうとしているのもベンチャーでやろうとしているんですけれども。さつき環境省の方からお話ございましたが、例えばプラントを造ろうと思つと、建築確認申請とそれから環境の方の申請と両方出さなければならぬ。建築確認申請については、昨年のあの建築基準法の改正で随分許可が遅れるという大きな問題がありまして、それ自体も大変なんですけれども、

環境の方についてもなかなか認可が下りない。ところが、市としてもやったことがないものだから分からないんですね。環境省の方に問い合わせをしてもなかなかスムーズに、なかなか簡単にはいかないというふうないろいろな問題が、まだこれは取っかかりですから当然そういういろいろな試行錯誤もあつて難しいところはあると思ひます。

これは、やはり食料に影響を与えずにそういうバイオエタノールを推進をさせていく、これは日本にとつては大変重要なことだろつと思ふんですが、そのためにはやはりそういう省庁の枠を超えて、是非国一丸となつて、これは国家レベルで全体としてやつぱり考えるべきことなだろつと思ふんで、是非これは大臣にも頑張つていただきたいと思ひます。

ただ、いろいろ調べていくと、インターネットでバイオ燃料で調べると、最初の方の項目はほとんどこのバイオ燃料は本当に環境にいいのかという項目がずらつと並ぶんです。グーグルなんかで探しても、もうほとんど最初のところはバイオ燃料は果たして環境にいいと言ふのかどうかという、そういう疑問が物すごく出ております。

これは、先ほど申しましたけれども、当然、今の段階でそういうバイオ燃料を作つても運ぶにはディーゼルのトラックで運ぶとか、いろいろな食物を作るにいてもやっぱり今の段階では石油が要るわけで、果たしてそれでいいのかという問題と、もう一つは、CO₂は確かに理屈で言うとカーボンニュートラルという形になりますが、さつき申しましたように、ほかの燃料を使ひますからそれ全体を考えるとカーボンニュートラルにならない。もう一方で、これは本当かどうか分かるところかも知れませんが、NO_xについては、いわゆる石油等よりもNO_xについては多いんじゃないかという指摘もあります。果たしてこれが環境の改善となるのかどうかという指摘があるんですね。このことについて、どういふふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(谷津龍太郎君) まず、温暖化の観点からお答えを申し上げます。

バイオエタノールを始めいたしますバイオ燃料につきましても、御案内のとおりでございますけれども、京都議定書におきましては、その燃焼の際に生じるCO₂は排出量に算入しない、いわゆるカーボンニュートラルとされているわけでございます。しかしながら、先生御指摘のように、原料の生産から燃料としての使用に至る一連の行程において化石燃料由来のエネルギーを利用するという点もまたありますので、いわゆるライフサイクル全体を通じて温室効果ガスの削減効果を把握するというのは極めて重要だと私も認識しております。

そこで、私も一定の前提を置いた上でのごとでございますけれども、原料の生産からエタノールの燃焼までのライフサイクルでのCO₂排出量、これをガソリンと比較した試算をやっております。

この前提によってなかなか出てくる答えも変わっていかうかと思っておりますけれども、一応、私どもの試算の結果を御披露いたしますと、国内で廃木材から製造したエタノールの場合にCO₂排出量はガソリンより約八八%少ないと、仮にブラジルでサトウキビから製造して日本に輸入したエタノールというケースを試算した場合はガソリンよりも約八一%少ないという試算結果を得ております。EJにおいてどんな議論がされているかということを見ますと、サトウキビエタノールにつきましても約七四%程度の削減効果があるという情報を得ておりまして、大体私どもの試算もそんなに外れていないんじゃないかなと思っております。

こうした試算を踏まえまして、バイオ燃料が適切な方法で生産された場合には、ライフサイクル全体の温室効果ガスの排出を考慮いたしまして、温暖化対策として有効ではないかと考えられるわけでございます。

今後とも、ライフサイクル全体での削減効果へも留意しながら導入を進めてまいりたいと考えております。

○高橋千秋君 そういふ見方もあるのかも分かりませんが、やはり最近のイギリス、EUの動きを見ると、かなり懐疑的な声も強いように思えます。

京都議定書そのものが果たして日本にとって良かったのかどうかという、そういう論議は、農水委員会でも仕方ないのかも分かりませんが、これは若林大臣の前の大臣のときに聞くべきだったのかも分かりませんが、大体が一九九〇年を基礎に、それから何%削減するという話になっていきますが、例えばロシアとかドイツなんというのはいく九〇年の方が計算すると多いんですよ。逆に、そこから削減をするといつても、むしろ今からいってロシアやドイツはプラスなんです。まだ増やしていいたいという、そういう数字になっている。アメリカは離脱をしている。オーストラリアも離脱をしている。結局、いろいろ見ていくと、あの京都議定書どおりにやろうとしているのは日本だけだという今状況に、削減をするのは日本だけだという、そういう状況にあるという指摘もあります。

それで考えていくと、あの京都議定書そのものが良かったのかどうか。アメリカなんかは、バイオエタノールを二〇%まで、バイオ燃料を二〇%までという話は、自分のところの燃料を保管しておいて、ともかくほかのものを使うということに専念しているんじゃないかという指摘もあります。その環境問題そのものはこの農水委員会でも、やはりそういう大きな視点で見ていく必要もあるんじゃないかなという意見として言うておきたいというふうに思います。

それともう一点は、先日、マレーシア、ボルネオ島へ行つたんですが、アブラヤシのプランテーションへ行つてまいりました。アブラヤシもいわゆるバイオ燃料の原料と、それだけではありませ

んけれども、石けんとかいろいろなことに使うわけですが、そのプランテーションがどんどんできること、それから、ブラジルでそういうサトウキビをどんどん作っていく、森林伐採の問題等もあります。一概にこのバイオ燃料が環境にすべていいんだというふうな、あんまりそれで突き進んでしまおうというのにはちょっと危険ではないかな、やっぱりちょっとしつかりと冷静に見て、本当にいいのかどうか。確かに京都議定書の点でいけば、理論上という点で議定書上はカーボンニュートラルかも知れませんが、実際は本当に地球がそれでいいのかということもやっぱり日本とすれば考えていくべきではないかなということも指摘をしておきたいなというふうに思います。

それで、問題は、このセルロース系にしろ、いわゆる穀物そのものを使っていくにしろ、安定供給ということを考えていかなければなりません。それで、先ほどの草の話でもそうなんですが、特にセルロース系でいうと、草だと稲わらとか、そういうものをどうやって安定的に確保していくのか、これは大変難しい問題だろうと思うんですね。

さっきのてんぷら油でもそうですが、今はまあみんなが余っているのをくださいみたいな形にしたり、私の知り合いが今世界中の町をてんぷら油をもらいながら世界一周をしている人がいるんですよ。これも、これは一日、油をどうやって、てんぷら油をどうやって集めるかというのに苦労をされているんですね。今はまだ何かアルゼンチンとかあの辺にいます。今はまだ何かサラダオイル等ももらいながら世界一周、ともかく本当に帰ってこれるかどうかが分りませんけれども、今そういうことをやっている人もいたり、それぞれに努力をされていますが、やはり安定供給ということが一番これは石油に代わってやっていくことが大変重要なことだろうと。

その意味では、特に雑草とかそういうものになれば、今そういう雑草なんかは処理をしてもら

うために金を払って処分してもらっている。だから、それを別に金を払わずにただで受け取ってもらえるのであれば、それはそれでいいんですけども、ただこのメニューでいくと、農業生産に資するということになっていくとこれは売れないという意味がない、原料となるものが売れないという意味がないわけですね。だから、ただリッター幾らというそういうコスト計算をしていくと、高く売れるというのなかなか難しい、そういう安定供給の問題があると思うんですね。だから、これをどうしていくのか、これは一番大きな課題だろうと思います。

時間がありませんのでまとめて質問をさせていただきます。ただだいたいと思うんですけども。その中で、原料の安定的な確保と、それから安定的に一般の方々にこの燃料を買っていただくという、その体制も大変重要。だから、試験的に今、神奈川とかいろいろなところでガソリンスタンドでそういうものを販売する仕組みもつくっておられるようでありますけれども、なかなかまだ普及していないというふう聞いています。

特に、E3方式とE2BE方式、新日本石油とかのホームページを見ると、まず最初にバイオエタノールについてホームページ出てくるんですが、このE2BE方式の話しか出てこないんですね。E3については出てこない。どうも石油業界はこのE3については反対をしている、拒否をしているということですね。例えば、アメリカなんかでE10とか、それからブラジルはE20、これどうも石油元売会社の表現を見るとこれは危険だからとか、そういう話もあるようであります。実際にこれを普及させていこうと思うとE3だけではなかなか消化できないのではないかなとも思いますが、それともう一つ、E2BE方式とE3方式と両方あると、これ一番困るのは消費者なんですよ。これもそろそろ方式がある程度固めるべきではないかなと、一つにやっぱり一元化すべきではないかなという指摘もあるんですけども、

そのことを伺いたいと思います。どうぞ。
○政府参考人(吉田岳志君) まず、私の方からセルロース系からのバイオエタノール生産についてのお答えをしたいと思います。

委員御指摘の、例えば草という事例挙げられましたが、セルロースからバイオエタノール生産する場合の課題としては、一つは原料から効率的にバイオ燃料変換をする、この技術開発というのが何よりも重要であろうと思っています。これは今他省庁とも協議をしながら研究開発を進めているところでございますが、あわせて、その原料を、セルロース系の原料というのは非常に広く存在をしております、これを効率的に集めて、そしてこれを一か所に集め貯蔵するというこのシステム並びにそのための機械等の開発が必要でございます。これが重要であろうというふうに考えておまして、この点に焦点を当てた実証事業を平成二十年度から、先ほど大臣の方からも紹介ありました日本型バイオ燃料生産拡大対策、その一環として実施をしていくこととしておりまして、そういった事業を通じて課題の解決を図っていききたいというふうに考えております。

○政府参考人(北川慎介君) お答え申し上げます。

バイオエタノールの導入につきましては、委員御指摘のとおり、E3方式それからETBE方式、両方今、日本にございます。

このどちらがいいかという点につきましては、それぞれの方式におきましてメリット、デメリット両方まだ見極めるという状況にあると思っております。例えば御指摘のその石油連盟が行うETBEガソリン、これの流通実証実験も行っております。一方で関係府省で連携して宮古島におきましてE3方式の実証実験も行っております。こういうことでございます。

いずれにいたしましても、どちらを取るかというのは、消費者との関係あるいは製造物責任と、こういったことをにらみながら民間事業者の方が選んでいくということになると思いますけれども

も、いずれの方式でありましても、消費者の安心、安全が確保されるようなそのような制度整備を進めてまいりたいと、かようなことで普及を図ってまいりたいと考えてございます。

○高橋千秋君 今の日本の状況を見ると、ブラジルなんかを見ると、一周遅れという感じなんです。一周どころか、もう二、三周遅れの中で今から出発しようかなと、そういう状況の中で先進例を見ると、このE3方式の云々の話でも、世界は大体情勢が見えておまして、ETBE方式というのはほとんどが輸入だということも聞いておりますし、やはり国益ということを考えていたでいて、石油元売業者の思惑も当然あるのは分かっていますが、やはり政府としてリーダーシップを取っていただいて、この、食料に危害を加えないような形で是非推進をしていただきたいというふうに思っています。舟山さんが時間をくれということですので、パスをします。

○舟山康江君 民主党の舟山康江です。大臣始め皆様よろしくお願ひいたします。

バイオマスの利活用につきましては、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の防止、また資源の有効利活用による循環型社会の形成又は地域の活性化や雇用につながるという意味で積極的に推進すべきものだというふうに考えております。そのような中で、大臣は、今日も御答弁ありましたけれども、様々な場所におきまして、バイオ燃料の生産推進に当たっては食料との競合を避ける、それから森林破壊などを引き起こさないようにすると、こういったことに十分留意する必要があるというふうに認識していると私も理解しております。

そのような中で、国内的にもセルロース系原料を活用した言わば日本型バイオ燃料の生産拡大を目指すとしております。先日、五月十二日の決算委員会における公明党、浜田委員の御質問に対する答弁の中でも、例えばこういったことはサミットなどの場においても、食料供給と競合しない

い形でバイオ燃料の生産拡大の重要性を主張していくと、そんな決意も述べられておりました。私は、その方向はまさに正しいと思っております。ただ、一方で、今の高橋委員からの質問に対する御答弁の中にもありましたけれども、当面の生産目標、二〇三〇年の生産目標の六百万キロリットルのうち、二百から二百二十万キロリットルは資源作物を原料とすると。これは、だから目標値の三分の一はいわゆる未利用とかセルロース系ではなく資源作物を原料にすると、そういう方針のようであります。私はこれは、日本型バイオ燃料生産拡大、これを中心にセルロース系、未利用を中心に進めていくといった趣旨と矛盾するんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) 考え方だと思っておりますけれどもね。実は、耕作放棄地が約四十万ヘクタールほどあるんですよ。その耕作放棄地は、言わば耕作限界地みたいなところになりかかると思われるんです。これはもう全部、全筆調査しますけれどもね。そこで農業生産の通常の農家が、農業生産者が利用できるようなものはできるだけ農業生産に復活、再利用といいますが、有効な利用ができるように進めていくつもりでございます。しかしなかなか生産者とそこが結び付きがうまくいくかどうか、まだやってみなきゃ分からないところがあります。

私は、そういう耕作放棄・限界地あるいは草地などで有効に利用されていないようなそういうところに、どういう資源作物が、これから研究開発しながら、そういう劣悪な条件の中でも生育がい、しかし、実取りをするようなものではない、まあ草といえますかね、そういうものが利用できるといような新作物も一方技術会議、研究所を通じて研究しているわけで、そういうものを作付けをする、新作物を作付けすることによって活用されています。食料の方でそれを使うというふうになつてきたときには、食料の言わば生産基盤と

いうことにもつながるから、そういう意味で、私は当面の研究開発の成果というのを生かしていくという意味で、そのような新作物の利活用というものを考えてもいいんじゃないかと、こんなふうなことをおっしゃって、そういうことを矛盾というふうに言われれば矛盾かもしれませんが、当面、そういう資源作物で利用できるというところでは利用し、もちろん食用作物でもっとお芋の需要なんかが出てくればお芋を作るというようなことはあるかもしれませんね。

だから、そういう意味で可耕地を可耕状態、耕してできる状態に造っていくというようなことになるならば、それはそれで食料生産にもプラスになるんじゃないかというふうに考え、このことを容認していいかと思っております。

○舟山康江君 そうしますと、今までの国の政策の基本方針というのは、例えば耕作放棄地の解消につきましては、できるだけその耕作放棄地についてきちんとして、いわゆる食用の作物を植えてもらう方向で政策誘導していったと思うんですけれども、今回は短期的なのか中長期的なのかは別にしても、その耕作放棄地の解消策としては、基本的にはこういったバイオ燃料としての資源作物の栽培を推進していくこと、そういう方向なんですか。

○国務大臣(若林正俊君) それはもう食用作物ができることは食用作物、これは作る人たちは技術を持っていますし、研究開発がそうなくても作れるわけですから、まずその里の中にあつてそれが作れるようなものは、やっぱりそれを優先的に、食用作物を作ってもらいたいことを優先すべきだと思っています。ただ、限界地なんかで、これはまあ畜産利用ということも考えられますから、畜産利用ができるところは畜産利用でいいと思うんです。

ただ、非常に多様ですからね。だから、しかし、具体的にどんな新作物、資源作物が考えられるかということについては、技術の幹部が来ていますので、一言答弁させます。

○政府参考人(吉田岳志君) 資源作物としてどういふものが想定されるかということでございますが、大幅な生産拡大の工程表を作ったときに想定しておりまして、いまは、まず乾田、非常に排水状況のいい田んぼですとかあるいは畑、こういったところではソルガム、カンショなど、それから排水条件の悪い水田においては水稻を想定をしております。ただ、これはいずれも、この資源作物というのは、食料や飼料向けではないバイオマス量の大きい新品種等を育成をした結果のものというふうに考えております。

それで、それぞれ高収量を前提にいたしまして、活用農地を二百万キロリッターの生産に必要な農地として二十万ヘクタール程度の農地があれば生産できる、そういう高収量な品種の開発を前提にして試算をしているものでございます。

○舟山康江君 このバイオエタノールの生産、いわゆる資源作物二百万から二百二十万キロリッターの資源作物を生産するのに必要な面積というのは大体二十万ヘクタールを想定しているというお答えでしたけれども、結局、結果としてこれで耕作放棄地の大多数が解消されるということかもしれませんけれども、相当の面積を必要とするというのは事実だと思います。

私は、これは、短期的に見れば非常に簡単な耕作放棄地の解消の一方策だと思いますけれども、非常にこれ慎重でなければいけないのかなと思っております。基本的には、耕作放棄地の対策というのはやはり自給率の向上と併せましてしっかりと食料生産の拡大の方向で政策を推進すべきだと思っておりますし、現在まさに日本の食料自給率が三九%という状況の中で、もちろん食料の安定供給に加えて、今非常に飼料自給率の向上も喫緊の課題として取り上げられておりまして、この一つの形態としては飼料用米への取組も今始まっているようなところであります。

そういった意味で、まさに資源作物の生産というのが、こういったいわゆる主食用、飼料用、こういった食料の安定供給というものと競合

しないのかなという懸念があるんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) やっぱり需要と結び付かないと食用作物作っても食用に供されない、供されなきゃ自給率は上がらないですよね、食用できなければ。だから、食生活の中でどこまでが組み込めるか。

例えば、お米、作れば簡単にどんどん作れるわけですね。お米作れないという状況の中で、例えば、耕作放棄地になつていてというようなことを考えますと、それを食用、御飯のお米を作ってしまうと、これは、もしそれを出せばこれはまた別の話です。需要を超えて供給が出れば値段が安くなつちゃうと、こういう話になつてしまうわけですね。

だから、飼料用米、で、飼料用米だどの程度まで家畜に食べさせても大丈夫かというのは今いろんな試用実験しています。肉の場合だったら、最近、先進的な畜産肥育農家に言わせると、一〇%でやってみて大丈夫だと、二〇%もどうも大丈夫のようだと、三〇%までいいかなというような形で、今試行錯誤をしているわけですね。そういう畜産農家と結び付かないと、耕種の稲作の人が飼料用の米を作るとするのは難しいわけですね。

そういうような制約条件考えますと、とにかく空いている土地を有効に作物を作っていくということをしてあげば、食用需要が出てくれば食用需要の方に転換は可能になってくるわけですね、空けておくよりも。そういうようなのはしばらくそういう状態が続かざるを得ないだろうというふう

に考えているんです。

それで、この六百万キロリッターというのは、何が何でもそれだけ作ろうというんではないんで、可能性としてはそのぐらいの可能性があると

いう中で作つたものですから、これ技術開発がどこまで付いてくるか、そういう状況変化というのをにらんでいかなきゃいけませんし、セルロース系のものが非常に進んでいきますと、コストの面でも、これはもうセルロース系に置き換わっていく、理想はやはりセルロース系のものに置き換わるということなんだろうと思っております。

それで、そのセルロース系の方に置き換わるというのは、先ほど紹介したように、まさに先端的技術開発としてそこに着目して、国が重点的にその研究開発を進める分野として国として指定しようとしている段階ですから、それがどんどん進んでいきますと、研究成果が出てくればそちらの方を原材料にするということになっていくことを期待できると思っております。

○舟山康江君 どうもやはり私、そこが引つかかるところなんですけれども、今、日本がもう自給率も高くても本当にいろんなものが余っている状況であれば分かるんですけれども、やはり例えば小麦も大豆も、まあ米だけは過剰傾向でありますけれども、ほかの品目というのは基本的にその自給率が非常に低い状況なわけで、そこをいかに自給率を上げる生産振興策を考えていくのかという方向でないと、需要がないものを作ってもしょうがないとおっしゃいましたけれども、やはりそういった需要をにらみながらも、やはりそういった今自給率の低いものを生産振興というのはまず一義的に考えていかないといいんじゃないかというふうに思っています。

そんな中で、特にやはり私が気になるのは、米、その資源作物としての米をどうとらえるかだと思っております。平成十九年度からの米を利用するバイオエタノールの大規模実証プラントの整備に着手しております。これは、まず一つ、米を有力なバイオエタノールの供給作物と位置付けているのでしょうか。もう一つ、今後、米を利用するの大規模生産の方向にかじを切ろうとしているのか。その二点を教えていただきたい

と思います。

○政府参考人(吉田岳志君) お答え申し上げます。

若干繰り返しになりますが、バイオ燃料の生産拡大、これは従来の食料などの生産の枠を超えまして、農林水産業の新たな領域を開拓するものであるというふうに認識をしております。また、農林漁業の持続的かつ健全な発展とエネルギーの供給源の多様化につながるというふうに認識をしておるわけでございます。

そこで、ただ、これまでバイオ燃料の取組というのは、我が国は、先ほどブラジルに比べて一周遅れというお話もございましたけれども、非常にまだ遅れております。現状では三十キロリッター程度の実績しかないというのが実態であります。そういった我が国におきまして、国産バイオ燃料の生産流通体制を早急に整えていくためには、現時点でエタノール製造技術が実用段階にまで来ています糖質あるいはでん粉質の原料、これを利用して大規模実証を行うことで、原料供給から燃料生産、そして供給までを含めた一貫したバイオ燃料の生産供給体制を整備する、これが急務となっておりますというところでございます。

このために、農林水産省では平成十九年度からバイオ燃料地域利活用モデル実証事業を実施したわけでございます。その中で、御指摘のお米でございますが、北海道二地区のうちの二地区、それから新潟、この二地区におきまして、水田の生産調整に伴う一形態としてバイオ燃料用の多収穫米の生産に取り組むこととしております。これは、将来のセルロース系の原料を活用した国産バイオ燃料生産の実用化を図る上で不可欠なものであると。要は、糖質あるいはでん粉質から大規模に低コストで生産をする、その技術実証を経なければ、セルロース系からエタノールを大規模に低コストで作るといふところまで行かない、避けて通れないものであるというふうに認識をしております。

ただ、これも先ほど大臣の答弁ございましたけ

れども、こういったものは、糖質系の、でん粉質系のものは食料、飼料とパッティングをする可能性がございます。それを避けてやろうとしますと、原料の供給に限りがありまして、せいぜい五万キロリッター程度までが限界であろうということとございまして、この実証事業を契機に米をどんだんエタノールの方に振り向けていくということにかじを切ったというようなものではございせん。あくまで、セルロース系の技術確立を図っていく上での一工程というふうに認識をしていただければと思います。

○舟山康江君 今の御答弁の中で、生産調整の形態としてこういった米も利用しているというようなお話でしたけれども、やはり私は、現場に行けば、皆さん、できれば米を作りたい、生産調整で表を作れ、大豆を作れ、ほかのものを作れというよりも、やはりできれば米で何とか生産調整をしたいという思いはあると思います。

そういった中で、実験段階の一つで重要なんだとおっしゃっていましたけれども、一度その方向でこういう大規模化の実証プラントを造れば、やはりその流れというのは止められない、後戻りできない。まさに、あつ、国はそういう方向を目指すといった、そんなメッセージを与えることにもなりかねないというふうに思っています。

ある意味、一つの例外、過渡的な措置、耕作放棄地の解消の一つの手段ということだと思えますけれども、じゃ、どこに歯止めを掛けていくのか、どの規模まではエタノール米を作るけれどもどこからは駄目だというその垣根というんでしょうか、そこをどうするのか。食料と競合しない、飼料と競合しないといえますけれども、その競合しないというレベルはどのくらいか。それをだれが判断するのか。どういう基準で判断するのか。私は、一つの例外を設けるとなかなかブレーキが利かなくなるおそれがあるような気がするんです。ですから、もちろん、先ほどのずっと大臣の御答弁を聞いておりましたも、これをメーンに位置付けるわけではない。やはり、セルロース系だと

か木質系とか草木系とか、そういったものを中心として、その補完というんでしょうか、それで資源作物もその一つとして位置付けるということとは分かるんです。それで、しかも資源作物の生産というのは、食用、食料との競合を避けるのか、そういった御認識も分かるんです。ただ、競合しないそのレベルはどのくらいか、どこまでは作っていくのかということだれがどう判断するかというのが非常に見えにくくて、こういったものについて踏み出してしまおうと、私は止めどもなく走ってしまう、動いてしまおうとおそれがあると思うんですけれども、そこはいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) この法律では、主務大臣が基本方針を定めることになっております。基本方針の中で、今私が御答弁申し上げているような、農林漁業の有機物の資源バイオ燃料を原料とするこの利用促進というものをどういうふうな方向に持っていくかというのは基本方針の中で明らかにいたします。

その実際の実証事業をやります生産製造連携、生産者と製造事業者とが連携して作って計画を立てることになっているんですけれども、その連携した計画は、大臣に提出をしてその生産製造連携事業計画というものの適当である旨の認定を受けるというふうにしていて、やりたいからやるんだということを出てきてどんどん広がるというようなことは想定をしておりませんし、実は相当のこれ設備投資を必要としますから、今のところこれが次々にできるといようなことは念頭に置いておりません。

このバイオエタノールの米を生産調整の中の一つの作物として位置付けてやろうというそういう部分については、今委員が御心配になられましたように、それが系統的に各地で製造できるような形でこれを認定をしていこうということは考えておりませんし、基本方針を定める際にそういう、何といえますか、これが一つの実証事業としての性格のものであるということ認定で明らかにす

るということだと私は思うんですけれどもね。

○舟山康江君 国が国の事業としてこういう方向の大規模実証プラント整備事業をするということとは、やはりそういう方向に進もうとしている甘いメッセージと与えているんじゃないかと思うんですけれども、もう一つの観点でいいますと、先ほど高橋委員からも何度か御指摘がありましたけれども、やはり世界的な食料危機の中、また特に海外においてはバイオ燃料ブームが熱帯雨林の破壊とか土地の新規開拓につながり、実はこれは昨日ですとか、生物多様性条約の締約国会議がありましたけれども、この中でも、生物多様性の減少の一因となっていると、そんな指摘もされているようであります。

また、アメリカの報告などでも、むしろ地球温暖化を促進するといったそんな報告もありまして、こういったいろいろ環境破壊だとか生物多様性の減少とか地球温暖化云々というものの、なぜそういう指摘もあるのかということ、それはやはりいわゆる資源作物の生産拡大が、例えば熱帯雨林を破壊して大豆生産を広げるとかサトウキビ生産を広げるとかそういうこと、だからいわゆる資源作物の生産拡大というのがそういう懸念に当たると思うんです。そういった意味におきましては、やはりそういう懸念のない、まさに資源の有効利用であります日本型のバイオ燃料というセルロース系、木質系、そういったものの生産拡大にもっと重点を置くべきじゃないかというふうに考えるのも一つの理由であります。

特に、この未利用バイオマスのエネルギーポテンシャルというんでしょうか、それは、これも政府のバイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の中の報告によりますと、この未利用バイオマスのエネルギーポテンシャルというのは、原油換算で千四百萬キロリットル、エタノール換算で二千三百萬キロリットルと、かなりの賦存量があるというふうになされています。

つまり、いろいろ技術開発、これからの開発次第でもあるんでしょうけれども、実際に先ほど

例に出されておりましたホンダなどの取組の情報を読みますと、植物廃材でかなりその量産体制ができた、非常にコスト的にも安くできる、そういった実証も、これはR I T Eです、独立行政法人のR I T Eとの共同研究開発の中でそういった技術の開発も進んでいると。これまた始まったばかりですので、こういった技術開発というのはどんどん進んでいくと思うんですね。

まさに、こういった賦存量がこれだけある、そして未利用、今まで捨てていたものの有効利用という意味でも、こちらにもっともっと重点を置いて、まさにこれだけで十分目標の生産というのは実現できると思いますので、こっちの方をもっと伸ばすような、そんなところに少し重点をもっとシフトしていくべきじゃないかと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) そういうふうに展開していくというふうな思っているんですが、実はまだまだインファントなんです、技術開発が。特に、実験室の段階ではいろいろできているんですけれども、ある一定の規模で生産システムに乗せていくための技術というのは、本当にまだ何も分からないでいるんです。先ほど政府参考人の方で説明しましたけれども。

だから、どうしても、我が国で実証的に可能なものというのは糖質、つまりでん粉性のものまでに行けるんですね、そこから先というのは、先ほど堺の、私も見に行きました、堺の廃木材からやるのも物すごくコストが掛かっているんですね、コストが掛かっているんですよ。それじゃ、実際にリッター百円レベルまで行くには相当大きなスケールのもを作らなければいけないんですよ。しかし、その相当大きなスケールのものをやるリスクというのは、投資リスクが大変なんです。果たしてそれが有効、効率的に動くかどうかというのは分からない。

しかし、でん粉性のものでスケールが発揮できるようなものを作って、それで糖質系のものからこういうシステムができ、それに稲わらを入れ、

いろいろなものをやってもやれるというような、そういうステップを踏んでいかないと展開することはできないというふうに我々は判断しているんです。

ブラジルに行ったときに、ブラジルの大臣が私に、日本はかなりセルロース系のは進んでいるようだから、そういう共同開発しませんかというようなことを言っていました。ブラジルの方もまだ知見がないんですね。ブラジルではサトウキビ自身は燃料に使っているんですね、製糖過程で。それをエタノールにするときのまた燃料に使っている。しかし、燃料にそれを使うというよりも、それがエタノールになって、搾らないでもそのまま使えればいいという夢を持っているんですね。ところが、できていないんですよ。

だから、これ全く未知の世界に入っていくわけですから、そういう意味で、もう当然のことながら、私が強調していますように、日本は森林国でありますし、七割に及ぶこの森林資源というものがどういうふうにも有効に使われていくかということがもう大事な要素だと思っています。ですから、それに力を入れる、特に地域産業として、地域の資源産業としてこれ考えていくという位置付けをしたいというのがベースにあります。

ですから、一方で生産調整をやむなくやっている中で、作付けするものが大豆や麦というわけにいかないとやっているところがあるのも事実なんです。それから、そういうところで多収の稲を、そういう地域は、周囲の皆さんの協力を得て、そういう生産をしてもいいという人がいるようなのが生産者と組織を組んで、これ、今実証事業に手を挙げてきたという状況にあると、こう思っております。

○舟山康江君 なかなか議論は平行線なんですけれども、いや、本当に、私はやはり米をエネルギー源として作ることが本場にどこでちゃんと歯止めが掛けられるのかなという懸念、やはりそこをきちんとしていかなければいけないと思いますし、冒頭に紹介させていただきましたけれども、

まさにサミットの場において日本型バイオ燃料の生産拡大ということ、その重要性を主張すると。まさに、そういう意味では日本がリーダーシップを取って、そういう食料じゃない、木質系、廃棄物系、草木系のそういったものの生産をみんなで進めていこうというリーダーシップを取るという意味でも、やはりきちんとそこを意識して進めていきたいと思います。

今の大臣の御答弁の中で木材の話も出ましたけれども、まさしく私は、過日ですね、間伐の実施を促進する法律が成立いたしましたして、切ることも大事ですけれども、間伐をしたその木をどうやって利用していくのか、その利用策の一つとしてもやはりこの木材の利用、バイオマス利用の推進というのは非常に重要だと思っています。これは単に間接的にガス化、液化というような利用だけではなく、まさにチップとかペレットとか、そういった直接燃焼での利用も必要だと思っています。

同じ森林国である北欧、例えばスウェーデンなんかでは、木質バイオマス利用の場合、かなり税制面での優遇措置などがあり非常に進んでいると聞いていますけれども、日本の場合、なかなか普及が進んでいない。その理由の一つとして、収集、運搬に非常にコストが掛かるということがあるように思われます。一つ、草木系である稲わらについては、ソフトセルロース活用技術確立事業などで収集、運搬、利用を確立する支援事業が今回予算措置されていますけれども、こういった間伐材、林地残材についても何らかの支援によってもっと有効利用が図られるべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) 薄く広く存在している農林水産資源なんですよ、いざにしても。これを集めるコストというのは、全体の生産をある一定の規模で軌道に乗せていく一番の課題だと思っています。稲わらも集めるの大変なんですけどね、実際。これ、企業が動き出せば三百六十五日動いていくわけですから、その間切れ目なく原料を集めてこなきゃいけないというようになことに

なってくるんで、今の予算措置としては、稲わらを集めるという、ああいう予算でこれはみんなできるかという、私はそんなできないと思います。

これは、システムとしてそういうシステムをどうやって組み立てていくかという今後の課題だと思ふんですけれども、特に林地の場合は、間伐材のみならず林地残材、つまり枝打ちをしたようなものとかいろいろなものがあるわけで、そういうものをどうやって里に下ろしてきて、それを運んでいくのかといったようなことはこれからの、まさにそれが軌道に乗っていくときにはこれを収集することの効率化、そのために助成が必要であれば合理的な範囲で、全体コストの中でのみ認められる部分であるならば、それはやっぱり助成をしていかなきゃいけなくなるでしょう。できれば、そうやってコストも上がってきた燃料が競争的であれば、そういうコストのみ込んでやってもらうことが一番軌道に乗る基礎だと私は思っているんですよ。

○舟山康江君 バイオマスタウン構想というのを進めておりますけれども、やはり北欧の事例を見ても、地域完結型のエネルギーの供給体制というのを組んでいるわけですよ。そう考えると、やはりこういったバイオマスタウン構想の中で、その地域で様々なバイオマス利用を進めていくというのは方向的には非常に今後期待のできる方向かなと思っていますので、是非積極的に進めていただきたいと思います。

最後に一点、簡単にですけれども。○委員長(郡司彰君) 時間が来ております。○舟山康江君 一点だけ、指摘にとどめておきたいと思っています。

先ほど高橋委員からありましたけれども、生産とやはり供給方式、使って何ばのもんだと思ひますけれども、E3とETBE方式が二つある中で、国の実証事業はE3を基本的に推進している。ただ一方で、石油連盟はETBEをいうこととで、なかなかE3の供給に関して石油連盟の理

解が得られず進んでいないという現状があるように聞いています。これも五月十二日の決算委員会で公明党の浜田委員が指摘しておりましたけれども、やはりE3の普及を進めていく上では、業者に強制できないというのはいくらなんでも、何らかの障害を除去する努力というのはきちんと進めていかなきゃいけないと思います。

昨日の担当者からの説明の中で、いや、進まないのはそれは、環境省の事業が進んでいないというのとは環境省が悪いんじゃないかと、そんな話も聞かれましたけれども、ちょっとそれは無責任な発言だったかと思うんです。私は、経産省としても、やはり市場に任せるにしても障害を除去する、そういった指導はしていただかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけれども、それは事業の主体が悪いという認識は部長さんと同じなんじゃないでしょうか。

○委員長(郡司彰君) 時間が過ぎております。簡潔に答弁をしてください。

○政府参考人(北川慎介君) 特に事業の実施主体が悪いというようなことは思っておりませんが、いざにいたしまして、どちらの方式でも進むように制度整備を図り、国会におきましても品質の確保に関する法律を提示していると、こういう状況でございます。

○舟山康江君 以上です。

○山田俊男君 私も、農林漁業有機物資源のバイオ燃料としての利活用の促進に関するこの法律については基本的には賛成であります。とりわけ大変な石油の高騰が生じていること、さらには地球温暖化問題への対応が迫られていること、さらには国内の耕作放棄地が著しく拡大していること、さらには、先ほど来議論になっておりますが、間伐材とセルロース系のこれら利用拡大をどう進めるか、これは山林維持のためにも地球温暖化のためにも、そういった観点での取組が必要であります。そういう意味からして、まさに今ほこれを着

実に進めていくチャンスはないと、この考えでいるわけですが、しかし具体的な実施に当たってそれぞれ課題が生じておりますので、これらを中心にして申し上げさせていただきたいというふうに思います。

これまで我が国では、七か所の施設が設置されておりました。これも三十キロリッターのバイオエタノールが製造されている、わずか現段階ではそれだけであります。十九年度からは新たに大規模な施設を三か所造るといことで、そのうちの二か所は新潟と、それから北海道におきますJAGグループの取組になっております。一つは、北海道におきます規格外の麦と、それと交付金対象外のてん菜ですね、これを使用しました一万五千キロリッターの燃料用バイオエタノールの製造施設であります。もう一つは、新潟におきます多収量米を使用しました一千キロリッターの燃料用バイオエタノールの製造施設であります。

これらの取組は、今も舟山委員の方から相当議論があったわけですが、商品化できない規格外の麦や、さらには交付金の対象にならないてん菜のトップ等、これを有効に活用するという意味合いでの意義、さらには多収量米につきましては、やはり多収量米を栽培して同時にその技術を向上させる、さらにはどうしても計画生産の関係で遊んでおります水田をどう有効活用を図るかという意味合いでも意味がある。そして、あわせて、いささかなりとも農業者の所得を向上させることにつなげていかないかという意味もあるかと、こんなふうにも思っております。そういう面では新しい挑戦であります。しかし、新しい挑戦であるだけに課題が多いわけです。

一つは、原料作物に対する安定的な助成水準の確保が何としても必要だと、こういうことでもあります。新潟の取組を見ますと、原料玄米の価格はキログラム当たり二十円です。作付け予定の北陸一九三三号、これは多収品種であります、この収量は八百八十キログラム、これは十八年産の収量の実証があるわけで、それに基づいて

見込んでおります。これに二十円掛けまして、十アール当たり一万七千六百円です。これに産地づくり交付金十アール当たり三万円を措置しまして、合わせまして合計四万七千六百円ではないわけですが、主食用の生産費は十アール当たり十一万円程度になります。これでは生産費を割ってしまいます。

そこで、生産費の半分を占める機械代、さらには土地改良費の費用分ですね、これらを規模拡大して取り組む、ないしは遊んでいる田んぼを活用するという意味合いからして、これはそれじゃ計算しないで省こうというふうにしてしましても、しましだ生産費を、これ半分の生産費になりましてもそれを賄う水準にはなっていないわけでありま

す。さらに課題は、輸送費が掛かるといことでもあります。新潟の場合におきましても三百ヘクタールから四百ヘクタール、新潟の各所に分かれまして取り組んでおりますから、当然、圃場が広がっている分だけ県内からその原料玄米を集めなきゃいかぬということがありますので、輸送費もばかにならないといことでもあります。

安定したバイオ燃料を生産するためには新たな交付金の仕組みが必要であります。この点について、農林省吉田技術総括審議官、この点どんなふう、そうですか、大臣、御発言いただけるなら有り難いです、よろしくお願いします。

○国務大臣(若林正俊君) これは重要な問題ですから、私が答弁いたします。

これは、先ほど来議論がありましたように、基本的に木質系の、セルロース系の原料でバイオマスを作っていくといことを方向として進めるわけですよ。ただ、そのためには、そのためには糖質、でん粉のものを基盤にして一定のスケールのものでないと次の、先への展開が難しいといこと、さあどこだといつたら、北海道と新潟が手を挙げて、生産者がみんなで協力をして、周辺も協力するからひとつこでやろうじゃないかという話から始まった話でありまして、そういうこ

とをやるために生産者に、それを集めてくるための経費も含めまして、ましてや主食用の米を念頭に置きながら、そのバランスの中でその原料助成をするといことは私は考えておりません。

○山田俊男君 この点について、実は新潟の場合、エタノールにしまして、そしてリッター当たり二百円台ないしは三百円台になります。今ガソリンはリッター百六十円程度でありますので、その差、当然出ておるわけです。その差を、これは設置主体であります全農がそれを補てんすると、こうした取組であります。

これだけの差をしかし本当にちゃんと埋めるといことになりまして、これは大臣、それぞれ自分たちが手を挙げて、そして崇高な取組の理念の下に頑張ろうというふうにしてしましても、その差は非常に大きいわけでありまして、当然のこと、実証試験の中でこれらの課題につきましても当然検討をしていかなきゃいけないことではなからうかと、こんなふうにも考えています。もちろん、コスト低減の様々な努力をやるのは、これも実証の取組の課題であります。

○国務大臣(若林正俊君) いや、これは大事な問題なんです。私は、実証事業でこれを行うといことを前提にかなり政府内部の議論をした上で、固定資産税を半分軽減するといことをやっているんですよ、相当の設備投資しますからね。そういう固定資産税を半分の減税をすること、そしてでき上がったエタノールについて免税措置を講ずることといことを前提にこれやれるかねという話で、やりますといことだからこれスタートしているといふふうに御理解いただきたいと思うんですよ。

それで、リッター当たり今百六十円というお話ありました。それは今たまたまガソリンが高いからそういうことですが、我々は、これやっぱ百円から百二十円ぐらいのものでないと持続的にはならないんじゃないかという情報も入れているんです。そういうことをみんなで、産地づくり交付金は、これはほかの作物作れば出るわけですか

ら、産地づくり交付金は前提にする。そのほかのものは、周辺の皆さん方がここで言わば転作分を消化するというようなことで、じゃ協力しようという中でこれ成り立っていくものだというふうにご考えておりました、八百キロその他のこれからの多収生産がどこまで行くかといことにも関わっています、一応多収米として八百キロ程度のことを前提にして、それでやれるといふんでなければ、これ法律の中で私は認可できないと思いますよ、それじゃできないと言わうなら。

私はそのぐらいの決意で、そういう原料生産についてこで、今ある他の作物との関係で出されている助成措置以上のものを特にやるという考えはありません。

○山田俊男君 製造施設について、この点についての、設置について二分の一の助成が出ております。さらには、五年間にわたりまして製造施設の運営経費についてこれを助成するといことについて手だてがあります。さらには、大臣おっしゃいましたように、固定資産税についてこれは軽減措置を講ずる。さらには、ガソリン税について減免の措置を講ずると。これ、いずれにしても、税制措置については今後の税制の対策に引き続きなろうかといふふうに思いますけれど、これらについてちゃんとやることはやぶさかではありません。

しかし、先ほど言いましたように、三百ヘクタール、四百ヘクタール、これらの農地を確保するだけでも新潟県下全域にわたっているわけです。それをどう集めるかといことがあります。現にあります。もちろん、一か所に集められればそれにこしたことはありません。

それからさらに、北海道の場合は、先ほど来、これも高橋さんなり舟山さんの議論の中で出ておりますけれども、ETBE方式かE3方式かという議論がありまして、北海道の場合はETBE方式を取っておりまして、それで、北海道からわざわざ横浜までバイオエタノールを運んでいるんですよ。当然それに伴います運賃が必要になるわけ

で、逆に言いますと、ただで来ませんから、その分だけのコストが掛かっておる。CO₂もそこで排出しているという部分があるかもしれない。

地域の中でどう還元するか、利用還元するかという観点が多分この取組の大きな理念だということに思いますが、そう考えてみると、今、ETBE方式の場合はどうしても施設が必要でありますから横浜へ来ているという問題を、それじゃこれも実証試験の中で整理をしていく必要が私はあるというふうに思いますので、大臣、もう手を挙げてやったら後は動きませんじゃ、大臣、実証試験になりませんので、是非こは一つ一つ詰めていこうじゃないですか。

当然のこと、コストの削減も必要になるわけで、コストの削減については、今ありました収量の増大、コストの低減、それからやっぱり地域でできるだけ原材料を集めること、それからさらに安い手だが、様々な形で取組が必要になるということとは事実だろうというふうに思います。是非、もう一度お願いします。

○政府参考人(吉田岳志君) 若干ちょっと事実関係といいますが、この間の経過をちょっと説明させていただきますが、この新潟の実証事業につきまして、北海道に比べて規模が非常に小さいわけでございます。北海道の場合には一万五千キロリッター、それに対して千キロリッター。

これは、上がってきた当初から、千キロリッターではコスト合いませんよと。大体、系統が試算しているシミュレーションでも、やはり一万五千キロリッター程度のものでないと百円でバイオ燃料を生産するというのがなかなかできないと。その場合の、百円で生産するとして原料価格が五十円、これ、原単位に直しますと、米でしますと大体千二百円ということになります。

先ほどの委員の御指摘は、それが千キロリッターなんでもっとコストが掛かるんだと、だからその原料への負担をというお話でございますが、これにつきましては、当初から規模を拡大し

ないと無理ですよというお話をした上で、事業主体としてはまず千キロリッターでちょっとやってみて、それで可能性を見て、うまくいけば将来的にはこれを一万なり二万なり規模を増やして、そして低コスト生産を実現していきますというお話で申請を受けておりますので、その点どうか御了承よろしく願います。

○山田俊男君 はい、分かりました。ここまで設置して踏み込んでくるまでにはいろんな経緯があるかというふうに思いますので、十分検証、検討した上で是非是非成功させていきたい、こんなふうに思います。

また、そのことと関連して、規模を拡大して是非やりたいという意向は当然のことあるわけでありまして、規模拡大していくということになれば、それを、できましたバイオエタノールをどう利用するかという観点が必要で、これも先ほど来出ておりますけれども、利用するに当たりまして是非、今E3の方式につきまして一定割合の混合を進めているわけでありまして、ガソリンに一定の割合で混合を義務化すると、当然そうしたことも取り組んでいかなければならないという問題を抱えておりますので、その点について経済産業省に考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(上田隆之君) お答え申し上げます。御案内のとおり、京都議定書目標達成計画におきまして、政府全体といたしましては、当面五十万キロリッターのバイオ燃料の利用を予定しているわけでございます。それで、現在、今の国産のお話はまだ数十キロリッター、数年前に数万キロリッターという規模でございまして、国産を利用する、もちろん価格の問題等々あるかと思っておりますけれども、その余地というのは十分あるわけでございます。

しかしながら、義務化そのものにつきまして、エネルギーとしての供給安定性あるいは経済性、食料としての競合の問題、様々な問題がある

と考えておりますので、当面は五十万キロリッターをしつかりと達成していくことを目標にしていきたいと考えております。

○山田俊男君 もう一点の課題は、先ほども議論になっておりますが、セルロース系への拡大についてであります。

御案内のとおり、今里山を見ますと、とりわけ西日本の里山を見ますと、竹の繁茂が物すごいわけでありまして。きちっとタケノコをその都度取って出荷できておればいいんですが、それができておりませんから、ましてや畑を中心ですが、それは田んぼもそうですが、耕作放棄地にしてしましますと、後は一年で竹がもう徹底して繁茂します。もう何ともしようがない景観が西日本の各地に現れています。

この竹を利用して、もちろん間伐材をどう扱うかという大事な課題もありますが、同時に、この竹を何とかセルロース系の一環として原材料にできないかと、こういうふうにご検討が、その点、経済産業省、農林省から検討の状況をお聞きしたいというふうに思います。

○政府参考人(吉田岳志君) セルロースからのバイオ燃料の生産拡大というのは非常に重要だということとは先ほどからも議論が出ております。

お尋ねの竹の利用でございます。これは平成二十年度から森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業によりまして、林地残材や間伐材と併せまして、竹などの森林資源につきましてエネルギー利用やマテリアル利用に向けた製造システムの構築などに取り組むことというふうにしております。

ただ、竹につきましては、木材と同様、稲わらなどのソフトセルロースと比べてましてリグニン量が多いために非常に難しい。また、セルロースなどと強固に結合しておりますリグニンの分離が非常に難しい、さらには固いというふうなこともありまして、実用化へのハードルが高いというのは実態でございます。そうではございませんけれども、非常に賦存量も多いわけでございますので、

技術開発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○政府参考人(上田隆之君) 私どもも、セルロース系からのバイオ燃料を作製していくというのは重要な課題であると考えておりまして、様々な技術開発を行っているところでございます。

ただ、今お話ございましたように、なかなか、このセルロースというのは非常に強固な結び付きを持っておりまして。特に竹の場合はそうでございますので、それを一度はぐしませて糖にして発酵させていくというところのその供給安定性、コスト等、様々な課題があると思っておりますので、こういった技術開発の中で勉強をまいりたいと考えております。

○山田俊男君 大臣と白熱した議論がちょっとできましたんで、私としては、この部分についてしつかりした、手を挙げた立場としても、この実行をちゃんと定着させていく、その取組を進めてまいりたい、こんなふうに思うところであります。同時に、税制上の措置でありまして、さらには支援措置でありまして、これらのことについては引き続き十分な検討をお願いしたい。そうして、我が国の今、本当にまさに荒れんとしていて、この地球環境のこれだけの食料不足の中で本当にこんなこといいのかという課題を我々は抱えているわけであります。そういう面でのバイオ燃料の利活用の取組が一つの大きな力になることを是非一緒に展開させてもらったら有り難い、こんなふうに思います。

実は、時間をいただきました五月十三日の当委員会におきまして、私、質問だけして答えをいただかないという、何ともはや委員長からおしかりをいただきましたが、それでこの際、大変失礼なことをしてしまったわけでありまして、この時間をいただきました。それで若林大臣始め関係の皆さんに当日の質問の項目につきまして御回答をいただきたい、こんなふうに思っております。

先般の質問は、一つは、農産物輸出に関する規律の強化をWTOに我が国はスイスと共同で提案

されていることとありますので、この提案の内容をお聞きしたいと思います。

二つには、こうした新たな提案を行う事態になっているという環境があるわけですが、さらに今朝ほどの当委員会の質疑の中でもありました、M A米の入札が落札できないという事態もできていて、その一方でM A米について米不足のアジアへ輸出すると、食料支援するという動きがあるという、まさに今、地球温暖化の中で、さらに食料危機の中で、もうW T Oを取り巻きます環境は新しい環境ができてきているかというふうに思います。聞くとところによりますと、ファルコナー議長さんが新しい提案を出したというところのようでありますけれども、新しい提案の内容もこの日本とスイスの共同提案を踏まえたものにもなっていないやに聞いております。こうした環境からしますと、思い切って新しい視点でのW T O交渉を再構築していいんじゃないかと、こう考えるわけでありまして、これは若林大臣に是非お願いしたいというふうに思います。

それからなお、F A Oサミットには是非、この前も申し上げましたが、総理と一緒にどうしてでも出席していただきたい、こんなふうに思っておりますので、その場で食料輸入国としての立場をしっかりと主張してきていただいたら有り難いというふうに思います。

三つ目には、これはW T O農業交渉における農業補助金の扱いとも関連しまして、過去実績による固定支払を我が国は実施したわけでありまして、新しい基準期間の設定や環境の変化をとらえた見直しや改善が何と必要じゃないかというふうにも思っております。これは農水省の経営局長にお願いしたいというふうに思います。

四つ目は、日韓E P A交渉の再開についてであります。この点、外務省に先般も申し上げましたが、私は日韓E P A交渉、賛成なんです。我が国の農産物のオファーが悪いから進まないんだというような誤解や、我が国農業への一方的な攻撃がなされるようなことのないように、今後、隣

国、一番近い隣国ですが、ともに発展するという立場での丁寧な交渉をお願いしたいというところを申し上げたわけでありまして、この点は外務省にお聞きしたいというふうに思っています。

五つ目は、日本の農業批判を続けさせるだけになっております日豪E P A交渉は中断すべきじゃないかということとを先般申し上げさせていただいたわけで、この点について若林大臣にお聞きできたらというふうに思っております。

繰り返して申し上げましたが、よろしくお願いいたします。

（国務大臣（若林正俊君）） またもや五つも連続して、つながりがないというわけじゃないんですけれども、それぞれ話の展開としては一つ一つお話をしているかないと御理解いただけないようなことをまともてほんとと言われたんでは大変私もお答えをするのに苦慮するわけでございますけれども、丁寧にお答えをいたします。

まず、輸出規制のことでございます。今、委員がおっしゃられましたように、今朝の明け方、明け方というより午前二時ごろですかね、ファルコナーの再改訂ペーパーが出ました。その再改訂ペーパーでは、日本とスイスが提案をしております輸出規制のルール化ということについては全く触れておりません。したがって、我々としては、スイスとも相談をいたしますし、また、同じような趣旨に賛同をいただいている国々とも相談をしながら、これから、ファルコナーは二十六日から再度農業交渉会議を開くと言っておりますので、二十六日からの農業交渉会議においては重ねて我々の主張をそこで展開をさせていただいて、是非とも前進が図られるようにしていきたいと思っております。

そこで、現行のW T O協定上は、輸出規制するときに通報をするのは義務になっていないんですね。そしてまた、その通報をした一定の実施期間、この期間の規定も何もないというような極めて不十分な規定になっております。そこで、日本は、このW T O交渉が始まった当

初から日本提案というのをいたしております。その日本提案の中に、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易秩序ということとを主張しております。その中に、輸出国側が今のうちに勝手にできているのはおかしいんじゃないかということと、これをルール化すべきであるということとを主張しております。そのことが、ファルコナーも一応認識をいたしまして、それでファルコナー提案の中には、議長提案として、輸出規制についてファルコナーは今の提案の中に書き込んでいるわけでございます。それは、通報の義務を強化しますと。九十日以内に通報して、これは毎年更新しなきゃいけないと。それから、現行にある措置は、輸出規制のですね、これはもう撤廃してもらって、新規の措置は原則一年以内に撤廃すると。最長は十八か月。そして、先進国、途上国問わず規制対象にするといったようなことを、議長がもう既に提案としてあるわけでございます。

しかし、これでも、それじゃそれによって輸入国側が不満がある場合、どうやってこれを解決するのかということについて何ら規定がないわけですね。したがって、輸入国側の意見というものをW T Oが取り上げる。どこが取り上げるんだと。農業委員会なら農業委員会が取り上げると。取り上げて、パネルのような議論をして結論が出るまでの間は、例えば輸出規制は止めてもらわなきゃ、もう我々としては、先行しちゃつまっちゃ具合悪いんじゃないかというふうな、そういうルールを明確にして、これがちゃんと働くような形にしてみたいというふうに考えております。

そういう意味で、通報は必ず義務化すると。輸出規制するときはW T Oに通報を義務化してもらいたい、そして、その輸入国側の要請によって協議をする場合には、協議中は輸出規制の措置は発動しないようにすると、そして協議の場合の基準というものを明らかにしておかなければいけないんじゃないかというふうなことを申入れをしていく。これは前にも申し上げましたけれども、これに

対して非公式にいろんな意見が出ておりますが、途上国で輸入も相当しながら輸出をしている国、今、今度、輸出規制かけているのは途上国が多いんですよ。そういう途上国は国内が暴動が起きそうだと、大変なんだというふうな状況の中で規制掛けざるを得なくて規制を掛けているというふうな途上国もあるわけでありまして、そういうところはやはり特別の配慮をしていかないと、同じ輸出規制といっても性格が違うんじゃないかという意見が出てくるわけですね。私もそれはもつともだなという気持ちがあります。そういう途上国への配慮というのをどのような形で配慮をするのかということが考えられると思うんです。

中国も輸出規制しましたからね。中国の場合は輸入をしながら輸出をしていると、こういう関係になってくるわけですね。中国のような国をどう扱うのかということもあるでしょう。そういう意味では、これから詰めていく過程で、途上国あるいは先進途上国といえますかね、そういう国をどう扱うかといったようなことについて関係国と協議をしながら、W T Oの場合は協議調わないと生きてきませんから、そういうのを精力的に生かしていくようにしたいと、このように思います。

そして、委員が、状況が変わったんだから新しい提案でW T Oをやりたいと、御意見がございました。これはできません。これは世界の、御承知のように、百五十か国が六年前にドーハ・ラウンドというところで立ち上げて、ずっと積み上げて今日まで来ていよいよ大詰めの今段階になっているわけですね。だから、世界中の最大の課題、貿易関係でいえば最大の課題になって百五十か国がここで積み上げてきたのに、日本がもう今までの議論はチャラにして新しい議論をしようじゃないかというふうなことでは、もう日本はこれ完全につぶしに入ったということになることは明らかであります。

農業だけじゃありませんで、みんながN A M Aの交渉、サービスの交渉、ルールの交渉、交渉分

野がいっぱいあって、それらをずっと百五十か国が積み上げて今日来ているものを、我々がこれをここでストップを掛ける、新たにやろうじゃないかというものはもうこれを、今までやってきたことをチャラにするということですから、そういうことはやはり私はできないというふうに思っています。

委員のお話でございますが、私の承知する限り、委員の御出身の全中の会長以下幹部の皆さんもそこまでは私の方にはおっしゃっておられないんですよ。やはり今まで積み上げてきたことを積み上げてきたこととして尊重しながら、どうやって交渉過程で我が国が大きな被害を受けないような形で我が国農業が存続可能なことにしていくかということで大変御苦労いただいているわけでございます。新提案というのは、ちょっとドーハ・ラウンドをひっくり返すようなことというのは私はできないというふうに申し上げざるを得ないのであります。

それから、韓国との関係ですが、韓国側は確かにそういうことを言ったかのように伝えられております。しかし、私どもはそういうふうにちゃんと聞いたわけじゃございませんで、再開に当たりましては、福田総理からも言われておりますが、ここでつぶれるようなことがあってはならないので非常に慎重に進めていこうということであります。ですから、お互いがリクエストオフアーに至る前にそういう誤解によって日韓の話し合いがつかれることがないように進めていかなきゃいけないというふうに、慎重に関係省庁と連携取りながら進めようという姿勢であります。

しかし、今何も進んでおりません。今具体的に何も出てきておりませんので、何か、委員のお話で、農業の方で日本がかたくなで妥協する余地を全然示さないのだからこれをチャラにしたんだというふうに巷間伝わっておりますけれども、私は、実はその関係者からいろいろ聞きますと、どうも農業ではなかったように思うんですね。だから、そういうようなことが広がるようなことがないよ

うに、お互いの交渉過程というのが誤解を生むことがないような慎重な進め方をしていかなきゃいけないというふうに考えているわけでございます。

あと何でしたかね……
○委員長(郡司彰君) また次に指しますので。
○国務大臣(若林正俊君) それじゃ、先に。

○政府参考人(高橋博君) 御指摘の水田・畑作所得経営安定対策の過去の生産実績に基づきます固定払い、固定支払の関係でございます。

これにつきましては、不足払いあるいは価格支持政策など生産を刺激するような国内農業支持につきましまして、WTO交渉の中で、全体、農業生産、国の農業生産全体といたしましても、また個々の作物、品目ごとにおきましても削減対象としていくという方向性がございます。この部分につきましましては基本的に各国の共通認識となつていくということでございます。したがって、我が国といたしましても安定的かつ継続的な制度運用という観点を考えますと、削減対象とならないような緑の政策をやはり政策の中心に据えることが重要であるということでも導入したものであります。

具体的には、過去の生産実績を算定する基準期間につきましまして、平成十六年から平成十八年までに固定した上でその実績に応じた支払を行うというようにしたわけでございます。この件については、この担い手経営安定法の御審議の際についても非常に多くの御議論があったわけでございますが、今申し上げたい理由は、この基準期間の見直しというのは考えていないという答弁をさせていただいております。また、四月の当委員会におきましても大臣から御答弁申し上げておりますけれども、やはりこの線は大事にしていくなきゃいけないというふうに思っております。

なお、ただし、この過去の生産実績に基づく支払のほかに、この制度の中では毎年の生産、品質に応じます支払、成績払いを併せて措置しているところがございます。これは、農業生産が消費

者、実需者ニーズに応じた良品質な農産物の生産にに応じて支払われるということでございます。最近の販売価格の上昇とも相まって、収入が増加する要因でございます。さらに、新規参入者でございますとか経営規模の拡大、生産調整強化の対応等については、麦、大豆などの作付け拡大に関して担い手経営革新促進事業という別途の措置を講じておるということで、この場合は過去の生産実績なくとも経営安定が図られる水準の支援を行うということでございますので、この点について御理解いただきたいと思います。

○委員長(郡司彰君) 済みません、大臣、ちょっと待ってくださいね。外務省……

○国務大臣(若林正俊君) あと二点あると思うんですね。

○委員長(郡司彰君) ちょっと、大臣、済みません。

○国務大臣(若林正俊君) 外務省、じゃ先やつてください。

○政府参考人(石川和秀君) 申し訳ございません。

日韓のEPAの関係でございます。もう大臣が御答弁をされましたので、一点だけ補足をさせていただきます。

四月の日韓首脳会談におきまして、この日韓のEPAの締結交渉の再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を行うということを両首脳間で合意をいたしております。これを本年の六月中旬に開催するという事になっております。今、韓国側と具体的な日程の調整の詰めを行っているというところでございます。

まさに委員の御指摘のとおり、この実務協議におきまして精力的に検討を進めようと思っておりますし、この中で誤解が生じないよう丁寧に話し合いをしていまして、早期に交渉を再開するということに持っていきたいと、このように考えております。

○国務大臣(若林正俊君) あと二点、簡単に申し上げます。

一つは日豪でございます。日豪をもう中断したかどうかというような趣旨のお話でございます。この日豪の戦略的な関係というのは大変深い関係、大事な関係でございます。交渉が始まったばかりで、向こうが非常にかたくな、全面的な開放と見られるようなオファーを出してきたからといって、これはもう中断するんだというふうにしてしまうというのは、我が国の利益の点から見てもいかなものだろうかというふうに考えざるを得ないわけでございます。どうも気に食わないからもうやめたというわけにはなかなかいきません。もう地道に豪州側から提起されましたリクエストオフアーに関しましては丁寧に粘り強く今説明しているところでございます。

もちろん、平成十八年十二月に本委員会で決議がされていることは十分承知の上、その決議の趣旨に従って、守るべきものはしっかりと守っていくという方針の下で日本としての最大限の利益が得られるような交渉を続けていくということでありまして、もう中断するんだというような決断にはまだ早いんじゃないかと思っております。もっとと誠意を持って、お互いが外交上の意見交換をし、交渉を続けていくべきものと考えております。

サミットその他の重要な会議があります。サミットの会議で私が一緒に出席すべきじゃないかと、こういうことですが、これ首脳会議なもので、それから、世界全体でフォローする人間が付いていって会議に出るということはルールになっておりませんので、私自身が会議に行くというわけにはまいりません。しかし、総理をしつかりと支えていくという立場で議論の準備、そしてまた総理の相談に応じてこれにこたえていけるような体制を整えて臨んでいくというふうに考えているところでございます。

なお、この六月にはFAOの食料サミットが国連事務総長から言われて総理が呼びかけられております。こちらはサミットのようなルールが明確になつていくわけじゃないので、当委員会

始め国会のお許しがいただければ、私は総理が行かれる場合にも私もFAOの食料サミットには同行したいと思っていますし、万一総理が行けなくなったときは私がこの会議に出て責任を果たしたい、こう思っております。

引き続きOECDの食料問題の会議がパリで行われますが、これは私もお許しいただければ引き続きそちらにも出ると。その機会に、豪州が呼びかけておりまして、非公式の農業関係の閣僚会議をするということが予定されております。これもやはりWTO閣僚会議には私出させていたいただきたいというふうに今考えているところでございます。

○山田俊男君 ありがとうございます。答弁いただきました。ありがとうございます。答弁の身身はともかく、大きな重い荷物を肩から下ろしたような気持ちでおりまして、大変ありがとうございます。ありがとうございました。

ところで、内閣府の加藤大臣政務官にもおいていただいております。最後に一点だけお願いしたいと思っております。

地方分権改革推進委員会におきまして、四ヘクタール超の農地転用権限、さらには保安林の指定・解除権限等の知事への移譲の論議が出ているところでありまして、まず地方分権改革推進委員会事務局からおいでになっているというふうに思いますが、最初にお話ししたいんですが、地方分権委員会では食料の安定供給や国土保全といった視点での議論が行われているのかどうかです。さらには、当委員会でもしよっちゅう出ているわけですが、現下の地球規模での食料、環境、エネルギーをめぐる状況はもう一変しているわけですが、そうした国家全体、地球規模全体で議論しなければいけない課題についての議論がなされているのかどうかなんです。同時に、これまで四ヘクタール以下についてはこれは農地転用の権限を都道府県知事へ移譲しているわけですね。この移譲しているのは本当に不適切な農地転用になっているのかいないのか、

これらについての実態把握はできているのかということが大変気になっております。加藤大臣政務官にもちょっと御発言いただきたいものですから、簡潔にお願いします。

○政府参考人(坂本森男君) お答えを申し上げます。

農地転用あるいは保安林につきまして、委員会を開きまして調査審議を行っているところでございます。調査審議におきましては、農林水産省から食料の安定供給や国土保全の観点に立った意見が示されたことも踏まえまして、委員会といたしましては、土地利用に関する個別の許可等は地方府県に一元化することが望ましいのではないかとこの認識に基づいた調査審議が行われているところでございます。

そのほか、いろいろと国際的な環境の問題につきましても何回かヒアリングをいたしまして、農林水産省からのヒアリングを実施して調査審議を行っているところでございます。

以上でございます。

○山田俊男君 加藤大臣政務官、今日はありがとうございます。

私も地方分権はいかめなんでしょう。いっているつもりはないんです。地方分権は大変大事なことというふうに思っております。しかし、それは常に地域の実態を踏まえた議論が着実に進められて、そして行われるべきだということに考えるわけですが、加藤大臣政務官は、まさに地域の実態をよく御存じであるわけでありまして、そういう立場から、この国の方向を間違わないように、是非、地方分権改革推進委員会をリードいただきたい、こんなふうに思います。

政務官の決意のほどを是非お聞かせ願います。

○大臣政務官(加藤勝信君) ありがとうございます。御承知のように、もう地方分権改革、福田内閣の最重要課題でもあります。内閣総理大臣が本部長として、本部を中心に今政府一体として取り組んでおります。今後、今地方分権推進委員会が第

一次勧告に向けて議論が進んでおりますし、また政府としては委員会勧告を受けて対処方針を本部決定すると、こういう予定の中で今進んでいるところでございます。

また、今御指摘のように、地方の実態、さらには食料の安定確保、優良農地の確保、あるいは保安林の絡みでいえば国土保全、こういった課題も大変重要な課題であることはもう間違いないところであります。

いずれにいたしましても、勧告の内容あるいは本部決定をいたします対処方針、こういったものが国民の期待にしっかりとこたえ、そして実のあるものにしていかねばならないところでございます。

昨日も、若林大臣として町村官房長官として私どもの増田大臣、三大臣の間で一時間を超える意見交換を行っていただくように、今それぞれ大臣間の意見交換を進めていただいているところでございます。

私としても、地方分権改革担当の大臣政務官といたしまして、御指摘の点も踏まえて、間違いない方向に向けて改革が進んでいけるように努力をしていきたいと思っております。

○山田俊男君 加藤政務官、大変ありがとうございます。

また、若林大臣におかれては、FAOサミットへちゃんと出ていただけたということでもありますので、大いに期待しておりますので、食料純輸入国、最大の輸入国としての日本の姿勢を発言してきていただきたい、こんなふうに思います。

どうも大変ありがとうございます。

○谷合正明君 公明党の谷合正明です。政府提出の農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案、いわゆる農林漁業バイオ燃料法案について質問をいたします。

バイオ燃料については大きく三つの目的、意図があるということでありまして。一つは、CO₂を増加させないという大きな目的もあります。もう

一つは、エネルギー安全保障上の、エネルギーを受け入れる際の多様化、また地域産業の振興という話も先ほど来ございました。

私の地元岡山県も、真庭市、新見市がバイオマスタウンになっております。特に真庭については、従前からこのバイオマスについては非常に熱心に取り組んでまして、製材工場の残材からの燃料用エタノール製造実証とE3実証、これはもう既にやっているところでございます。

こうした中で、やはり地方の活性化を図っていくためにこれまでと違った視点での施策を講じていく、そういう意味でのこのバイオ燃料法案、非常に農林漁業の振興を図る上でも大切なものであるというふうに考えております。農林漁業に由来する資源をバイオ燃料の原材料として活用していくことを促進する法案の趣旨については賛成をするものであります。

まず、一点目にお伺いしますが、これまで、先ほど来出されている質問であります、食料それから飼料の供給とのバランスの確保についてのお尋ねであります。

実は、ある大手食品メーカーのトップの方が、バイオ燃料の原料として小麦やトウモロコシなどを使うことは世界の食料危機を加速することになると警告をいたしました。それによると、石油製品需要の増加分二〇％をバイオ燃料で代替すると食用に回す穀物はなくなってしまうということでもあります。

また、バイオ燃料についての懸念はほかからも表明されておまして、二〇〇七年には国連の食料の権利に関する特別報告官が、食料危機の回避策としてバイオ燃料の開発を五年間凍結するという案を提唱しております。そこまで言っているわけでもあります。

バイオ燃料に関しては、もちろん今後は食料以外の原料を使った生産法の開発などが主流になっていくかと思っております。

まず、そこで一点目、我が国は自給率が四〇％を切ってしまうわけでありまして。まずは、

麦、大豆といった作物の生産を振興することによつての農地の有効活用を図っていくことが重要ではないかと思つておりますが、まず、この食料、飼料の安定供給と国産バイオ燃料の生産拡大のバランスをどのように取っていくかについてのお考えをお聞かせください。

○国務大臣(若林正俊君) 委員がおっしゃるとおりだと思います。食料、そしてまたえさを通じて畜産物という食料を作ることが最優先されるべきものというふうを考えているわけでございます。

したがしまして、日本型のバイオ燃料生産拡大対策と銘打っておりますけれども、方向性としてはセルロース系の原料でバイオエタノールを生産していくという方向付けとして持つていくわけでございまして、そのほかは、今委員がおっしゃられました、元々、木質系のペレットなどを作つてそのペレット利用をしていくとか、あるいはまた畜産の方で、廃棄ふん尿からだけではありませぬけれども、それでガスを燃料に使うとか、いろいろな方策があるんですけれども、エタノールとの関係で言えば、やはり食料と競合を来さないということを政策の推進の方向としてそれを定めていきたいと、それを推進していきたいと思つています。

ただ、先ほども議論がありましたけれども、そういう木質系のバイオエタノールの生産システムを確立するためにはどうしても、まだ大変幼稚な、インフアストラの状態で、糖質系のエタノール製造システムという知見を得なければならぬという意味で、五万キロリットル以上やる予定はありませぬけれども、そういう糖質系のものを対象とするものをこの法律では対象にしてスタートを切らざるを得ないというふうを考えております。

○谷合正明君 食料価格高騰の要因としてこのバイオ燃料ブームがあるということも一因だということで委員会質疑でやり取りさせていただきましたが、今の大臣の答弁で、まずは日本型のバイオ

というところで食料、飼料と競合しないバイオ燃料の生産拡大を図っていくという話でございまして。

こうした我が国の方針というものをもちとつと国民の皆様を知つていただくということが大事であろうかと思つております。国際会議でアピールするといふ以前の話として、国民の皆さんにどのようにこの理解を得る努力をされてきたのか、またどのように取り組んでいくかについての説明を、御答弁をお願いします。

○政府参考人(吉田岳志君) バイオ燃料の生産拡大につきましては、本法案による措置のほか、平成十九年度から開始しております大規模実証事業と併せまして、平成二十年度予算におきまして、食料供給と競合しない稲わらや間伐材などの未利用バイオマスを有効に活用しました日本型バイオ燃料生産拡大対策、これを新たに開始いたします。あわせて、平成二十年度税制改正措置におきまして、バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の軽減措置の創設などの様々な支援策を講じることとしておるわけでございまして、今委員御指摘のように、これを国民の皆様にご理解していただくということでございます。

これらの支援策につきまして、関係者への周知と理解醸成を深めることを目的に、四月下旬から五月中旬にかけて、全国九ブロックにおきまして日本型バイオ燃料生産拡大対策に向けての対話集会というものを開催してまいりました。大変盛況でございまして、関係者に対して支援策の説明を行いますとともに、バイオ燃料やバイオマスの活用の促進についての意見交換、活発な意見交換を行なうと思つております。

バイオマスの活用につきましては、バイオマスの賦存状況等が地域によって大きく異なつております。そういったことから、地域の実態を踏まえて進めることが肝要というふうを考えております。バイオ燃料の施策の推進に当たりましては、こういった現場の様々な声、これをよく聞いて進めてまいりたいというふうに思つております。

今後とも、より分かりやすくきめ細かな説明を通じて国民の理解の増進に努めますとともに、本法案による措置、補助事業や税制措置などを総合的に実施をいたしましてバイオ燃料の生産拡大を図つてまいりたいと、このように考えております。

○谷合正明君 国民の皆様から具体的にどういう御意見があつたのか、すべて承知しているわけではございませんが、地域の実態、実情に合わせた形の進め方というのが大事であるということがいろいろ説明会の中で分かつてきたという話でございました。

こうした国民への対話というか、国民の皆様との意見交換を踏まえるような形で、大臣におかれましては、食料サミットであるとか国際会議の中で、まさにこのバイオ燃料と食料、飼料とのバランスの問題についての、我が国、サミット議長国として世界をリードしていくというような発信というものが大事であろうというふうに考えておりますので、まず大臣に、この情報発信、国外に向けた情報発信についての取組について、あるいは御決意についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(若林正俊君) 洞爺湖サミットで、会場あるいはプレスセンターなどのエネルギー、これも、自然エネルギーそれからバイオエネルギーをベースにしたようなことをいたしまして、できるだけ日本の姿勢というものを広く理解できるような状況の環境の中で、日本型バイオ燃料はこういう方向で臨むということをアピールしていきたいと、こんなふうに考えているわけでございまして。

議長国というのは、議長国が全体を環境をつくりながらリードしていくことはあるわけですが、議長国が余り自分の意見でそれでリードするということよりも、いろんな意見をそこで出して中であつていく。ただ、我が方はこういうことを考えているということでは議論を進めていくことになるんだらうと思つております。

○谷合正明君 分かりました。

次に、耕作放棄地の活用についての質問をさせていただきます。

基本的には食料、飼料と競合しない形で進めていくわけでありまして、しかしながら、今我が国内においては埼玉県の面積に匹敵する耕作放棄地がございます。また、不作付け地も含めた遊休農地というのはたくさんあるわけでございます。

こうした現在利用されていない農地にバイオ燃料の原料作物を作付けすることができていくのであれば、農業振興だけでなく、国土の保全といった面でも有用ではないかというふうにも考えております。このバイオ燃料が適切な方法で生産拡大が図られるのであればということでもあります。

そこで、例えば、じゃ耕作放棄されている現場にこれがすぐに簡単にできるかというところ、高齢化に伴う労働力不足であるとか農産物の価格の問題等もございまして、一朝一夕にいくとは考えておりませんが、こうした原料作物の耕作放棄地への作付けについてどのような展望を持つているのかについて、考えをお聞かせください。

○政府参考人(吉田岳志君) 耕作放棄地を利用したバイオ燃料原料作物の作付けについてのお尋ねでございます。

耕作放棄地の利用に当たりましては、先ほどから議論がございまして、所有者や担い手、畜産農家などによりまして食料、飼料の生産が行われること、これが最も望ましいということは言うまでもないと思つております。

ただ、地域の条件によりまして、食料、飼料の生産を行うことが必ずしも合理的でないという場合も考えられますので、こうしたケースにおきましては、代替作物としてバイオ燃料用の作物の生産が位置付けられるものであるというふうな考えに活用できるであろうというふうな考えております。

ただ、このような場合でありまして、バイオ燃料用作物の作付けに当たりましては、低コスト生産が必要不可欠でございます。そういったこと

から、当省におきましては、機械化一貫体系等の確立によります低労働力生産システムの構築、それから農業と肥料といった資材の投入量が少なく、そして多収穫が期待できる品種の育成、こういった研究開発に取り組んでいるところでございます。

今後とも、こうした取組の推進によりまして国産バイオ燃料の生産拡大を通じて農林漁業の振興を図ってまいりたい、このように考えております。

○谷合正明君 実は、バイオディーゼルの方なんですけれども、ジャトロハという何か植物があるそうでありまして、今我が国としてもその開発、開発というんですか、どういう土地でこれが利用可能なのか。特に、アフリカとかいろいろなところでこのジャトロハという作物が干ばつや害虫に強く特別な手入れを必要としないものでありまして、種子からの搾油効率が高い上に、非食用のため、大豆、トウモロコシといったバイオ燃料と違って価格高騰につながらないというような利点があるということまで出ているわけでありまして、こうしたことも、国内に適用するとかあるいは国外への技術移転であるとかということも進めていたのだなと思っております。

そこで、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大についてのお尋ねなんです、二〇三〇年には六百万キロリットル、これは可能性としての数字だということでありまして、これには前提条件があつて、革新的技術開発が行われることと。三点の革新的技術があつて、一つは収集・運搬コストの低減、一つは資源作物の開発、もう一つはエタノール変換効率の向上でございます。

まず一点目お伺いしますが、この収集・運搬コストの低減を本当にこれはどのように図っていくのか。本当に地域地域に行きますと、私たちの地域にはこんなたくさん未利用のバイオマスがあるんだと、ここにすぐ期待しているわけでありまして、この収集・運搬コストの低減が図られると。これバイオマスだけじゃなくて林業全体の

話かもしれません、この点についての取組についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(吉田岳志君) お答え申し上げます。

今御指摘のように、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大のためには、原料となる未利用バイオマスを低コストで安定的に供給すること、これが不可欠でございます。これらの未利用バイオマスは収集・運搬コストが高いと、そのために利用が進んでいないというのが現状でございます。

そこで農林水産省では、間伐材あるいは稲わら等の未利用バイオマスにつきまして、効率的に収集可能な農業機械あるいは林業機械、そういったものの開発ですね、それから収集・運搬システムの構築に係る研究開発、結局個々の技術だけではありませんで、それをどう組み合わせる地域でシステムとして根付かせていくということが大変重要であるというのを考えておりまして、そういった研究を進めることというふうにしてございます。これらの研究開発を通じて、間伐材あるいは稲わらなどのセルロース系原料からの大幅なバイオ燃料生産拡大に向けた実用化技術確立してまいりたいと、このように考えております。

○谷合正明君 私はもう一つ、やはりエタノールの変換効率の向上の技術開発が一番大事であるというふうにご考えておられて、今世界的に研究開発競争が行われている中で、ここに力を注いでいくことが本当に国策になつていっていると私は思います。これは、技術分野、技術研究開発は我が国得意分野でございます。その意味で、この技術開発の重要性について、新品種の育成も含めてこの変換効率の向上と資源作物の開発について、この二点について現在どのように取組が行われているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(吉田岳志君) お答え申し上げます。バイオ燃料の生産コストを低減させまして化石燃料と生産力をもたせるというためには、今御指

摘のありました、先ほど申し上げました生産・収集コストの低減と併せまして、資源作物の開発ですとかあるいは燃料変換技術の開発、こういった技術的な課題を解決することが必要でございます。

そこで、今やっておりますでございますが、具体的に申し上げますと、独立行政法人を中心にいたしまして、平成十九年度から多収穫で病害抵抗性を有します新品種の開発や、直播栽培等の省力化が可能な栽培技術の開発を開始をしております。

また、稲わらなどの原料を効率的に収集するシステムやセルロース系原料の低コスト燃料化技術の開発、実証など、民間企業等による取組に対する支援を実施することとしているところでございます。

また、今、これ経済産業省等とも協力をしながらバイオ燃料技術革新協議会というものを立ち上げまして、その中で、コスト目標を明確にしまして、それぞれの技術ごとにこういった課題があつて、それをいつまでにどうやって解決するかといった個々の工程管理も含めた検討をしておるところでございます。

さらに、この法案におきましても、こうした研究開発に係る計画認定制度を設けておりまして、認定計画に基づき育成された品種に対する種苗登録等の減免といった支援措置を講じることとしております。

今後とも、関係省庁と連携しながら研究開発の加速化を図ってまいりたいと考えております。

○谷合正明君 やはり革新的技術開発というふうな称されているこの三つの分野、本当に力を入れていく必要があると思ひます。特に、再三申し上げますが、このセルロース系原料の効率性の糖化、これを本当にどうやってやっていくのか。これがもうできれば、我が国の将来って本当に大きく変わるんじゃないかというふうに私は思っております。

最後に、残されている時間、大臣に、改めてこ

のバイオ燃料という新たな取組の実施に当たって、法案そのものだけでなく、先ほど来言っているこの研究開発の推進、この辺についてのしっかり取り組んでいくんだという最後、大臣の決意をお聞かせいただきたいと思ひます。また、さらにその推進の意義について、これを国民に十分周知していくことも必要であると思ひます。

○国務大臣(若林正俊君) 私、このバイオ燃料の農林水産物由来の開発というのは、農林水産業に新しい分野を開くことになるんじゃないかという、そういう期待を掛けております。

農業分野は、もう比較的身近なことで非常に分かりやすいわけなんですけれども、新作物もございましょう。あるいは、今まで副産物で捨ててしまつたようなものを有効に利用するというのもあります。あるいは、規格に外れていながらも有効に利用するということもあると思ひます。

それから、林業については、もう委員が先ほど御指摘になりましたように、森林整備に伴つて生じてまいります間伐材あるいは枝打ちその他の今までですと林地にそのまま残してきた林地残材、それから、製材をしたときに出てくる言わば製材残渣ですね、こういうようなものなども利用可能になつてくるというふうな思ひます。

それから、海の方が意外と海藻類でも何となく邪魔者であつたような海藻が原料に使えんということが言われておられて、海の方も、それは場所に限られてきますけれども、そういう海藻類を原料に使うというふうなことも可能になつてくる

と。それらはいずれも農山漁村の地域資源でもあるわけですから、そういう眠っている未利用のあるいは低利用の資源を使つて地域の活性化にもつなげていけるような、そういうバイオインダストリーというようなものを立ち上げていくことが必要なんじゃないかというふうに思ひます。

その際に大事なことは、何といつても、委員も強調しておられますセルロース系の原料を糖化する、糖分にしてそれでエタノールにしていこうということになるわけですが、これは酵母が、酵母、エンチームですね、これがどういふのが一番いいのかというのが大変難しい課題になっていると承知しております。

技術的なことはよく分らないんですけれども、先ほどお話ししました、昨日、総合科学技術会議、これはもう各大学の、あるいは日本学術会議の会長とか、そういう人たちがこのメンバーになっている会議なんですけれども、そこで国としての技術開発の先端的あるいは革新的技術開発の重点を何にするかということをずっと議論してきてたんですね。

いろんなテーマが挙がっていますけれども、その中に我々が期待をしていることがテーマに挙げられ、そして、具体的にこういうものなんですよということとその学者が説明をされたモデルになったんですね。装置持ってきていまして、総理も出ておられたんですけれども、こつちに稲わらがある、これだけの稲わらをこういふふううに酵母で、これ実験室の話ですけども、こうやって、段階を踏んでいくと最後はこれだけのものができる、この稲わらの量でこれだけのエタノールが生産されているんですという、実感がわあつと伴ってくるような、そういう装置もそこで御披露になりました、しかし、それをやるためにはどうしても先端的な、ゲノムの活用による先端的な酵母とでもいうんですかね、その発見というか開発、育成ということが大事なんだということを強調しておられました。そのところに国としても集中的に研究資源を投入して研究開発を加速させていくという姿勢で臨んでいきたい、こう思っております。

○谷合正明君 ありがとうございます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。バイオ燃料の法案について質問いたします。

食料、飼料と競合しない地域の未利用資源を使い、そして地域循環型のバイオエネルギー生産を目指す取組は重要であつて、それを支援することは必要だと思ひます。また、第二世代と言われるセルロース系の原料に関する技術開発を進めるといふことも必要だといふことは賛成の立場なんですけれども、しかし、世界的には輸送用バイオ燃料の利用拡大が、市場原理に任せて拡大した結果、食料との競合や自然や生態系破壊の問題が生じていて、やっぱり慎重さが求められているといふことだと思ひます。

これまでの法案の審議の中で大臣は、バイオ燃料への農産物の利用促進を進める際は食料、飼料と競合しないようにするといふ答弁がされているわけですけども、法案の対象となる農産物に米、麦といった食用、飼料用の穀物も含まれるわけですよ。我が国の農政の最大課題は食料自給率の引上げであることは議論の余地がないわけですけども、そこから考えますと、米や麦などの穀物は燃料に回すよりは食料や飼料にいかにかつとということをや政策課題にすべきだ。といふときに、なぜ米や麦などを対象に含めることにしたのか、これについてまずお答え願ひたいと思ひます。

○政府参考人(吉田岳志君) バイオ燃料の生産拡大についての意義、あるいは食料と競合しない取組といふことについては先ほど来議論の出でるところでございます。

今お尋ねの、食料と競合しないことが必要と考へる中でどうして米や麦などの穀物を法案の対象としておるのかといふお尋ねでございます。

これは先ほどにもちよつと議論しましたけれども、我が国ではこれまでバイオ燃料の本格的な取組実績がございません。こういつた我が国におきまして、国産バイオ燃料の生産・流通体制を早急に整へるためには、現時点でエタノール製造技術が実用段階にきています糖質やでん粉質の原料を利用いたしまして大規模実証を行うこと、これを通じまして、原料供給から燃料生産、そして供給

までを含めた一貫したバイオ燃料の生産・供給体制を整備するといふことが急務となつております。このことは、それ自体の目的もございすけれども、将来のセルロース系の原料を活用した国産バイオ燃料生産の実用化を図る上で避けて通れない道筋であるといふふうに認識をしてございします。

なお、当然のことながら、その際には食用に向けられない非食用米ですとか規格外小麦などを用いることといたしまして、食料の安定供給には悪影響を与えないよう配慮をしておるといふこととございします。

○紙智子君 農産物を利用してバイオ燃料の生産を行う場合に、食料、飼料との競合を避けるためにはどういふ基本方針を示すのかといふのはかきになるわけですよ。基本方針で、食料、飼料と競合を避けるためにどのような条件を付けるのかといふことをまず具体的に示してほしいといふことが一つです。

もう一つ、現在既にモデル実証事業といふことで、先ほど来議論もあるわけですけども、飼料米やMA米を利用したバイオ燃料製造が農水省などの補助金を受けながら進められているわけですよ。法案にありますが連携事業計画、この連携事業計画で、米を原料とする計画が出された場合には認定するかどうかといふような判断基準といふのは一体どうなるのかといふことなんですけれども、この二点、お願ひします。

○政府参考人(吉田岳志君) お答え申し上げます。まず最初の、食料と競合しないことを基本方針でどのように定めることとしておるのかといふお尋ねでございます。

法律案に基づき定めます基本方針の中で、当面はエタノール製造技術が実用段階にある糖質あるいはでん粉質の原料を利用しますが、この場合にあつても食料や飼料の用途には供されない糖みつなどの副産物や規格外の農産物を利用することとし、中長期的には食料や飼料の需給に影響のない

稲わら、間伐材などのセルロース系原料や耕作放棄地などを活用して作付けられた資源作物を利用すること、これを基本として制度運用を行つていくといふことを基本方針の中で明記するといふふうに考えております。

二つ目の、既に始まつております米を原材料とする事業、こういったものを生産製造連携事業計画の認定の際にどういつた判断基準で認めていくのかといふこととございします。

生産製造連携事業計画の認定に当たりましては、これは法律の中に書いてございしますが、当該事業の目標、内容などが基本方針に照らし適切であるかどうか、二つ目といたしまして、当該事業の内容や資金計画などが事業を確実に遂行するため適切なものであるかどうか、こういつた点を確認するといふふうになつてございします。これを米を原材料として利用する場合に当てはめてみますと、基本方針に明記する食料及び飼料の安定供給の確保のために配慮すべき重要事項、これが基本方針に書かれますが、その重要事項に照らして適切なものかどうか。それから、原料調達や燃料製造コスト面等から見まして事業内容が適切であるかどうか、実際にそれで事業が運営できるかどうかといふ点ですね、こういつたことを確認することになるといふふうに考えております。

ただ、いずれにいたしましても具体的な判断基準はこれからでございまして、法律の施行までに関係者の意見を踏まえまして基本方針において定めてまいりたい、このように考えております。

○紙智子君 耕作放棄地や減反で作付けしていない農地を、どのようなものであつてもこのバイオマス生産ができるように耕地に戻すといふことは必要だと思ひますが、しかし、もし米作りが復活するのであれば、これも先ほど来議論があるところですけども、まず食料や飼料に利用できるように誘導、支援すべきではないかと思ひます。

飼料用米と稲発酵粗飼料を水田四十万ヘクタール生産すると自給率が一・五％アップするとい

う推計がされているわけです。それから、小麦需要を米粉に代えるということで自給率を上げていくというような取組もされているわけです。日本の農地に、食料需要を賄った上で燃料需要にもこたえるような余裕があるのかと。米を安易にバイオ燃料の原料とすることは私は認めるべきではないというふうに思っています。これについて大臣、お答え願います。

○国務大臣(若林正俊君) 耕作放棄地は約四十万ヘクタールあるわけですが、様々な賦存状況になっております。いろいろ調査が行われているわけですが、今年からもう一筆ごとに全部悉的に調査をしようと、そして、どういう利用が可能かということと関係者相寄って相談して利用促進を図っていくこと。中にはもう林地に戻すしかないかなというふうなものもかなりあるんではないかというふうに聞いておりますが、できるだけ林地に戻すというふうなことを避けて、せっかく耕地として利用していたものについては、作物が作付けできるように、それに適するような作物を考えていくというふうなことが必要なんではないかというふうに考えているわけでございます。

水田については、今なら米は作れるといったような場合も、その米を主食に回していくというふうなことであると、御飯というのはいくら腹いっぱいという状況になっているわけですから、それは自給率を高めることにならないですね。まあ輸出すれば別ですけどね。ところが、輸出はもうコストの面でなかなか通常の輸出は難しい。こういう事情にありますから、他の作物あるいは御飯としての主食用の米以外の利用方法を考える、そういうことしか今置かれているところで道がないわけでございます。

ですから、耕作放棄地を農用地に利用していくという場合はもちろん食料それから飼料、えさです、ね、この生産をしていけるところは生産をしていくことが合理的であるというふうに考えているわけですが、労働力がないなどの理由によ

りまして、食品として利用可能な高品質作物の生産が困難であるというような場合とか、あるいはえさについていえば近隣に畜産農家がなくて、飼料を生産しても長距離輸送などが必要となってとても価格競争力がないとか、そういうような事情のある耕作の放棄地というふうなものは、一方でこういうバイオ燃料の原料作物を作付けすることが可能である限りそちらをまた作付けをしていくと、そういう考え方で仕分をして進めていくというふうに考えているわけでございます。

○紙智子君 大臣はセルロース系への移行を強調されているわけですが、危惧を覚えるのは農水省の広報誌で「あふ」、農業、林業、水産業の頭文字、AFF、「あふ」っていうこの雑誌、これ去年の二〇〇七年の一月号なんですけれども、この中に、未来のエネルギーは水田、畑から生まれるというところがあるんですね。御存じかな。

○国務大臣(若林正俊君) 知りません。

○紙智子君 ああ、そうですか。それでこの中に、東大の小宮山宏総長がバイオ燃料の原料としてアジアの米生産のコストは安いからベイスと。で、アジアの水田に着目をして日本も協力してやっていくべきだというふうに述べていて、これに対して、アジアは水田が一番基盤ですからこれを生かしていく、そのとおりだというふうに当時の農水大臣が答えているわけなんです。

それで、アジア地域での米のバイオ燃料化の促進ということ、これはちよっと今のこの議論からいいますと農水省の方針じゃないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。大臣、お願いします。

○国務大臣(若林正俊君) 今の時点で申し上げさせていただきますと、農林省の方針、これが大臣の方針であるとは、そういう方針ではありません。大臣だけではないで、先般、アジアの諸国でバイオ燃料にどう取り組むかというセミナーを、会議を開きました。そのアジア諸国の皆さん方に、私

どもが設営したわけですが、私も、私もが申し上げましたのは、やはりこのバイオ燃料は日本はこういう形で食料生産と競合しないセルロース系のものに進んでいくんだというお話をしまして、これはタイ・バンコクで行いました会議なんですけれども、そこでディスカッションをしたわけですが、パームオイル、パームとか、そのパームヤシのかす、かすっていうかオイルを取った後のものとか、いろいろ利用の道はあると、アジアの中でもそういうようなセルロース系のを利用する道はあるということについて理解も深まっております。そういう課題に取り組む場合の政府間協力について話しをしたところでございす。そこで、食料の安定供給に最大の注意を払いながらバイオ燃料政策を進める必要があるという、そのことについては共通の認識、共通の意識の醸成が図られたというふうに担当者から聞いております。

我が国がやはり世界にアピールしていくにはそういう姿勢をアジア地域、足下のアジア地域の皆さん方にもそのことをアピールしていくという姿勢で臨むべきだと思っております。そういう公式の会議を開いて進めておりますから、その一月のは私承知しておりませんでしたが、お答え申し上げます。

○紙智子君 分かりました。

あと、北海道で進められているモデル実証事業なんですけれども、これ私も行って話を聞いてきました。北海道ではこの間、てん菜の生産抑制が畑作の輪作体系の維持にとって大問題ということ、動機というか、そこら辺もあるということなんですけれども、そのために交付金の対象外の人菜などを使ったバイオ燃料の生産に活路を見出すということを取り組んできたわけです。

その中で、道内の原料を使って道内で燃料として消費する地域循環型、地産地消を目指してやっています。バイオエタノール一・五万キロリットル、これをE3として道内で消費するというの

は無理だということなんです。それで、ETBE原料として売れないということで、さっきも山田議員がお話しになっていましたけれども、温暖化対策ということが一方で言われながら、結局、北海道から神奈川まで輸送するということになるのはどうなのかなというふうに思うわけです。それで、現在は輸送経費も助成があるんですけれども、これ五年まで、五年間の限り。自立経営となったときに、果たして採算が取れるのかという問題もあるわけです。

そういうことも考えますと、やっぱり計画を認める基準の中に地域循環とか地産地消とか、それが可能な適正規模という視点といいますか、それも入れるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(若林正俊君) 資源循環というのはまさに循環型社会が基本であるべきだという理念、思想から見てもそうでありまして、まさに農林漁業というのは大きな自然循環の中に営まれる産業であってほしいと思うんです。

ただ、で上がった製品については、地産地消で賄わない、外に出ていくような、エタノールなんかもそうなんですけれども、実はこのバイオのできた中で、プラスチックのようなそういう原料もできるんですね。だから、できた製品は、そういう科学技術の進歩あるいは実需の変化というふうなことの中で、もっともっと広い範囲のマーケットというのが期待される場合も出てくるということがありますから、法律制度として地域循環の中のものであることというふうに決め付けるのではなくて、やはり地域循環ができて地域でこれが利用されるということが望ましいというふうな考え方というのはあると思うんですけれども、それが更に広がって利用されたら駄目なんだというところまで縛ることはないんじゃないかと私は思っております。

なお、E3とETBEの話、これは私環境大臣のときに大変に苦労したんですよ。それで、経済産業省・エネルギー庁は必ず説得すると私には

言っておられたんですね。ところが、石油連盟の方は説得に応じないということがありまして、ガソリンを売らないよという話になってくるわけですね。だから、宮古でもそうですし大阪も苦勞するんですが、ガソリンを売ってもらえなければエタノールだけで走らせるというわけにはいきませんからね、ガソリンと混合するという意味で、E T B Eであれば幾らでも供給しますよというような話があるんですよ。

私は、ここはやはり産業政策としてきちっと話を詰め、どっちもいいんですよ、いいんだけれども、どっちもいいというにはガソリンを売ってくれるということと待ってどっちもいいというふうにならなさいいけない。ガソリンを売らないということになりますと、E T B Eに行くしかないわけですね。その辺はやはりしっかりと調整を指導をしていかなきゃいけないんじゃないかと環境大臣のときにしみじみ思っておりました、それは鴨下大臣に引き継いでいるところでございます。

しかし、なかなか力の強い企業のようにございまして、これでやると危険があるとかいろいろあります。ところが、この間決算委員会で経産大臣は、品確法ができたらしい問題も調整できてうまくいくはずだと、こういうことを言ったでしょう。だから、そういうことに期待しております。

○紙智子君 経産省に、じゃ、お呼びしていますのでお聞きします。

我が国のバイオ燃料政策について、食料、飼料とは競合しない、環境負荷も考慮すると言ったけれども、その理念を輸入バイオ燃料にまで及ぼす必要がある。現状では二〇一〇年までに五十万キロリットルという目標なんですけれども、圧倒的な部分を輸入に依存しなければならぬというのとは否定できないと思うんですね。

バイオ燃料の製造に、食料への影響だけじゃなくて、生態系やあるいは水資源や児童労働の問題や小農民からの農地の取上げの問題など様々な問題の指摘があります。五月二日の東京新聞でも、

「バイオ燃料が生物絶滅招く」と、「多様性条約事務局が警鐘」という報道がされております。

バイオ燃料の輸入に当たって、環境、生態系、社会影響を回避する措置が必要じゃないかと思うんですけれども、この点についてお願いします。

○政府参考人(北川慎介君) お答え申し上げます。

京都議定書目標達成計画におきまして、ここで五十万キロリットルの目標が掲げられてございます。しかしながら、委員御指摘のとおり、当面は輸入に頼っていかねばならないと、こういう状況でございます。

この原油換算五十万キロリットルという量、これにつきましては、世界的に見れば非常に微量でございますけれども、今後大規模になってくるとすれば、いかに輸入とはいえず、委員御指摘のような生態系あるいは社会、様々な環境について考慮しなければならぬ時期は必ず来るといふふうに思っております。

したがって、私もいたしましては、世界のいろいろな議論を十分見極めながら、バイオ燃料の導入は状況を見極めて段階的に進めていきたいと考えてございますし、特に食料との競合という大変最近議論になっている点につきまして、これにつきましては、特にセルロース系バイオエタノールの開発、これを進めていくべきだと考えてございます。何度かこの委員会でも先ほどから御説明がございすけれども、農水省さんと連携しまして、バイオマス燃料技術革新計画を取りまとめてございます。これに基づきましてセルロース系バイオ燃料の技術開発を進めていきたいと、かように考えてございます。

いずれにいたしましても、関係各省と連携しながら、それぞれの課題をきちんと押さえて導入に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○紙智子君 ブラジルでは日本の輸入に期待を寄せて生産拡大を図ろうとしているわけですが、サトウキビの生産拡大に伴って大豆の生産地が移動して、それが熱帯雨林の破壊につながっている

という懸念がされているわけです。五十万キロリットルだったらまだ影響はないという、そういう問題ではないわけですか。

E U は、自然環境や地域経済や社会への影響を考慮する必要がある、厳格な遵守事項を定めるといことが検討されているわけです。我が国もやはり食料の需給と競合しない植物資源に限定する、国内産・地域産の資源を優先的に活用する、生産、加工、流通、消費のすべての段階で環境を悪化させない持続的な方法を採用するとか、新たな環境破壊を引き起こさないためのガイドラインというのはいかなうかというのを最後に聞きたいと思

います。これ、経産省と農水大臣にも一言ずつ言ってもらって、終わりたいと思います。

○政府参考人(北川慎介君) 今御指摘のとおり、バイオ燃料の導入に当たりまして、食料との競合、森林破壊あるいは生態系への悪影響と、こういったことが指摘されてきているところでございまして、特にE U 当局におきましてもそのような方向で議論がなされているということを承知してございます。

私もいたしまして、いたずらにバイオ燃料の導入を急ぐということではございませんで、様々な関係に配慮しながら段階的に導入を図っていきたく、かように考えてございます。

○国務大臣(若林正俊君) 私の信念的にお話を続けてきたわけでございますけれども、これは環境配慮型の事業としていかなければならないというベースは当然でございますが、それを何か今、基準に、基準のようなこと……

○紙智子君 ガイドライン。ガイドラインですね。

○国務大臣(若林正俊君) ガイドライン。やっぱり、まだインファンテで、これから始まるころです。それから、やはりよく相談をしながら進めていかなきゃいけないと思うんですよ。国の方でこうだと、こうだと言っているけどまだ私は成熟度というものができているんじゃないんで、やっぱり

研究開発から始まって実証実験と、そういうものを通じて進めていくという意味で、すぐさまガイドラインを作るといことは、今私は念頭にございません。

○紙智子君 終わります。

○委員長(郡司彰君) 他に御発言もないようですから、質疑は結局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(郡司彰君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、主演君から発言を求められておりますので、これを許します。主演了君。

○主演了君 民主党の主演了でございます。私は、ただいま可決されました農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

バイオマスの利活用は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止する上で有効なものと位置付けられている。また、資源小国である我が国にとって、化石資源への依存度を減らしエネルギー供給源の多様化を図るなど、エネルギー安全保障の観点から、バイオ燃料に対する期待が高まっている。

しかし、アジア諸国等における人口増加と経済発展に伴う食料・飼料需要の増大、バイオ

燃料の原材料としての穀物需要の増大、地球温暖化による気候変動の影響等により、世界的に食料需給がひっ迫し、食料価格が高騰する中で、バイオ燃料の原材料として穀物を利用する場合には、バイオ燃料と食料・飼料との間に競合が生じ、我が国をはじめ食料・飼料の多くを輸入に依存せざるを得ない国々は、その影響を直接被るおそれがある。

よって政府は、本法の施行に当たり、食料・飼料の安定供給の確保及びバイオ燃料の生産拡大が適切に図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 穀物を原材料とするバイオ燃料の生産については、食料不足や飼料価格上昇等の弊害が指摘されていることにかんがみ、食料・飼料生産とバイオ燃料生産の適切なバランスに配慮したバイオ燃料生産の取組が各国でなされるよう、我が国としても国際会議等を通じて積極的な働きかけを行うこと。

二 稲わら及び間伐材等、食料供給と競合しないセルロース系の原材料からバイオエタノールを低コストで製造する技術開発について、各省庁間の連携を強め政府一体となって重点的に進めるとともに、その迅速化を図ること。

三 諸外国で生産されたバイオ燃料について、穀物の国際価格の上昇を促すとともに、バイオ燃料の原材料となる穀物を作付けるために熱帯雨林等の大量破壊を招くおそれがあるものについての輸入は極力避け、国産バイオ燃料の生産を大幅に拡大するよう施策を進めること。

四 農林水産業から生じる残さ等は産業廃棄物に分類されるものもあるが、これらの適正処理を図りつつバイオ燃料としての利活用を促進するための施策を進めること。

右決議する。
以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

す。
○委員長(郡司彰君) ただいま主濱君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(郡司彰君) 全会一致と認めます。よって、主濱君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、若林農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。若林農林水産大臣。

○国務大臣(若林正俊君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、関係省庁とも連携を図りながら、今後、最善の努力をしてまいり所存でございます。

○委員長(郡司彰君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(郡司彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

平成二十年五月三十日印刷

平成二十年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C